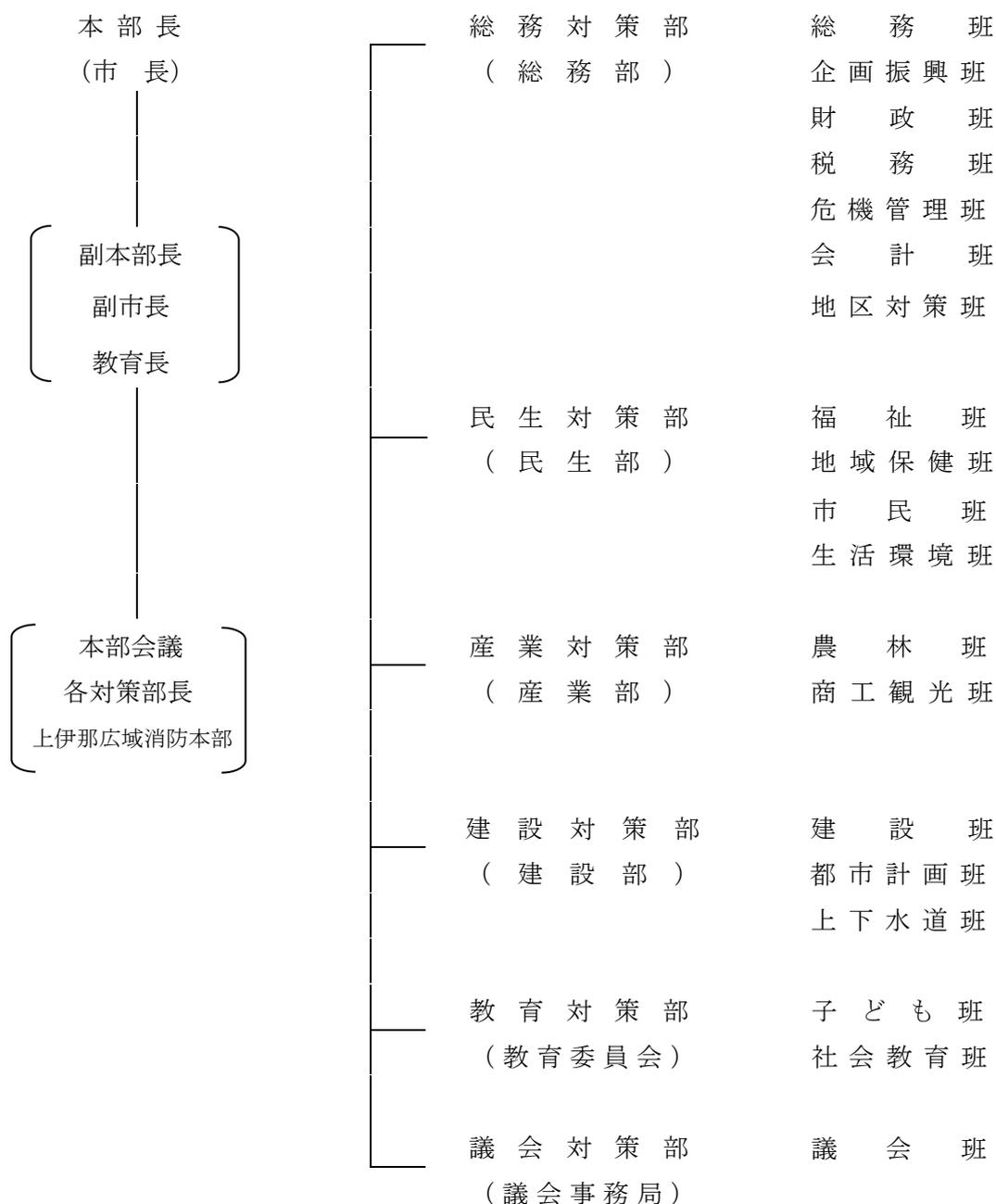


第3章	災害応急対策計画	1
第1節	災害対策本部の編成及び事務分掌	1
第2節	災害情報の収集・連絡活動	8
第3節	広域相互応援活動	23
第4節	ヘリコプターの運用計画	29
第5節	自衛隊の災害派遣活動	31
第6節	救助・救急・医療活動	35
第7節	消防活動	41
第8節	要配慮者に対する応急活動	43
第9節	緊急輸送活動	46
第10節	障害物の処理活動	49
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	51
第12節	孤立地域対策活動	65
第13節	食糧品等の調達供給活動	67
第14節	飲料水の調達供給活動	70
第15節	生活必需品の調達供給活動	73
第16節	保健衛生、感染症予防活動	75
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	78
第18節	廃棄物の処理活動	82
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	86
第20節	危険物施設等応急活動	88
第21節	上水道施設応急活動	91
第22節	下水道施設応急活動	92
第23節	通信・放送施設応急活動	94
第24節	その他ライフライン施設応急活動	97
第25節	災害広報活動	98
第26節	土砂災害等応急活動	101
第27節	建築物災害応急活動	103
第28節	道路及び橋梁応急活動	105
第29節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	107
第30節	ため池災害応急活動	109
第31節	農林水産物災害応急活動	110
第32節	文教活動	111
第33節	飼養動物の保護対策	116
第34節	ボランティア等の受入れ体制	117
第35節	労務供給計画	120
第36節	義援物資、義援金の受入体制	123
第37節	災害救助法の適用	125

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部の編成及び事務分掌

#### 第1 災害対策本部の編成



## 第2 駒ヶ根市災害対策本部の各対策部、班及び事務分掌

対 策 部	班及び班長	事 務 分 掌
総務対策部 ○総務部長	総務班 ○総務課長	1 職員の動員に関すること（危機管理班と連携） 2 職員の健康管理に関すること 3 災害派遣職員の受入れに関すること 4 庁舎等の応急対策に関すること 5 部の庶務に関すること 6 市有車両の確保及び配車に関すること 7 本部長及び副本部長の秘書に関すること 8 災害広報に関すること 9 災害記録の作成に関すること 10 報道機関との連絡及び対応に関すること
	企画振興班 ○企画振興課長	1 各部及び部内各班との連絡調整に関すること 2 自衛隊の派遣要請に関すること 3 派遣自衛隊との連絡調整に関すること 4 自衛隊員の宿泊施設等の確保に関すること 5 自衛隊が使用する災害応急対策用資機材の確保に関すること 6 外国籍市民に関すること 7 見舞者及び災害視察者の対応に関すること 8 災害要望書の作成に関すること 9 通信の確保、維持運営に関すること
	財政班 ○財政課長	1 災害対策の予算及び資金に関すること（危機管理班と連携） 2 公社財産の調査、災害対策に関すること 3 市有財産の被害状況の取りまとめ及び情報に関すること 4 ヘリポート及び車両置場の確保に関すること 5 災害救助法に係る事務に関すること（適用以降）
	税務班 ○税務課長	1 被災家屋、土地の調査報告に関すること 2 罹災証明に関すること（市民班と連携） 3 災害時の納税対策に関すること

対 策 部	班及び班長	事 務 分 掌
	危機管理班 ○危機管理課長	1 本部の設置及び閉鎖に関すること 2 本部の庶務に関すること 3 災害に関する予警報等の伝達に関すること 4 避難指示に関すること 5 無線通信の総括に関すること 6 災害情報の収集に関すること 7 本部会議に関すること 8 職員の動員に関すること（総務班と連携） 9 物資の確保に関すること（福祉班と連携） 10 県及び他の市町村に対する応援要請に関すること 11 災害救助法の適用申請に関すること 12 消防活動及び水防活動に関すること 13 消防団との連絡調整に関すること 14 救急救助活動に関すること 15 交通防犯に関すること 16 応急対策物品の購入に関すること（財政班と連携） 17 その他災害応急対策活動に関すること
	会計班 ○会計管理者	1 本部員に対する食品の給与に関すること 2 応急対策経費の出納に関すること 3 義援金、見舞金その他金銭の収納保管に関すること
	地区対策班 ○支所長	1 管内地区の被害調査、報告及び応急対策に関すること 2 本部との連絡調整に関すること

対 策 部	班及び班長	事 務 分 掌
民生対策部 ○民生部長	福祉班 ○福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部に関する災害情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>2 部の庶務に関すること</li> <li>3 部内各班との連絡調整に関すること</li> <li>4 炊き出しに関すること</li> <li>5 応急救援物資供給に関すること</li> <li>6 避難所等における要配慮者の保護に関すること</li> <li>7 社会福祉施設の被害調査及び報告に関すること</li> <li>8 福祉避難所の調整に関すること</li> <li>9 緊急短期入所の調整に関すること</li> <li>10 一人暮らし高齢者等の生活に関すること</li> <li>11 応急救援物資に関すること（危機管理班と連携）</li> <li>12 災害義援金品等の受領及び配分に関すること</li> <li>13 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害支援資金の貸付に関すること</li> <li>14 ボランティアセンターとの調整に関すること（市社会福祉協議会の担当するボランティアとの調整を含む）</li> <li>15 民間協力団体との連絡調整に関すること</li> <li>16 社会福祉協議会等の被害調査及び報告に関すること</li> <li>17 社会福祉施設等への情報伝達及び応急対策に関すること</li> <li>18 赤十字奉仕団の動員に関すること</li> </ol>
	地域保健班 ○地域保健課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の看護及び応急援護に関すること</li> <li>2 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること</li> <li>3 救急医薬品及び衛生材料の確保に関すること</li> <li>4 救護所の開設及び管理運営に関すること</li> <li>5 感染症予防に関すること</li> <li>6 食品衛生に関すること</li> <li>7 民間協力団体との連絡調整に関すること</li> </ol>
	市民班 ○市民課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の収集及び被災者名簿の作成に関すること（税務班と連携）</li> <li>2 死者の埋火葬等に関すること</li> <li>3 主食等の調達配給に関すること</li> <li>4 戸籍及び住民基本台帳に関すること</li> </ol>

対 策 部	班及び班長	事 務 分 掌
	生活環境班 ○生活環境課長	1 関係機関等との連絡調整に関する事 2 所管施設の被害調査及び報告に関する事 3 し尿処理及びごみ処理に関する事 4 廃棄物に関する事 5 死亡獣畜に関する事 6 ペット避難の対応に関する事 7 太陽光発電施設の安全対策に関する事
産業対策部 ○産業部長	農林班 ○農林課長	1 部に関する災害情報の収集及び伝達に関する事 2 部の庶務に関する事 3 部内各班との連絡調整に関する事 4 関係機関等との連絡調整に関する事 5 農、畜、林、水産物の被害対策に関する事 6 農、畜、林、水産物（施設を含む）の被害調査及び報告に関する事 7 気象、凍霜害予防等に関する事 8 農林水産業施設等の応急対策に関する事 9 被災農林水産業者の経営指導に関する事 10 被災農林水産業者に対する融資に関する事
	商工観光班 ○商工観光課長	1 所管施設、商工業者の被害調査及び報告に関する事 2 関係機関等との連絡調整に関する事 3 商工業者の応急対策に関する事 4 被災商工業者の災害融資に関する事 5 物資物価対策に関する事 6 観光施設の応急対策に関する事 7 観光客の安全確保に関する事 8 別荘地の管理に関する事

対 策 部	班及び班長	事 務 分 掌
建設対策部 ○建設部長	建設班 ○建設課長	1 部に関する災害情報の収集及び伝達に関すること 2 部の庶務に関すること 3 部内各班との連絡調整に関すること 4 関係機関等との連絡調整に関すること 5 公共土木施設等の被害調査及び報告に関すること 6 公共土木施設等の応急対策に関すること 7 土木施設の応急資材の確保及び工事に関すること 8 緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること 9 災害関係車両の特殊車両許可申請に関すること 10 道路橋梁河川の本復旧に向けた調査に関すること
	都市計画班 ○都市計画課長	1 関係機関等との連絡調整に関すること 2 都市施設の災害対策に関すること 3 所管施設の利用者の安全確保に関すること 4 市営住宅の被害調査及び報告に関すること 5 建築物の応急対策に関すること 6 住宅建設資金等の融資に関すること 7 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること 8 避難場所の安全確認及び応急修理に関すること
	上下水道班 ○上下水道課長	1 上下水道施設の被害調査及び報告に関すること 2 上下水道の応急対応に関すること 3 災害時の応急給水に関すること 4 関係機関等との連絡調整に関すること 5 下水道排水（公共、農業）の対策に関すること

教育対策部 ○教育次長	子ども班 ○子ども課長	1 部に関する災害情報の収集及び伝達に関すること 2 部の庶務に関すること 3 部内各班との連絡調整に関すること 4 避難者支援拠点施設の開設及び指定避難所の支援に関すること（社会教育班と連携） 5 P T Aへの協力要請に関すること 6 児童及び生徒の安全対策に関すること 7 児童及び生徒の被害状況の調査に関すること 8 保育園、幼稚園等児童施設の災害対策に関すること 9 学校教育施設の災害対策に関すること 10 文教対策に関すること 11 教職員、保育士の動員に関すること 12 学校給食に関すること 13 学校給食センターでの炊き出しに関すること
	社会教育班 ○社会教育課長	1 所管施設の利用者の安全に関すること 2 所管施設及び文化財の被害調査並びに報告に関すること 3 所管施設及び文化財の応急対策に関すること 4 避難者支援拠点施設の開設及び指定避難所の支援に関すること（子ども班と連携）
議会対策部 ○議会事務局長	議会班 ○議会事務局次長	1 部に関する災害情報及び伝達に関すること 2 部の庶務に関すること 3 市議会災害等対策会議の設置に関すること

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

**実施担当班：総務対策部危機管理班  
全部全班**

災害情報等の収集は、災害対策本部の設置やその後の応急対策に重要な要素となるため、正確かつ迅速な情報収集を実施する。

### 主な活動

- 受信した緊急地震速報、J-ALERT 受信情報等を市民等に伝達するため、その伝達体制及び通信施設、整備の充実を図るよう努める。
- 人命にかかわる情報、災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報を優先させた被害状況等の情報収集を行う。
- 県、関係機関への速やかな報告を行う。
- 通信手段の確保を行う。

### 第1 報告の種別

#### 1 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその後の状況について、直ちにその概況を報告する。この報告は、災害応急対策実施の基礎となるものであるから、迅速に報告する手段を選んで行う。

#### 2 被害報告

##### (1) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があったときは、その都度変更の報告をする。

##### (2) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、確定したときに報告する。この報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すこと。

## 第2 被害状況等の調査と実施責任者

被害の調査は、関係機関及び団体等の協力を得て実施する。

- 1 各対策部・班の所管事項に係る災害の状況及び応急対策活動の実施状況等を迅速かつ的確に収集し、各対策部の庶務担当班において、これを総括する。
- 2 各対策部の庶務担当班長は、総務対策部危機管理班長にこれを報告する。
- 3 各班からの所管事項に係る県への報告は、次により報告責任者が実施する。

報告種別、報告先及び報告責任者

報告種別	報告先	担当対策部	報告責任者
概況速報 (県様式第1号) 人的及び住家の被害状況報告 (県様式第2号) 避難指示等避難状況 (県様式第2-1号)	上伊那地域振興局 総務管理課	総務対策部	危機管理班長 (危機管理課長)
社会福祉施設被害 (県様式第3号)	伊那保健福祉事務所 福祉課	民生対策部	福祉班長 (福祉課長)
職業訓練施設被害 (県様式第3号)	伊那保健福祉事務所 福祉課	民生対策部	福祉班長 (福祉課長)
農業関係被害 (県様式第5号)	上伊那地域振興局 農地整備課	産業対策部	農林班長 (農林課長)
農地農業用施設被害 (県様式第5号)	上伊那地域振興局 農地整備課	産業対策部	農林班長 (農林課長)
林業関係被害 (県様式第6号)	上伊那地域振興局 林務課	産業対策部	農林班長 (農林課長)
公共土木施設被害 (県様式第7号)	伊那建設事務所	建設対策部	建設班長 (建設課長)
土砂災害等による被害 (県様式第7号)	伊那建設事務所	建設対策部	建設班長 (建設課長)
都市施設被害 (県様式第8号)	伊那建設事務所	建設対策部	都市計画班長 (都市計画課長)
水道施設被害 (県様式第9号)	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	建設対策部	上下水道班長 (上下水道課長)
廃棄物処理施設被害 (県様式第10号)	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	民生対策部	生活環境班長 (生活環境課長)
感染症関係被害 (県様式第11号)	伊那保健福祉事務所	民生対策部	地域保健班長 (地域保健課長)

報告種別	報告先	担当対策部	報告責任者
医療施設関係被害	伊那保健福祉事務所	① 施設管理者が報告を行う。 ② 国民健康保険診療施設を除く。	
商工関係被害 (県様式第13号)	上伊那地域振興局 商工観光課	産業対策部	商工観光班長 (商工観光課長)
観光施設被害 (県様式第14号)	上伊那地域振興局 商工観光課	産業対策部	商工観光班長 (商工観光課長)
教育関係被害 (県様式第15号)	南信教育事務所	教育対策部	子ども班 (子ども課長)
市有財産被害 (県様式第17号) (他の報告に含まれない施設のみ)	上伊那地域振興局 総務管理課	総務対策部	危機管理班長 (危機管理課長)
火災速報 (県様式第19号) 危険物等の事故による被害 (県様式第19-2号)	上伊那地域振興局 総務管理課 県 消防課	上伊那広域 消防本部	上伊那広域消防本部
水害等情報	伊那建設事務所	総務対策部	危機管理班長 (危機管理課長)

注：報告責任者の( )書きは、災害対策本部が設置されない場合の責任者を表す。

#### 4 自主防災組織等における情報の報告等

##### (1) 情報の内容と報告の順位

自主防災組織等の収集する情報内容と報告順位は次のとおりとする。

- ア 人命、住家及び道路に関する情報
- イ 災害の拡大又は二次災害の発生状況に関する情報
- ウ その他被害情報に関する情報

##### (2) 報告の方法等

- ア 自主防災組織等は、収集した情報をその時点で最も迅速な方法により、総務部危機管理課長（災害対策本部設置後においては、総務対策部危機管理班長）に報告する。
- イ 緊急を要する人命及び住家にかかわる情報、災害の拡大又は二次災害の発生情報に関する情報は、直接、消防署等防災関係機関に連絡する。

### 第3 被害状況等報告内容の基準

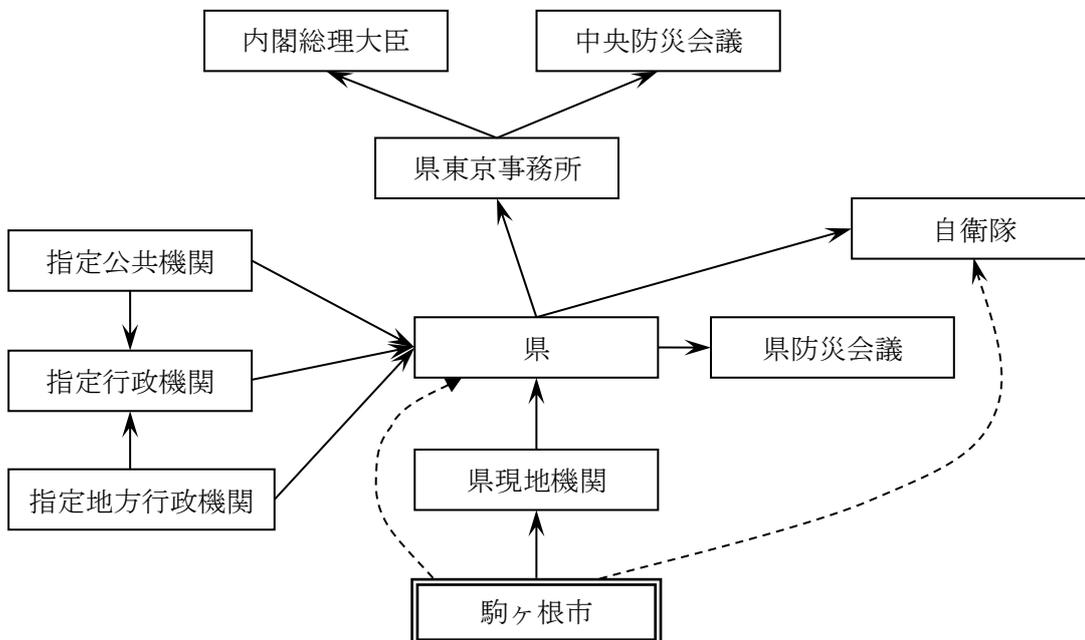
この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社及び仏閣等は、非住家とする。 (これらのうち他の報告に該当するものは、それぞれの報告方法による。)。 ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流出)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。(報告は、棟数並びに世帯数及び人員とする。)
住家半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。(報告は、棟数並びに世帯数及び人員とする。)
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
田畑流出	田畑の耕土が流出し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊、半壊又は床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

## 第4 報告の様式及び報告系統

### 1 総括的報告系統

被害状況等の一般的な報告系統は、おおむね次のとおりとする。



### 2 部門別報告様式及び報告系統

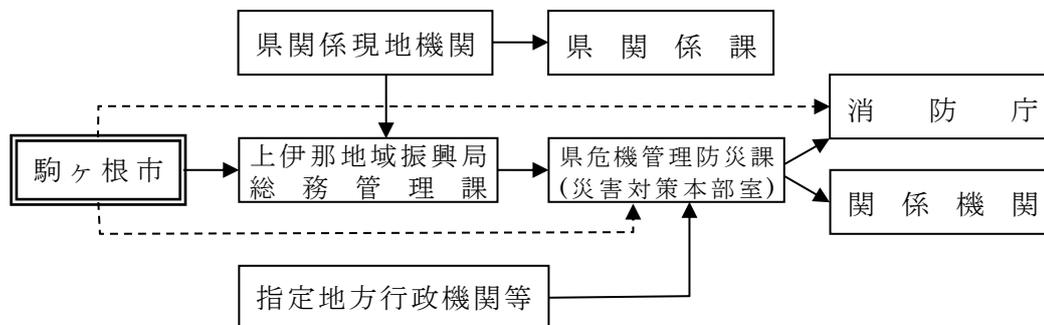
被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県計画に準ずる。

部門別及び被害種別の報告は、以下に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合、市は、直接県に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

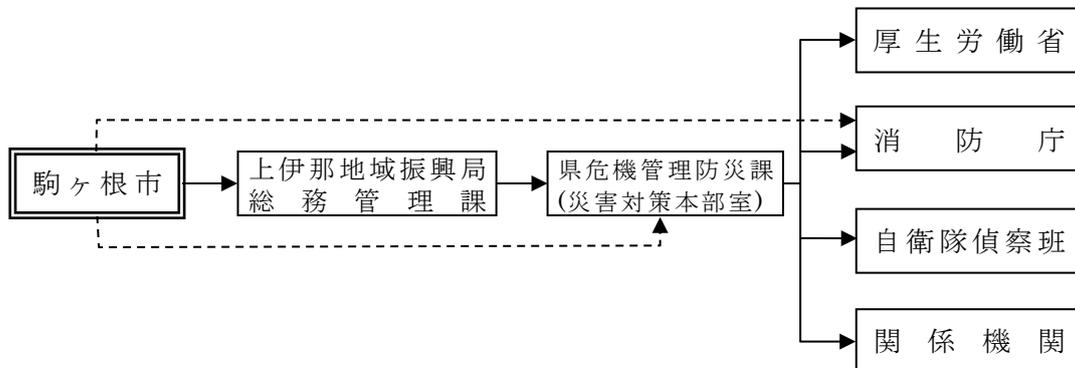
ただし、県庁舎の被災等により県に報告ができない場合にあっては、直接国（総務省消防庁）に報告する。

（点線は、必要に応じて報告するものである。）

(1) 概況速報（県様式第1号）（長野県防災情報システムによる同等内容の報告含む）

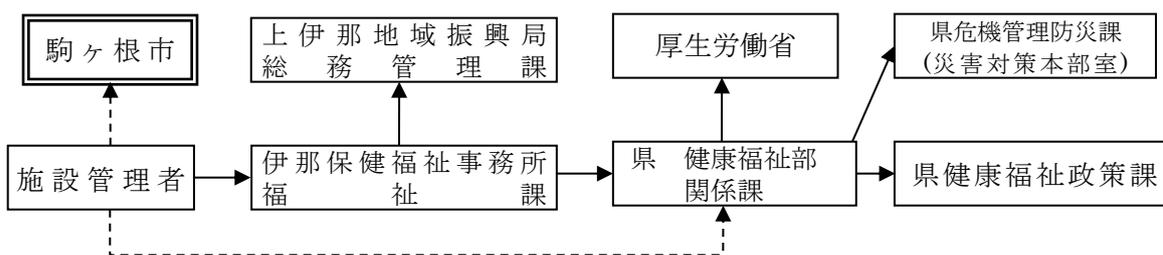


- (2) 人的及び住家の被害状況報告（県様式第2号又は消防庁第4号様式（その2））  
 避難指示等避難状況報告  
 （県様式第2-1号又は長野県防災情報システムにより報告）

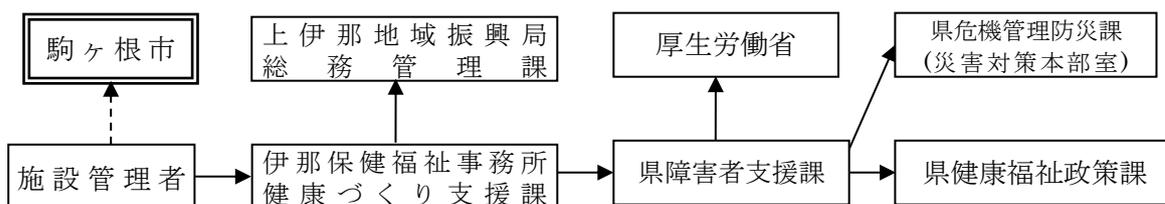


- (3) 社会福祉施設被害状況報告（県様式第3号）

ア 社会福祉施設・職業訓練施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関することを除く）

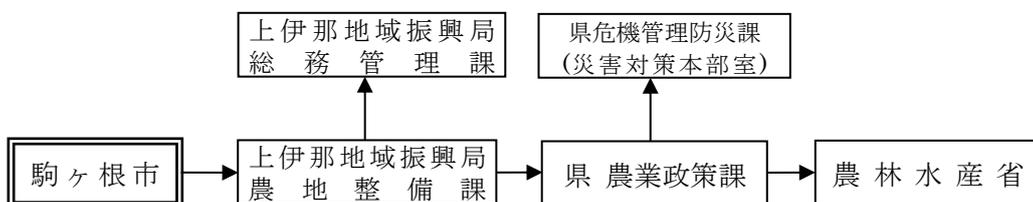


イ 社会福祉施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関わること）

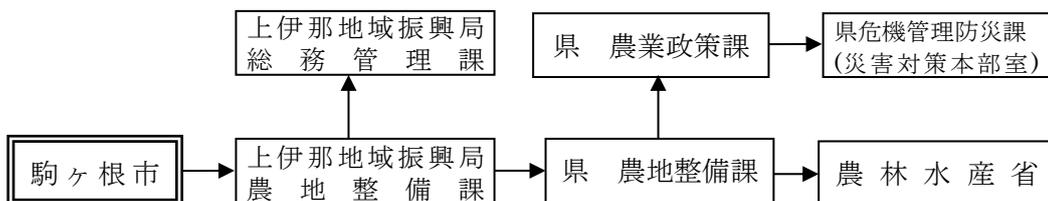


- (4) 農業関係被害状況報告（県様式第5号）

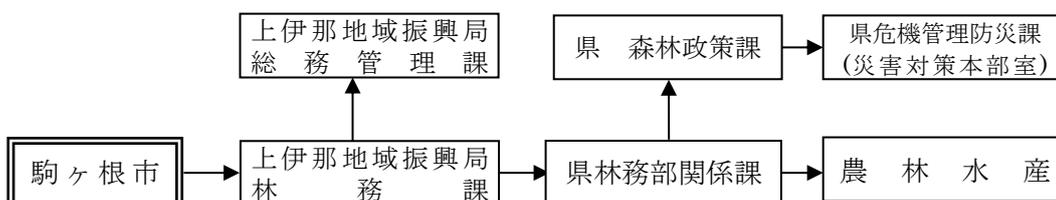
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

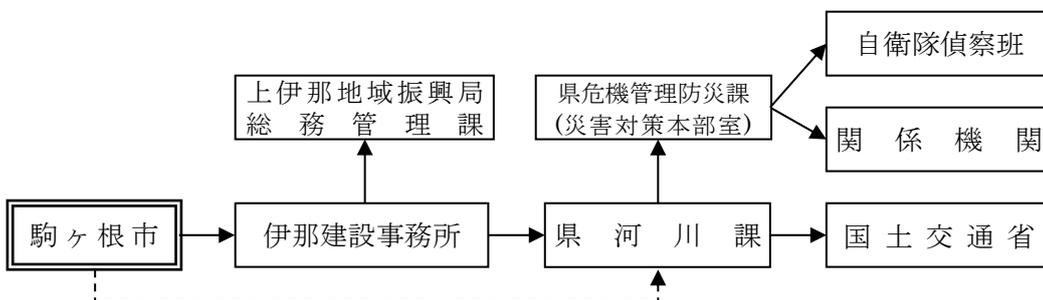


(5) 林業関係被害状況報告（県様式第6号）

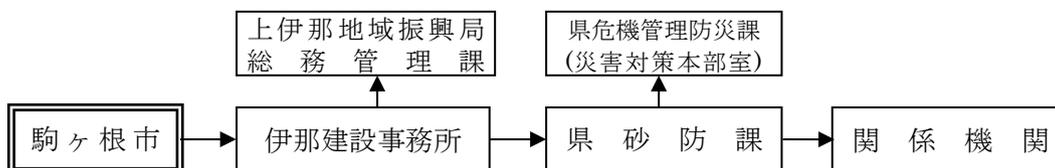


(6) 土木関係被害状況報告（県様式第7号）

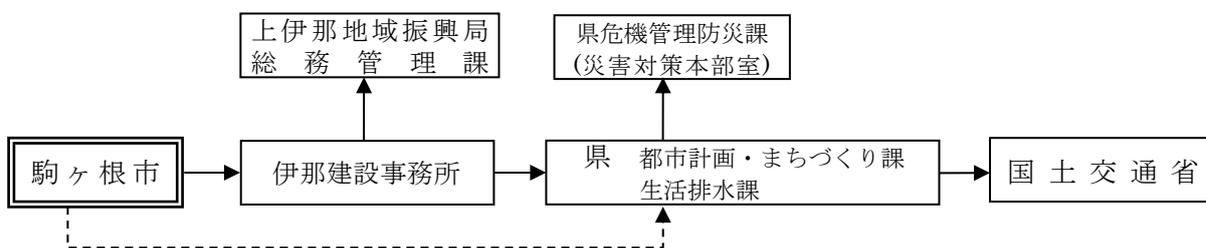
ア 公共土木施設被害状況報告等



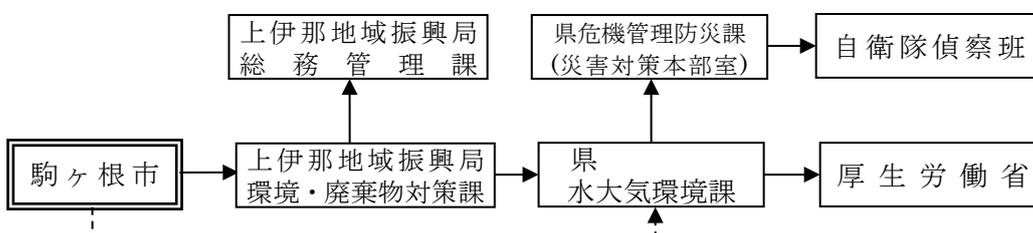
イ 土砂災害等による被害状況報告



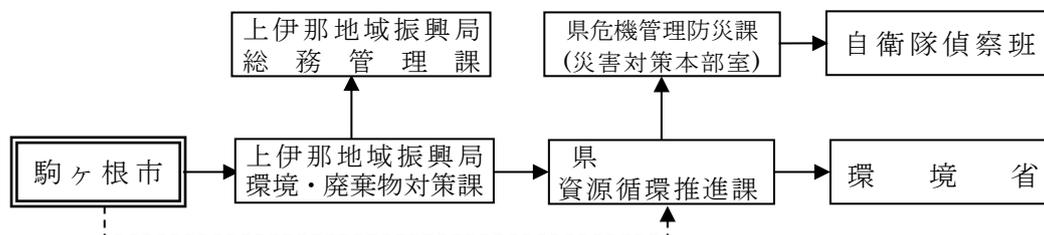
(7) 都市施設被害状況報告（県様式第8号）



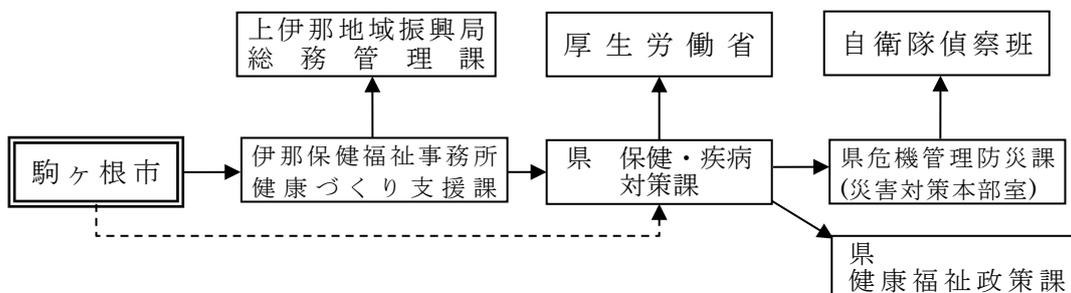
(8) 水道施設被害状況報告（県様式第9号）



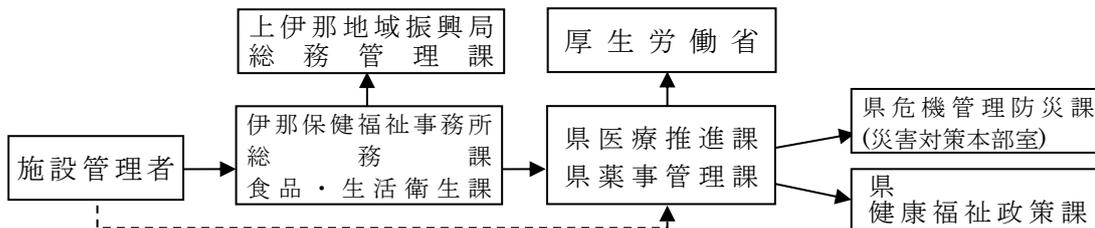
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告（県様式第10号）



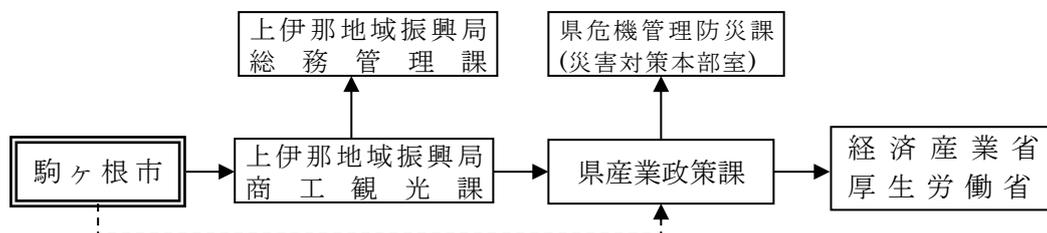
(10) 感染症関係報告（県様式第11号）



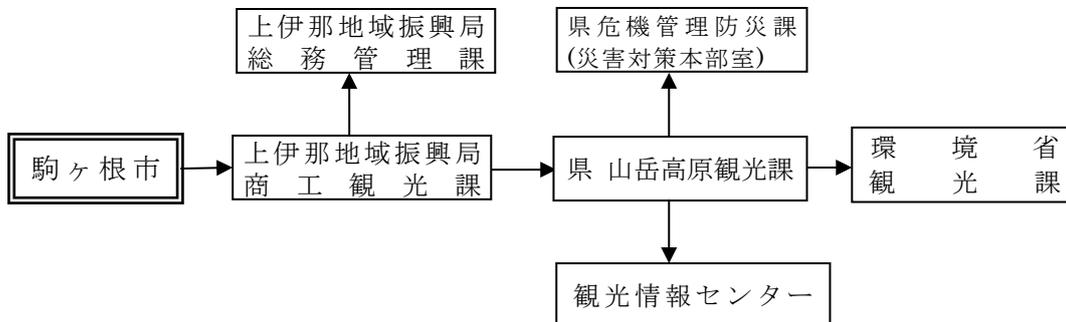
(11) 医療施設関係被害状況報告（県様式第12号）



(12) 商工関係被害状況報告（県様式第13号）

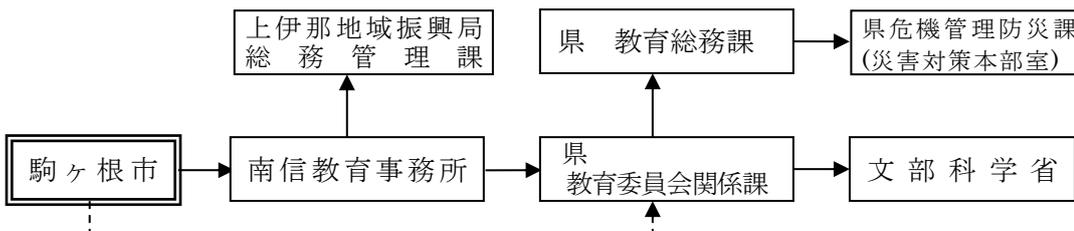


(13) 観光施設被害状況報告（県様式第14号）

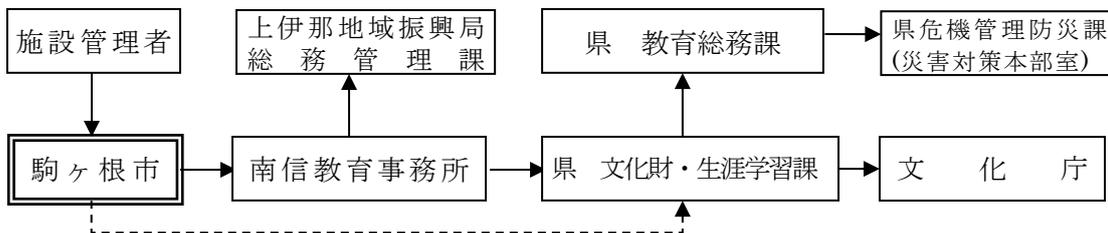


(14) 教育関係被害状況報告（県様式第15号）

ア 市立学校

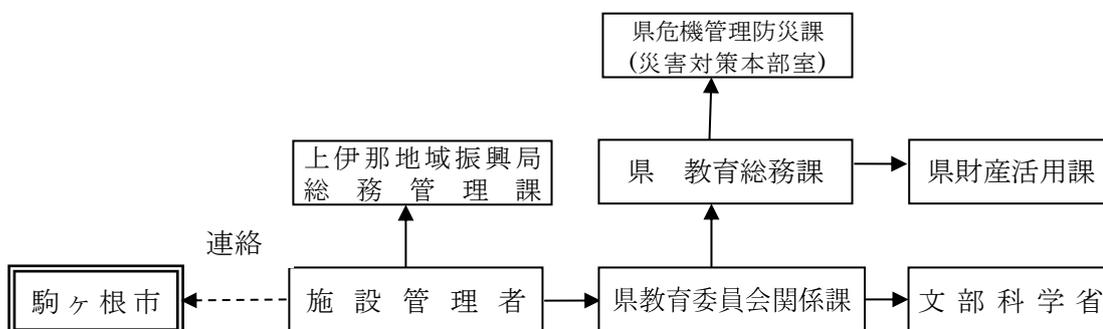


イ 文化財

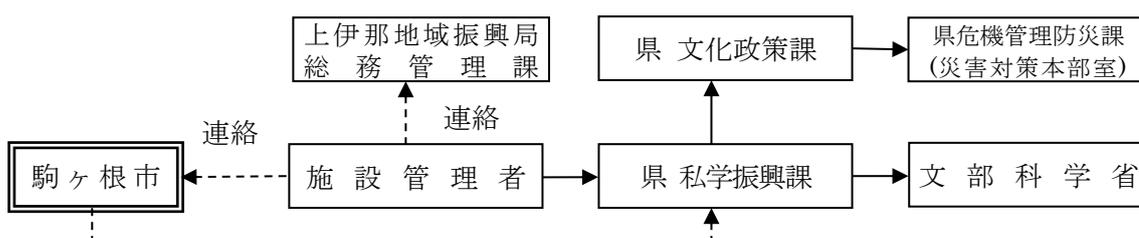


ウ 参考

県立学校

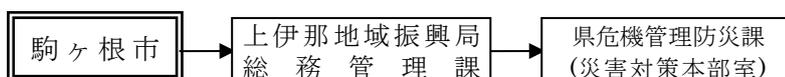


エ 私立学校

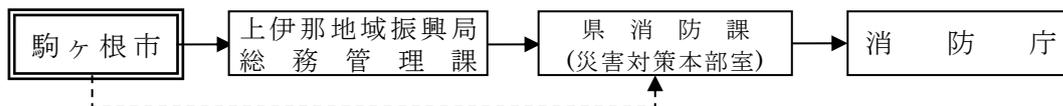


(15) 市有財産被害状況報告（県様式第17号）

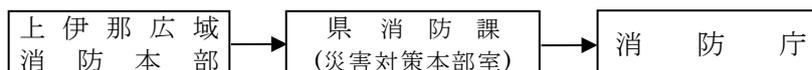
他の報告系統に含まれない施設のみ



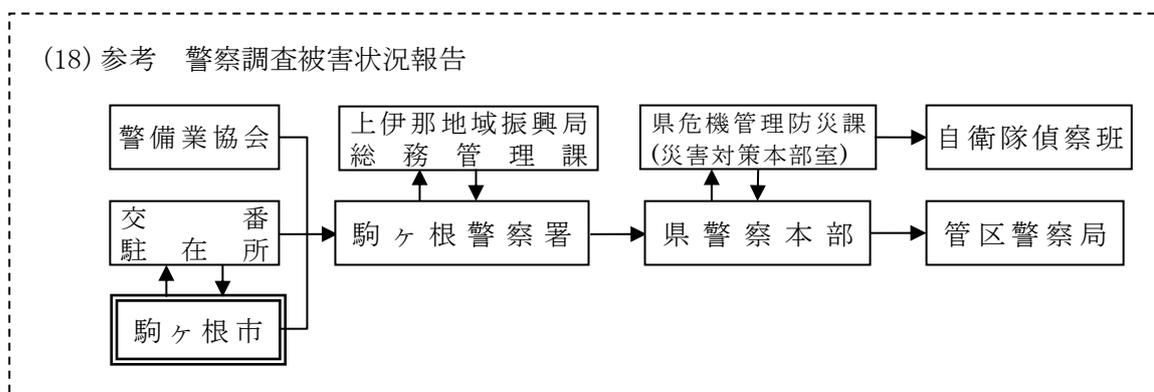
(16) 火災速報 (県様式第19号)



(17) 危険物等による被害 (県様式第19-2号)

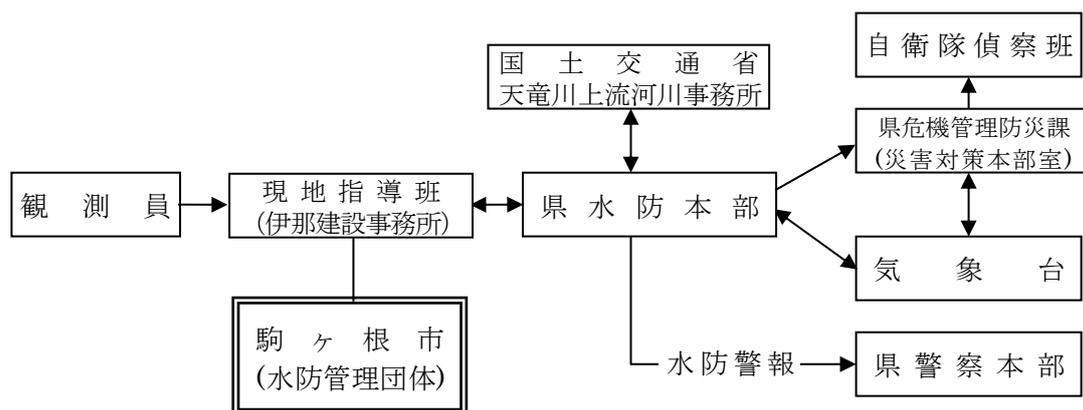


(18) 参考 警察調査被害状況報告

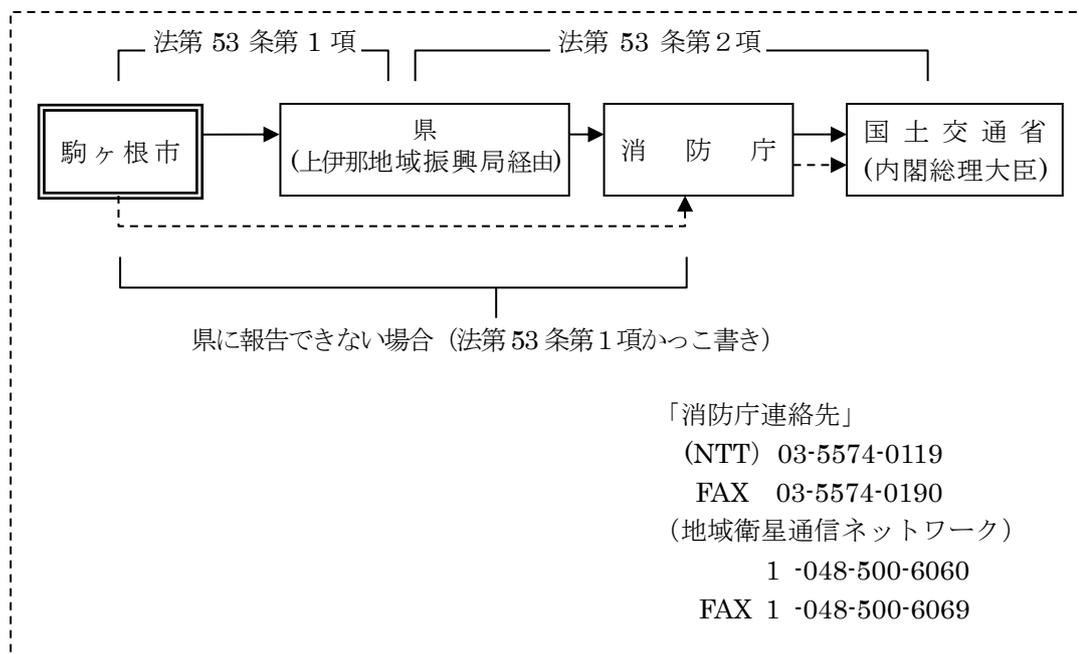


(19) 水防情報

雨量・水位の通報



災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告ルート



## 第5 通信手段の確保

### 1 有線通信による方法

(1) 災害時に有線通信網が利用可能な場合の手段

- ア 電話回線
- イ 災害時優先電話
- ウ 非常・緊急電話
- エ FAX
- オ 公衆電話
- カ 災害時用公衆電話 (特設公衆電話)

(2) 利用方法

ア 災害時優先電話

災害が発生すると、電話が殺到し電話局の交換機がラッシュ状態となり、電話がかかりにくくなる。いわゆる「ふくそう現象」で、NTTではこのふくそうを防止し防災関係機関の通信を確保するため、一般の電話の発信を制限することがある。

したがって、災害時に電話がかかりにくくなっている場合は、あらかじめ指定された災害時優先電話から発信する。(指定電話：総務部長席、建設部長席、産業部長席、民生部長席、教育次長席)

なお、受信についての制限はなく、この電話が着信として利用されている場合には使用できないため、災害時優先電話の番号は公表しない(災害時優先電話一覧表は総務課

行政管理係が保管)。

イ 非常・緊急電話

非常通話又は緊急通話は、やむを得ない特別な理由のある場合のみ使用するものと  
し、それ以外は災害時優先電話にて行う。

非常通話又は緊急通話の請求に際しては、その通話の必要な理由を市外交換取扱局に  
説明しなければならない。また、説明を求められた場合には、緊急通話の必要な理由を  
具体的に説明しなければならない。

(ア) 非常・緊急電話の種類

a 非常通話

災害の未然防止・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を  
内容とする手動接続の通話で、他の市外電話、緊急電話に優先して接続するもの。

b 緊急通話

非常通話以外の公共の利益のために、緊急を要する事項を内容とする手動接続の通  
話で、接続順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。

ウ FAXの優先利用等

災害対策本部からの指令及び各支所からの報告等の通信連絡は、原則としてFAXに  
よる文書連絡によって実施する。また、FAXによる通信を補完する目的で、電話を利用  
する。

エ 公衆電話

現場からの通信連絡に一般の電話が発信を制限された場合は、グレーあるいは緑色の  
公衆電話を利用する。これらの公衆電話は、災害時優先電話に準じた取り扱いがされる  
ため比較的かかりやすい。

なお、停電等により電力が供給されていない場合は、カードは使用できない機種があ  
るため、10円、100円硬貨を用いる。

また、災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被  
災者の通話を確保することが必要とNTTが判断した場合には公衆電話からの通話を無  
料とすることもある。

オ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）

指定避難所に設置されている緊急時のみ使用できる電話。あらかじめ配線されている  
電話線に電話機を繋ぐだけで使用が可能となる。

## 2 無線通信による方法

総務対策部危機管理班長は、有線通信施設が被害を受け不通となった場合は、災害情報の共  
有ならびに通信手段確保のため、次の通信手段を使用し、通信の確保を図る。

(1) 災害時に利用可能な無線通信

ア 長野県防災行政無線

イ 駒ヶ根市防災行政無線

ウ 消防無線（含む団無線）

- エ 携帯電話
- オ 衛星携帯電話
- カ アマチュア無線
- キ 災害対策用移動通信機器

(2) 利用方法

ア 長野県防災行政無線

災害対策本部から県、報道各社等への通信に利用できる。

停電等により電力が供給されない場合は、自家発電機により無線機の電力を確保し、利用する。

イ 駒ヶ根市防災行政無線

駒ヶ根市防災行政無線は、市専用波と市町村相互波（466.775MHz）の2チャンネルを備えている。市町村相互波は、近隣の市町村との通信に利用できる。

無線の利用にあたっては、無線局管理運用規定に基づき行うが、通信にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (ア) 通信に使用する用語は、できるだけ簡潔にする。
- (イ) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- (ウ) 通信は正確に行い、誤りを知ったときは、直ちに訂正する。

ウ 携帯電話

携帯電話は、無線機と同様、電波を利用していることから災害時には有効な通信手段となる。ただし、基地局の停電又はふくそう防止のために通信が制限されることがあり、一時的に通話困難となることがある。なお、市所有の携帯電話については可能な限り災害時優先電話への登録を行う。

エ 衛星携帯電話

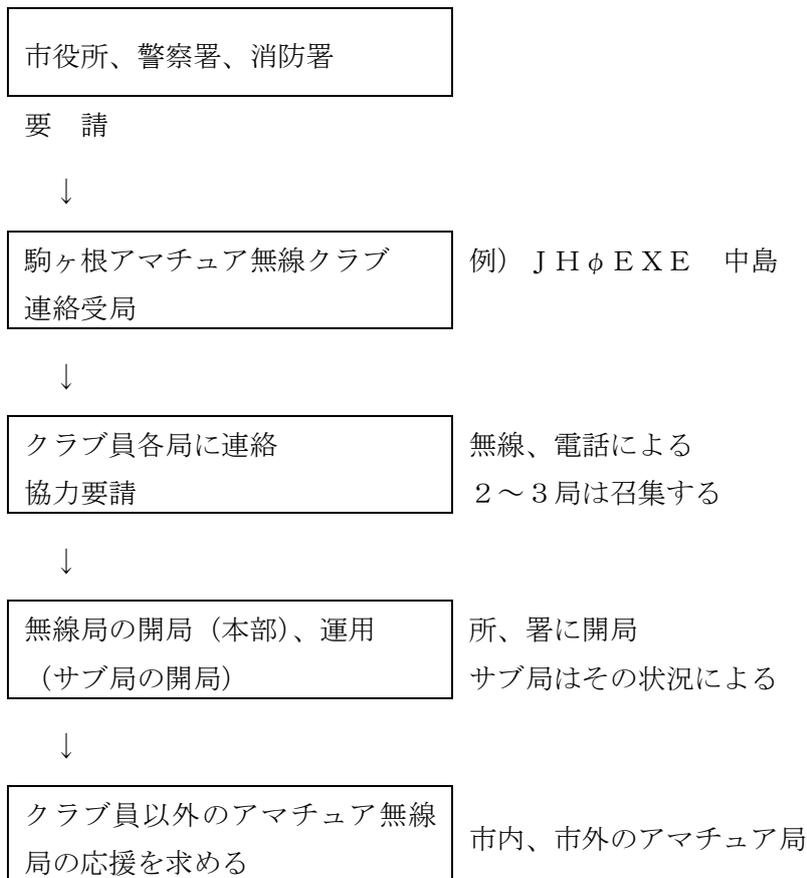
一般に普及している携帯電話は、災害時に基地局の停電又はふくそうすることにより使用が制限されることがあるが、衛星携帯電話は、災害発生直後から有効な通信手段として使用できる。

使用にあたっては、付属アンテナの指向性があるほかは、一般の携帯電話と同じである。

オ アマチュア無線

各種通信連絡が困難又は不可能な場合に、災害時応援協定により、無線局の応援を要請する。

JHφYNE 駒ヶ根アマチュア無線クラブ災害時連絡系統図



注意事項

- 1 この非常通信は、災害協定、電波法に基づいて運用すること。
- 2 各要請所、署の指示に従い詳細な情報伝達をする。
- 3 状況によりすべてのアマチュア局に協力を得る。
- 4 すべての通信、運用を記録し、今後の参考にする。
- 5 部長、支部、監理局等には必ず報告をする。

カ 災害対策用移動通信機器

必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

## 第3節 広域相互応援活動

### 実施担当班：総務対策部危機管理班 上伊那広域消防本部

大規模な災害が発生し、本市単独では十分な応急・復旧対策を実施することが困難な場合、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援消防協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

市域内で被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受け入れ態勢に不備が生じないように十分配慮する。

また、相互応援協定に基づく友好都市等の他市町村が被災したときは、被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに速やかに応援体制を整える。

### 主な活動

- 被害の規模及び状況に応じ、受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 災害覚知時に相互応援協定先の被災状況の情報収集と速やかな応援体制を整える。
- 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 応援活動に伴う経費を負担する。

## 第1 指定地方行政機関、県及び他の市町村に対する応援要請

### 1 他の市町村に対する応援要請

大規模災害等の非常事態の場合において、市独自では十分に被災者の救援等の応急対策ができない場合で、他市町村に応援を要請することがより効果的で必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定（資料50）」に基づき、速やかにブロックの代表市町村長に、応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロック代表市（上伊那ブロック；伊那市）が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロック（上伊那ブロックが被災した場合：諏訪ブロック（代表市：岡谷市））から先遣隊を派遣し、応援の

必要性を判断するものとする。

「応援の要請事項」

- ア 応援を求める理由及び災害の状況
- イ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- ウ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- エ その他必要な事項

## 2 県に対する応援要請等

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、前項の応援要請事項を明らかにし応援要請を行う。

## 3 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条（職員の派遣の要請）及び第 30 条（職員の派遣のあっせん）の規定により、職員の派遣要請又はあっせんを求める。

## 第2 消防に関する応援要請

### 1 県内市町村に対する応援要請

災害の規模又は被害状況等により、他市町村に応援を求める必要がある場合は、県消防相互応援協定に基づき、速やかに応援要請を行い、その旨知事に連絡する。

### 2 他都道府県に対する応援要請

前項の場合における応援要請を受けても、なお十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- (1) 緊急消防援助隊
- (2) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- (3) その他、他都道府県からの消防の応援

## 第3 受け入れ体制の整備

他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する等

- 1 必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておく。
- 2 ヘリポート等応援活動上必要となる場合は、資料 47 に基づき必要に応じて確保する。

3 宿泊施設、場所及び車両の保管場所の確保については、指定緊急避難場所との競合を避けるため、災害の状況及び自衛隊の受け入れ体制と併せて次の候補地から選定する。

- (1) 赤穂中学校グラウンド
- (2) 赤穂高等学校グラウンド
- (3) アルプス球場及び周辺駐車場

4 県の受援計画書に基づいて、上伊那広域消防本部緊急消防援助隊受援計画を整備する。

#### 第4 応援体制の整備

報道機関の情報等により、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、いつでも出動ができる体制を整える。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模から重大な被害が発生していると判断されるときは、自主的に応援活動を行う。

応援活動の実施にあたっては、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図るとともに、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

なお、市が締結している応援協定等は、次のとおりである。

	協定名	協定締結先	締結年月日
1	長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱		昭和59年11月8日
2	災害時の医療救護についての協定書	上伊那医師会	平成7年4月1日
3	災害時の相互応援に関する協定	静岡県磐田市	平成7年9月1日
4	長野県消防相互応援協定書	県内全消防組合	平成8年2月14日
5	長野県市町村災害時相互応援協定	県内全市町村	平成8年4月1日
6	長野県消防相互応援協定に基づく高速自動車国道における業務提携書		平成9年10月16日
7	アマチュア無線クラブとの災害時応援協定	駒ヶ根アマチュア無線クラブ	平成10年1月6日
8	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープながの	平成14年12月2日
9	災害時における応急措置に関する協定	駒ヶ根建設業組合	平成16年8月1日
10	災害時における応急措置に関する協定	駒ヶ根水道指定店組合	平成16年8月1日
11	自然災害発生に伴う避難所としての指定に関する協定	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所	平成17年4月15日
12	災害時の相互応援に関する協定	福島県二本松市	平成17年10月14日
13	災害時の行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定書	駒ヶ根猟友会	平成20年3月18日
14	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	長野県建築士会 上伊那支部	令和5年1月11日
15	災害時における要援護者の受け入れに関する協定	社協他7法人14施設	平成21年12月1日

	協定名	協定締結先	締結年月日
16	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	天竜川上流河川事務所	平成22年3月9日
17	災害時における協力体制に関する協定書	長野県看護大学	平成22年3月25日
18	災害時における敷地の使用及びLPガス供給に関する協定	観成園、(株)川岸商会	平成23年3月11日
19	災害時における緊急・救援輸送に関する協定	上伊那地区輸送協議会	平成23年3月30日
20	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年3月30日
21	災害時における燃料等の供給に関する協定	長野県石油商業組合 駒ヶ根地区	平成24年6月18日
22	災害時におけるLPガス等の供給に関する基本協定	(社)長野県LPガス協会 上伊那地区南部ブロック会	平成24年6月18日
23	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	平成24年8月10日
24	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書	長野県市長会	平成24年12月12日
25	災害時における応急対策に関する協定書	(株)ジェネッツ	平成25年10月1日
26	災害時の相互応援に関する協定	石川県かほく市	平成25年11月15日
27	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成26年11月10日
28	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	長野県環境整備事業協同組合 他2社	平成26年11月27日
29	災害時における仮設トイレレンタルの協力に関する協定	長野県環境整備事業協同組合他 1社	平成26年11月27日
30	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書	伊南葬祭業組合、(株)ビジニ ナル・サービスセンター	平成27年12月22日
31	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害 対策センター	平成28年6月22日
32	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人 上伊那薬 剤師会	平成28年8月8日
33	災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人 長野県助 産師会上伊那地区	平成28年8月8日
34	災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書	社協他5法人7施設	平成28年9月23日
35	無人航空機による災害対策活動に関する協定	駒ヶ根測量設計業組合、 (株)ヤマウラ、ケイエス技 研(株)	平成29年6月29日
36	災害時における臨時放送局開設運用の支援に関する協定	日本ケーブルテレビ連盟 信越支部	平成29年7月26日
37	災害時における応援協力に関する協定書	上伊那生コン事業協同組 合	平成29年8月7日
38	電柱巻付型のスポンサー広告付き避難場所誘導看板に関する協定	中電クラビス(株)	平成29年12月20日
39	災害時における放送要請に関する協定書	(株)エコーシティー・駒ヶ 岳	平成30年2月21日

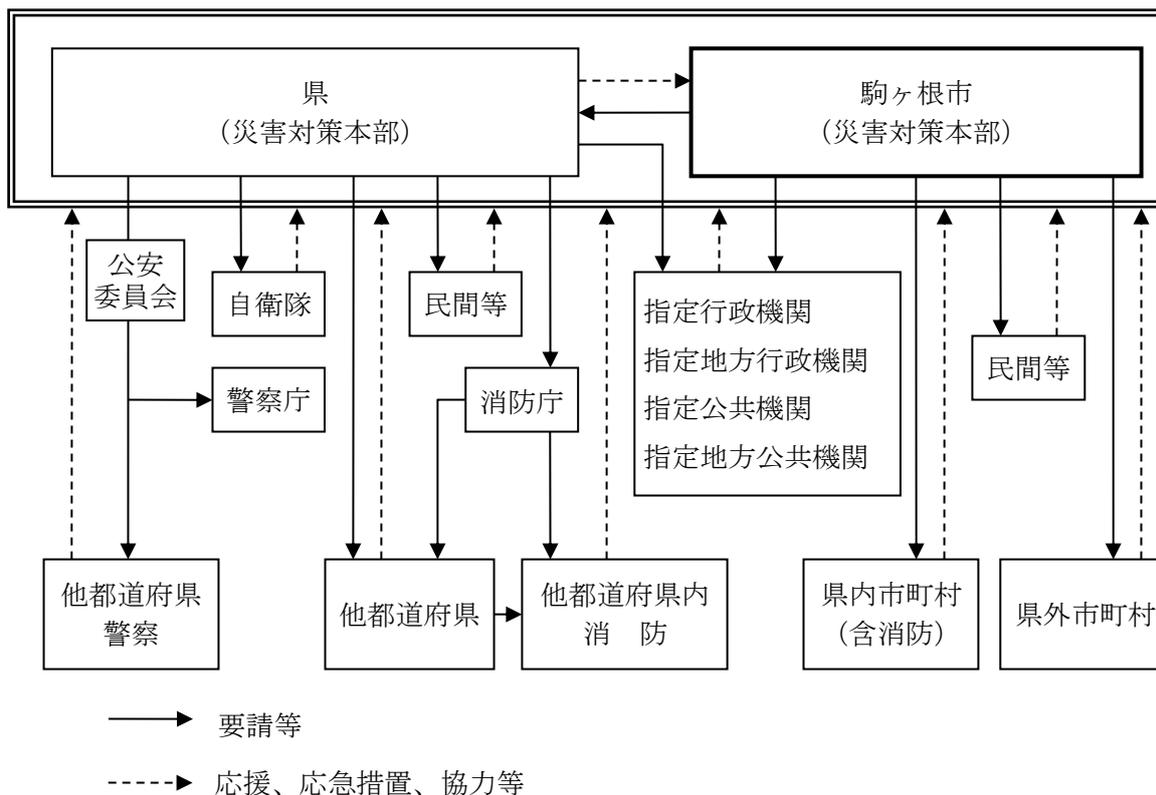
	協定名	協定締結先	締結年月日
40	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成30年9月18日
41	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	(一社)日本建設レンタル協会長野支部	平成30年11月19日
42	災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリッド (株)伊那営業所	令和元年12月5日
43	災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売 (株)、三菱自動車工業(株)	令和2年2月27日
44	三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信 39市町村	令和2年3月31日
45	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)	令和2年11月25日
46	駒ヶ根市と日本郵便(株)駒ヶ根市内郵便局との包括連携に関する協定	駒ヶ根市内郵便局	令和2年12月18日
47	災害時における物資調達に関する協定	王子コンテナ(株) 長野工場	令和2年12月21日
48	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	早太郎温泉事業協同組合	令和3年1月12日
49	災害廃棄物の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	令和3年3月18日
50	災害時におけるLPガス供給及び敷地の使用に関する協定	町四区、(株)川岸商会 (有)マルエイ	令和3年7月2日
51	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会 伊那支部	令和3年12月22日
52	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	(株)グリーンングハウス中 原	令和4年5月19日
53	災害時における相談業務に関する協定	長野県弁護士会	令和4年8月8日

## 第5 経費の負担

- 1 国、県又は他の市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- 2 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による

(別記)

広域相互応援体制図



## 第4節 ヘリコプターの運用計画

### 実施担当班：総務対策部危機管理班

災害時には、陸上の道路の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 主な活動

- 災害応急対策としてヘリコプターの活用を必要とする場合は、出動を県に要請する。

### 第1 ヘリコプターの要請

ヘリコプターの要請にあたっては、長野県地域防災計画「ヘリコプターの運用計画」（ヘリコプター要請手続要領）を参照し、各機関との要請系統図に従い要請する。

県は、要請又は空中偵察による判断に基づき、下記の各ヘリコプターの性能、機能、職務範囲等により選定し対応する。

機 種	定員	救助ホスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	13	○		○	○
	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	○		○	

### 第2 要請手続き

要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとし、急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに文書による手続きを行う。

- 1 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- 2 活動に必要な資機材等
- 3 ヘリポート（資料47）及び給油体制
- 4 要請者、現場責任者及び連絡方法

- 5 資機材等の準備状況
- 6 気象状況
- 7 ヘリコプターの誘導方法
- 8 他のヘリコプターの活動状況
- 9 その他必要な事項

### **第3 ヘリコプター輸送に必要な措置**

- 1 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- 2 傷病者の搬送の場合は、救急車及び搬送先病院等について手配する。
- 3 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じて機長との連絡に当たる。

### **第4 国土交通省ヘリコプターの活用**

大規模土砂災害時等に単独で対応が困難と判断した場合に、国土交通省天竜川上流河川事務所に国交省ヘリの出動を要請する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣活動

### 実施担当班：総務対策部企画振興班

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、自衛隊法第83条の規定により、県知事は自衛隊災害派遣の要請を行い、適切な救助活動等を行う。また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

### 主な活動

- 速やかな派遣要請と受入れ体制を整える。

### 第1 派遣要請

派遣を要請できる範囲は、原則として生命及び財産の救援のため必要があり、かつ、緊急やむを得ない場合で、おおむね次の場合である。

#### 1 要請の範囲

- (1) 被害状況の把握  
車両、航空機等による情報収集活動
- (2) 避難の援助  
避難者の誘導及び輸送等の援助
- (3) 遭難者の捜索救助  
死者、行方不明者、負傷者等の捜索・救助活動
- (4) 水防活動  
土のう作成、積込み及び運搬
- (5) 消防活動  
消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
- (6) 道路又は水路の啓開  
施設の損壊及び障害物の啓開・除去等
- (7) 応急医療、救護、防疫  
被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水  
被災者に対する炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸与又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総

理府令第1号)に基づき、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻そうする地点における自衛隊車両を対象とする。

(12) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(13) 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(14) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定

## 2 要請方法

市長は上伊那地域振興局長又は駒ヶ根警察署長を通じ、次に掲げる事項を記載した文書をもって、県知事に要請する。ただし、緊急の場合は、口頭をもって要請し、事後において速やかに地域振興局長を通じ、要請処理を行う。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する期間

(3) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

(4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況その他参考となる事項

(5) ヘリコプターの要請を必要とする場合はヘリコプターの発着可能な場所

なお、市長は県知事への要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知できる。

この場合、速やかに県知事にその旨を通知する。

連絡先：陸上自衛隊第13普通科連隊長（松本市高宮西1-1）

時 間 内	時 間 外
第3科長	駐屯地当直司令
N T T 0263-26-2766 (235) 防災行政無線 81-535-79	N T T 0263-26-2766 (302) 防災行政無線 81-535-79
F A X NTT 0263-26-2766 (239) 防災行政無線 81-535-76	F A X NTT 0263-26-2766 (239) 防災行政無線 81-535-76

## 3 派遣部隊の受け入れ体制

県知事から派遣の通知を受けたときは、総務対策部企画振興班長は、関係班長と協議の上、次の点に留意し、派遣部隊の受け入れ体制を確立する。

(1) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所

災害の状況及び緊急消防援助隊の受け入れ体制と併せて次の場所から選定する。

ア アルプス球場及び周辺駐車場

イ 赤穂中学校グラウンド、赤穂中学校体育館

ウ 赤穂高等学校グラウンド、赤穂高等学校体育館

エ 東中学校グラウンド、東中学校体育館

オ 駒ヶ根市防災拠点広場

(2) 県の現地連絡調整者との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。

(3) 災害の状況により自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。

(4) ヘリコプターによる応援を受ける場合は、第9節「緊急輸送活動」に基づきヘリポートの確保を図る。

(5) 作業計画の連絡調整

自衛隊に作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的な運用が図れるよう関係班長との連絡調整に努める。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管・調達場所

オ 県の現地連絡調整者との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

#### 4 派遣部隊の活動

部隊の活動について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じ行うものとし、連絡交渉の窓口の一本化を図る。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

(1) 本市の窓口

総務対策部企画振興班長とする。

(2) 県の窓口

連絡調整は、次の区分による。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	県危機管理部長	上伊那地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	県災害対策本部長	上伊那地方部長
現地本部が置かれている場合	県災害対策本部長	現地本部長

#### 5 派遣部隊の撤収

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

## 6 経費の負担

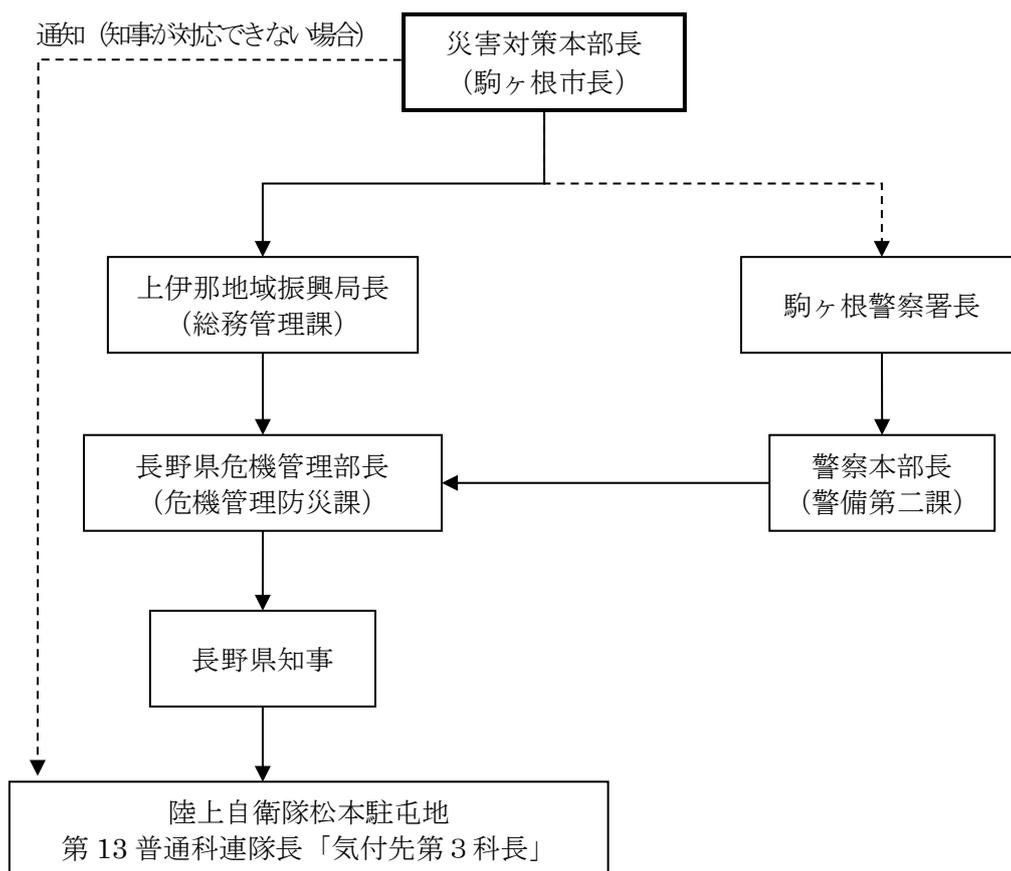
### (1) 負担方法

原則として本市が負担する。

### (2) 経費の範囲

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に関わるものは除く。）の購入費及び借上料
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴等の費用
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害の補償（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

自衛隊派遣要請の系統図



## 第6節 救助・救急・医療活動

**実施担当班：（救助・救急）上伊那広域消防本部  
（医療）民生対策部地域保健班**

災害のため生命・身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護するとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

また、災害により医療機関の機能が停止し、著しく不足し、又は混乱したため、市民が医療の途を失うような状況になった場合の応急的な医療、助産及び救護を実施する。

なお、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

### 主な活動

- 県、県警察本部、市、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 救護活動の拠点を駒ヶ根市保健センターに設置する。
- 上伊那医師会等の医療団体の協力を得て、救護班を編成し、救護活動を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。
- 昭和伊南総合病院は、災害時の拠点医療機関として全機能をあげて医療活動を行う。
- 市民等の協力を得て、的確な救助・救急活動を行う。

### 第1 救出・救助・救急活動

#### 1 対象者

捜索又は救出・救助の対象者は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者であって、概ね次に該当する者とする。

- (1) 火災時に火中に取り残された者
- (2) 地すべり、山崩れ、なだれ等により、生き埋めになった者
- (3) 流失家屋及び孤立箇所に取り残された者
- (4) 倒壊家屋の中に取り残され、又は下敷きになった者
- (5) ガス、放射性物質の大量放出等により、身体・生命が危険にさらされている者
- (6) 列車、自動車等の大事故によって、身体・生命が危険にさらされている者
- (7) その他救助を必要とする者

## 2 実施責任者

- (1) 上伊那広域消防本部は消防計画における救助・救急計画等に基づき、市災害対策本部、駒ヶ根警察署及び医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を、第3節「広域相互応援活動」及び第5節「自衛隊の災害派遣活動」により行い、市民の安全確保を図る。
- (2) 上伊那広域消防本部は、市災害対策本部、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (3) 上伊那広域消防本部は、救助活動に当たり、市災害対策本部及び県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (4) 上伊那広域消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (5) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

## 3 救助・救護の方法

- (1) 負傷者の救護  
救助された負傷者は、救急隊が応急処置し、負傷者の症状に適した医療機関等へ搬送する。
- (2) 部隊の活動  
救助活動を完了した部隊は、各隊の指揮者の指示により、速やかに別の災害現場に移動する。
- (3) 消防団員の活動  
消防団員は、災害現場において、救助・救護活動を行う。

## 4 経費の負担

救助を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第37節第4「災害にかかったの救出」による。

## 5 整備書類

上伊那広域消防本部は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払簿（災害救助法様式6）
- (2) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式15）
- (3) 支払関係証拠書類

## 第2 医療・助産活動

### 1 医療の救護

#### (1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者で応急に医療を施す必要がある者とする。

#### (2) 実施責任者

民生対策部地域保健班長は、駒ヶ根市保健センターに救護活動の拠点を設定するとともに、上伊那医師会との「災害時の医療救護についての協定書」及び上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルにより医師会又は上伊那地域災害医療本部に協力を求め、救護班を編成し救護活動を実施する。また、災害の状況により、避難者支援拠点又はその付近の安全な場所に救護所を設置し、管理運営に当たる。

避難者支援拠点での救護所については、急性期は体育館内に設置する。

なお、本市のみで対応困難な場合は、県および長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく県内市町村に対し協力要請する。

#### (3) 救護の方法

##### ア 救護班の編成

(ア) 上伊那医師会を中心とした医療救護班は、医師1名、看護師1名、事務員1名とし、必要がある場合は状況により調整する。

(イ) 状況に応じ、上伊那歯科医師会を中心とした歯科医療救護班及び上伊那薬剤師会を中心とした薬剤師班も編成する。(上伊那地域災害時医療救護活動マニュアル参照)

##### イ 救護班の派遣

被災地近くに設定された救護所に救護班を派遣し、救護活動を行う。

##### ウ 救護班の活動内容

(ア) 負傷の程度の判定（医療機関等への搬送の必要性の判断を含む。）

(イ) 負傷者の搬送の順位及び搬送先の決定

(ウ) 救急処置の実施

(エ) 遺体の検案

(オ) その他必要な事項

##### エ 携行する資材及び医薬品

救護班の携行する資材及び医薬品は、医療機関又は市薬業組合から調達する。

#### (4) 経費の負担

医療の救護を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第36節第4「医療」による。

#### (5) 整備書類

民生対策部市民班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

- ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 6）
- イ 救護班活動状況（災害救助法様式 12）
- ウ 病院診療所医療実施状況（災害救助法様式 13）
- エ 支払関係証拠書類

## 2 助産の救護

### (1) 対象者

助産救護の対象者は、災害発生の日前後の分娩者で、災害により助産の途を失った者とする。

### (2) 実施責任者

医療の救護の項に準じて実施する。

### (3) 救護方法

#### ア 救護班の編成

救護班は、医師又は助産師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名を基準として編成する。

#### イ 救護班の派遣

医療の救護の項に準じて実施する。

#### ウ 救護班の活動内容

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前後の処置
- (ウ) 衛生材料の支給

#### エ 携行する資材及び薬品

救護班の携行する資材及び薬品は、医療機関又は市薬業組合から調達する。

### (4) 経費の負担

助産の救護を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第 3 6 節第 4 「助産」による。

### (5) 整備書類

民生対策部地域保健班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

- ア 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式 6）
- イ 助産台帳（災害救助法様式 14）
- ウ 支払関係証拠書類

## 3 傷病者の搬送

- (1) 医療機関における受入れ可能人員、診療機関の稼働状況について把握し、後方医療機関の確保を行い、駒ヶ根警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。  
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対して傷病者の受入れを要請する。

- (2) 必要に応じて、重傷患者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県へ要請する。

#### 4 医薬品等の調達・供給

- (1) 民生対策部地域保健班は、本計画に係る医薬品等の調達を実施し、救護班等に供給する。
- (2) 発災直後の緊急を要する医薬品等の調達は、資料 44 に記載の災害用医薬品保管場所の備蓄薬品により対応する。

### 第3 昭和伊南総合病院の対応

昭和伊南総合病院は、市内の基幹病院として、また災害時の市の拠点医療機関として、あらかじめ定めた防災計画に基づき、災害時の医療活動に積極的に対応する。

また、必要に応じて、関係機関との連携を図り、災害拠点病院等への傷病者の搬送体制に協力する。

### 第4 市民等の対応

自発的に被災者の救助・救急活動を行うため、日頃から初期救助・救急活動について認識を深めるとともに、被災時は、消防機関、救護班等に積極的に協力する。

### 第5 大規模地震における医療機関の機能回復

大規模地震が発生し、市域に甚大な被害が発生した場合は、「駒ヶ根市大規模地震初動期対応計画」に基づき、医療機関の機能回復について次のとおり災害応急対策を実施する。

- 1 基幹病院として、昭和伊南総合病院及び長野県立こころの医療センター駒ヶ根の機能回復を最優先する。ただし、中枢機能（高度医療部門）に支障がある場合の重傷者は、速やかに搬送体制を整え、指定ヘリポート（早実グラウンド）などから地域外の受け入れ病院に搬送する。
- 2 補完機能として、長野県看護大学の協力を求め、震災時の役割分担を明確にする。
- 3 災害対策本部は、昭和伊南総合病院・長野県立こころの医療センター駒ヶ根・長野県看護大学、指定ヘリポート（早実グラウンド）を震災時医療支援トライアングルとして、道路確保と輸送車両の確保を優先する。
- 4 市内の病院・医院は、災害対策本部及び基幹病院との連携を図り、負傷者の受入れと治療を担当する。特に、高齢者等で避難所生活が困難な「要配慮者」の受入れに努める。

- 5 発災直後の直接的な治療と合わせ、その後に生じる避難所生活における精神的なダメージへの対応を行う。
- 6 透析患者は、昭和伊南総合病院を基幹病院とするが、施設的な対応ができない場合は、速やかに他の病院へ搬送する。
- 7 長野県立こころの医療センター駒ヶ根、西駒郷等の福祉施設利用者の避難支援等について、関係機関との協議を行う。

## 第7節 消防活動

### 実施担当班：上伊那広域消防本部 総務対策部危機管理班

災害時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるように出動体制の整備、応援協力体制の確立その他活動の実施に必要な事項を定め被害の軽減を図る。

### 主な活動

- 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動等の消防活動を行う。

### 第1 消防活動

#### 1 出動体制

消防計画に定める出動体制とする。

#### 2 警報発令時の体制

火災警報発令時は、火災が発生すれば気象の状況により、急速に延焼拡大のおそれがあるため、警戒に万全を期するため警報発令伝達計画に基づき、関係機関への周知徹底、市民に対する警戒心の喚起、啓発にあわせて消防機関としてもこれに対処するため、消防署員・消防団員を待機させ出動体制をとる。

待機場所は、団本部要員は上伊那広域消防本部及び市に待機し、各部においては各部の消防詰所とする。

#### 3 消防活動

##### (1) 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

##### (2) 情報収集及び効率的部隊配置

市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

##### (3) 応援要請等

ア 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの

消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第3節「広域相互応援活動」及び第5節「自衛隊の災害派遣活動」により行う。

イ 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### 4 事業者の消防活動

防火管理者等は、災害時には消防計画に基づき被害を最小限にとどめるため、下記により実施する。

- (1) 災害発生時の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (2) 危険物、毒劇物、高圧ガス等の流出、漏洩時の緊急措置に関すること。
- (3) 被害状況の把握、情報収集及び伝達に関すること。
- (4) 避難所及び避難方法に関すること。
- (5) 救出及び応急手当等に関すること。
- (6) 災害時の任務分担に関すること。
- (7) 地域住民に対する初期消火活動等の協力に関すること。
- (8) その他災害時において必要と思われること。

#### 5 災害応援体制

- (1) 非常招集体制

消防署・消防団員は、消防計画により招集する。

- (2) 応援協力体制

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、応援部隊の受け入れ体制を確立するものとする。

## 第8節 要配慮者に対する応急活動

### 実施担当班：民生対策部福祉班

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を実施する。

### 主な活動

- 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被害状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。
- 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持のため、必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

### 第1 受入れ施設の確保

民生対策部福祉班長は、要配慮者に配慮した受入れ施設として、次の施設を優先的に確保する。

福祉避難所協定団体名	施設名
社会福祉法人 駒ヶ根市社会福祉協議会	デイサービスセンター大原こだま園、デイサービスセンター竜東やまびこ園
社会福祉法人 伊南福祉会	特別養護老人ホーム観成園、老人保健施設フラワーハイツ、救護施設順天寮
社会福祉法人 上伊那福祉協会	特別養護老人ホーム越百園、特別養護老人ホーム千寿園
社会福祉法人 すずらん福祉会	デイサービスセンターエーデル駒ヶ根、特別養護老人エーデル駒ヶ根、介護老人保健施設エーデル駒ヶ根
社会福祉法人 しなのさわやか福祉会	小規模多機能型居宅介護こまちの家、複合福祉施設プラムの里
医療法人 大和会	介護老人保健施設 花の道
株式会社 あい介護センター	あい介護祥風
地方独立行政法人 長野県立病院機構 長野県立こころの医療センター駒ヶ根	地方独立行政法人 長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根
医療法人 ゆりかご	グループホームゆりかご駒ヶ根、小規模多機能型居宅介護ゆりかご、メディカルホームゆりかご駒ヶ根

サングリーン株式会社	認知症グループホームたのしや駒ヶ根
社会福祉法人 なごやか福祉会	地域密着型小規模特別養護老人ホームかがやき

## 第2 要配慮者の避難受入れ活動

### 1 情報収集等の実施方法

民生対策部福祉班長は、被災地及び避難所における要配慮者について以下の対策を行う。

(1) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、音声告知放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

なお、受入れの必要があると認めた者は、第1「受け入れ施設の確保」に記載の受入れ施設等に受入れ、保護する。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用のトイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医療品、介護用品、介護器具、ポータブルトイレを始めとする日用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

エ 外国籍市民や外国人旅行者の支援体制の確立

外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うために、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供できるよう努める。

(4) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の様態に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

ア 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対して、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

イ 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

ウ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の様態に応じた助言と支援を行う。

エ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の様態に応じた手段により提供する。

(5) 応急仮設住宅の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を勧める。

(6) 広域相互応援体制等の確立

要配慮者の救助、避難支援及び避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力する。

### 第3 外国籍市民や外国人観光客への対応

総務対策部企画振興班長及び産業対策部商工観光班長は、外国籍市民や外国人観光客への情報提供や避難所への巡回による支援を行うため、必要に応じ県と連携し災害多言語支援センターの設置を行う。

## 第9節 緊急輸送活動

**実施担当班：建設対策部建設班**

**総務対策部危機管理班**

**総務対策部財政班（ヘリポートの確保）**

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するための総合的な輸送を確保する。

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
①人命救助	①第1段階の継続	①第1・2段階の継続
②消防等の災害拡大防止	②食料、水、燃料等の搬出	②災害復旧
③ライフライン復旧	③被災者の救出・搬送	③生活必需物資輸送
④交通規制	④応急復旧	

### 主な活動

- 緊急輸送路確保のための交通規制、応急復旧を進める。
- 物資輸送拠点、緊急用ヘリポートを確保する。
- 緊急輸送路から輸送拠点までの取り付け道路および各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を進める。
- 緊急輸送路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等の道路を確保するものとし、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
- 効率的な輸送体制の確立を図る。

## 第1 緊急輸送路の確保、緊急輸送

### 1 緊急輸送路の確保

以下の道路を優先して確保する。

- (1) 本市と隣接市町村を接続する幹線道路
- (2) 避難者支援拠点に接続し、応急対策活動上重要な道路
- (3) 病院等の主要公共施設に接続する道路

## 2 緊急輸送

避難者及び応急対策要員の輸送並びに生活必需物資及び応急対策用資材の輸送を優先する。

### 第2 緊急輸送路確保のための交通規制、応急復旧

#### 1 交通規制

効率的な緊急輸送活動のため、幹線道路の交通規制は警察と連絡を密にして対応するものとし、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保する。

被災直後は、被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先に区域交通規制を実施する。

#### 2 応急復旧

応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先度を考慮し、できるだけ速やかに緊急輸送路の確保にあたる。

- (1) この計画に定める緊急交通路から先への連絡道路等を確保するための応急の復旧工事を推進するとともに、必要に応じて迂回路の確保を図る。
- (2) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決定する。
- (3) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
- (4) 建設業組合に緊急対策の協力を依頼する。

### 第3 物資輸送拠点、緊急用ヘリポートの確保

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資の迅速な分類と、効率的な避難所への発送が必要である。ヘリコプターによる輸送を考慮して、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

#### 1 物資輸送拠点の確保

緊急輸送計画に基づく物資輸送拠点を災害の状況、避難所としての利用状況等を考慮して確保する。

なお、隣接する駒ヶ根市防災拠点広場を利用し、機能的な物資輸送拠点となるよう努める。

- (1) 駒ヶ根市民体育館
  - ア 所在地：駒ヶ根市赤須町 20-2
  - イ 管理者：駒ヶ根市（駒ヶ根市教育委員会）
  - ウ その他：鉄骨コンクリート一部2階建
- (2) 駒ヶ根市武道館
  - ア 所在地：駒ヶ根市赤須町 13-11
  - イ 管理者：駒ヶ根市（駒ヶ根市教育委員会）
  - ウ その他：鉄骨コンクリート造2階建

(3) 北の原公園多目的交流施設（北の原公園屋内ゲートボール場）

- ア 所在地：駒ヶ根市赤穂 14616 番地 395
- イ 管理者：駒ヶ根市（駒ヶ根市教育委員会）
- ウ その他：木造平屋建

## 2 緊急用ヘリポートの確保

ヘリポートとしての指定は、原則として前章第8節「緊急輸送計画」のとおりであるが、災害の状況によっては、避難場所となる可能性もある。円滑な応急活動を実施するために、指定された場所以外へのヘリポートの確保についても、積極的に対応する。

(1) 拠点ヘリポートの確保

拠点ヘリポートは、駒ヶ根市営運動場（市営グラウンド）を確保する。

- ア 所在地：駒ヶ根市赤須町 15895-1
- イ 管理者：駒ヶ根市（駒ヶ根市教育委員会）
- ウ 広 さ：120<sup>m</sup>×100<sup>m</sup>

(2) ヘリポートの開設

次の要領によりヘリポートの開設を行う。

ア 地ならし

小石、砂塵等が巻上がらないように処置するとともに、必要に応じて障害物の除去、散水等を実施する。

イ 発着点の表示

ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用いて幅 10cm 程度の白線で直径 4.8m の円を描き、中央にHの文字を記入する。(資料 47 別記)

ウ 風向の表示

地上風の状態をヘリコプターのパイロットに確認させるため、発着に支障のない地点に吹き流しを設置する。

(3) 指定緊急避難場所と共用する場合

災害の状況等により、やむを得ず避難場所とヘリポートを共用する必要がある場合は、避難者を速やかに体育館等安全な場所へ誘導するほか、ヘリポートへの立入禁止を徹底し、避難者の安全を確保する。

## 第4 輸送手段の確保

市は自ら輸送力の確保に努めるが、この場合調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるだけ詳細に連絡する。

## 第10節 障害物の処理活動

### 実施担当班：建設対策部建設班 民生対策部生活環境班

災害発生時の円滑な応急対策の実施及び被災者が必要最小限の日常生活が可能となるよう障害物の除去を行い、速やかな物体の集積、処分ができるよう措置する。

#### 主な活動

- 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。
- 所有者が除去できない場合は、建設業組合等の協力を得て円滑に除去するとともに、除去した障害物の集積場所の確保を行う。

### 第1 道路及び河川上の障害物

#### 1 実施責任者

建設対策部建設班長は、建設業組合等の協力を得て、障害物の除去を実施する。

#### 2 除去の方法

- (1) 道路上の障害物については、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等の除去作業を優先的に行う。
- (2) 河川上の障害物については、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。
- (3) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (4) 市道上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (5) 市内の各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとし、市での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

## 第2 障害物の集積場所、処分方法

障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後の支障とならないよう配慮し、原則として市有地を活用する。その他必要な場所については管理者及び所有者と協議して決定する。

一時的に市有地を利用する場合は、避難場所、臨時ヘリポート、仮設住宅用地等との事前調整を行う。

市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、市での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

## 第3 整備書類

建設対策部建設班長は住家等にある障害物の除去を行った場合は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- 1 障害物除去の状況（災害救助法様式21）
- 2 地区別被害状況調
- 3 障害物除去のための工事関係証拠書類（契約書、仕様書等）
- 4 支払関係証拠書類

## 第11節 避難受入れ及び情報提供活動

**実施担当班：**（避難指示の伝達、誘導）総務対策部危機管理班、総務班、  
**上伊那広域消防本部**  
 （避難所等の管理・運営）教育対策部社会教育班  
 （応急仮設住宅等の確保）建設対策部都市計画班  
 （被災者への情報提供）総務対策部総務班、教育対策部社会教育班

災害の危険から市民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の受入れ等、避難受入れ活動を円滑に実施する。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分考慮するとともに、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

### 主な活動

- 円滑な避難受入れ活動を実施する。
- 罹災者を受入れるための応急仮設住宅の確保を図る。

## 第1 避難活動

### 1 避難の実施責任者

#### (1) 災害対策本部長（災害全般）

災害対策本部長は、次に該当するときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告する。また、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立ち退きを指示する。

ア 災害が発生している場合

イ 避難の必要が予想される場合

ウ 上記のほか、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認められる場合（根拠法令：災害対策基本法第60条）

#### (2) 警察官（災害全般）

警察官は、次に該当するときは、必要と認める地域の居住者に対して、避難のための立ち退きを指示する。

ア 災害対策本部長が避難のための立ち退きを指示することができないと認める場合。すなわち、市の機能が動かなくなったとき又は市の職員（消防職員は当然に含む。）が当該地にいなくて等のため指示できず、しかも指示が急を要する場合

イ 災害対策本部長から要求があった場合（根拠法令：災害対策基本法第61条）

ウ 生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある場合  
（根拠法令：警察官職務執行法第4条）

(3) 災害派遣部隊等の自衛官（災害全般）

災害派遣部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官に代わり、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。（根拠法令：自衛隊法第94条）

(4) 県知事、県知事の命を受けた職員、水防管理者（洪水）

県知事、県知事の命を受けた職員、水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の市民に対し避難の指示を実施する。（根拠法令：水防法第22条）

(5) 県知事、県知事の命を受けた職員（地すべり）

県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の市民に対し避難の指示を実施する。（根拠法令：地すべり等防止法第25条）

## 2 避難の実施責任者の報告等の義務

(1) 災害対策本部長（根拠法令：災害対策基本法第60条）

ア 報告の義務

災害対策本部長は、次に掲げる内容について、上伊那地域振興局を通じて県知事に報告する。なお、避難の必要がなくなった場合も、直ちにその旨を公示するとともに、県知事に報告する。

- (ア) 発令の日時
- (イ) 発令者
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 避難の対象区域及び対象者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 避難の経路または通行できない経路
- (ケ) 危険の度合い

イ 通知

必要に応じて、次の機関に報告の内容を通知する。

- (ア) 防災関係機関（駒ヶ根警察署等）
- (イ) 避難所として利用する学校等の施設の管理者

(2) 警察官

ア 災害対策基本法第61条による措置を行った場合（根拠法令：災害対策基本法第61条）

避難の指示を実施したことを市長に通知する。

イ 警察官職務執行法第4条による措置を行った場合（根拠法令：警察官職務執行法第4条）  
 避難の指示を実施したことを順序を経て公安委員会に報告する。

(3) 災害派遣部隊等の自衛官（根拠法令：自衛隊法第94条）

避難の指示を実施したことを防衛庁長官の指定する者に報告する。

(4) 県知事、県知事の命を受けた職員

ア 水防法第22条による措置を行った場合（根拠法令：水防法第22条）

避難の指示を実施したことを駒ヶ根警察署長に通知する。

イ 地すべり等防止法第25条による措置を行った場合（根拠法令：地すべり等防止法第25条）

避難の指示を実施したことを駒ヶ根警察署長に通知する。

(5) 水防管理者（根拠法令：水防法第22条）

避難の指示を実施したことを駒ヶ根警察署長に通知する。

### 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

(1) 高齢者等避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立退きを指示することをいう。

(2) 避難指示、高齢者等避難及び災害対策本部長の行う措置

ア 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるときは、次の地域の住居者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

(ア) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される場合

- (イ) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断された地域
- (ウ) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所での砂防ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）
- (エ) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (オ) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (カ) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (キ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (ク) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (ケ) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予想される地域
- (コ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (サ) 避難路の断たれる危険のある地域
- (シ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (ス) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

#### イ 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記のアの地域の住居者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

- (ア) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

#### (3) 高齢者等避難、避難指示の伝達事項

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路または通行できない経路
- コ 危険の度合い
  - (ア) 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止措置
  - (イ) 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防災対策

- (ウ) 家の戸締まり
- (エ) 携行品は、非常持ち出し程度の最小限にとどめること
- (オ) 行動しやすい服装
- (カ) 車での避難の禁止
- (キ) 消防職員、消防団、市職員、警察官等の避難誘導者の指示に従うこと

(4) 伝達方法

ア 区・自主防災組織による伝達

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達は、原則として、区等の自主防災組織を通じて行う。

災害対策本部長による勧告又は指示がなされた場合は、総務対策部危機管理班長は当該地区内の自主防災組織の長に連絡し、自主防災組織等を通じて市民に伝達する。

なお、夜間停電時又は電話不通時等伝達困難の場合は、消防団員、警察官等に協力を求め、戸別に伝達する。

イ 広報車等による伝達

総務対策部企画振興班長は、災害広報計画に基づき当該地区を巡回して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を伝達する。広報車が確保できないときは、ハンドマイク等を利用し、速やかな伝達に努める。

ウ ラジオ・テレビ等による伝達

災害対策本部長は、広域にわたって避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達を必要とするときは、ラジオ・テレビ等を通じて、市民に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を伝達できるよう県知事に要請する。

エ 情報端末による伝達

総務対策部企画振興班長は、さまざまな条件下にある住民、要配慮者使用施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災無線、広報車、携帯端末による緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等を活用し、避難情報の多重化・多様化に努める。

(5) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

#### 4 避難誘導者

災害対策本部長は、上伊那広域消防本部、消防団、警察署、自主防災組織等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

避難誘導の方法は、次のとおりとする。

- (1) 区単位の集団避難に努める。

- (2) 危険地点には、縄張り等により危険防止をするほか、必要に応じて指定避難所までの誘導者を配置する。
- (3) 誘導に当たっては、傷病者、高齢者、幼児等要配慮者を優先する。

## 第2 警戒区域の設定

災害対策本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限又は禁止若しくは当該区域からの退去を命ずる。

### 1 設定権者と設定の基準

- (1) 災害対策本部長（災害全般）
  - 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合に設定する。（根拠法令：災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害全般）
  - ア 市長もしくはその委任を受けた市の職員（消防職員は当然に含む。）が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合に設定する。（根拠法令：災害対策基本法第63条）
  - イ 生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に設定する。（根拠法令：警察官職務執行法第4条）
- (3) 消防職員又は消防団員
  - ア 水災を除く災害全般
    - 災害現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。（根拠法令：消防法第28条、第36条）
  - イ 洪水
    - 水防上緊急の必要がある場合において、水防活動の確保を主目的に設定する。（根拠法令：水防法第14条）
- (4) 災害派遣部隊等の自衛官（災害全般）
  - 自衛隊法第83条第2項の規定による災害派遣部隊等の自衛官は、市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限り、設定する。（根拠法令：自衛隊法第94条の2）

### 2 通知の義務

- (1) 警察官（根拠法令：災害対策基本法第63条）
  - 警察官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を災害対策本部長に通知する。
- (2) 消防職員又は消防団員
  - 消防職員又は消防団員が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を災害対策本部長に

報告する。

(3) 災害派遣部隊等の自衛官

災害派遣部隊等の自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を災害対策本部長に通知する。

### 3 実施方法

警戒区域に設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をし、避難に支障のないように措置する。

### 4 避難の指示と警戒区域の設定

警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は次のとおりである。

- (1) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は地域的にとらえ、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (3) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

## 第3 避難者受入れ活動

### 1 対象者

- (1) 避難命令による避難者
- (2) 災害により住家に被害を受け、居住の場所を失った者

### 2 実施責任者

教育対策部社会教育班長は、災害対策本部長の指示に基づき指定避難所を開設し、避難者の受入れ及び保護を行う。

指定避難所を開設したときは、その旨を公示し、指定避難所に受入れすべき者を誘導し保護するものとする。

### 3 避難所の開設方法

(1) 指定避難所の選定

指定避難所には、原則として市立小中学校の建物を使用するが、災害及び地域の状況により、資料 52 に示す指定避難所の中から安全な施設を選定する。

指定避難所だけで対応できないときは、状況に応じて指定していない市有施設を選定するとともに、民間施設等の管理者にも協力を求め避難所に充てる。

また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を2次的避難所として開設するよう努

める。

(2) 施設管理者に対する連絡

避難所を開設しようとするときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。ただし、事態が急迫し連絡する時間がない場合は、直ちに避難所を開設した後、その施設の管理者に連絡する。

(3) 避難所管理担当者の派遣

避難所を開設したときは、避難所の運営、建物の維持管理のため管理担当者を派遣する。

(4) 避難所の開設及び受入れ状況の報告

避難所を開設したときは、直ちにその開設及び受入れ状況を災害対策本部長に報告する。報告事項は次のとおりとする。

ア 開設の日時及び場所

イ 受入れ人員

ウ 開設期間の見込み

エ 給水の要否及び給水必要量

オ 給食の要否及び給食見込数

#### 4 施設管理者の対策

指定避難所としてあらかじめ指定を受けている施設管理者は、平常時から次の対策を講じておく。

- (1) 夜間や休日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を定め、周知徹底する。また、指定避難所として使用させる場所についても、あらかじめ優先順位等を定めておく。
- (2) 施設管理者は、指定避難所の運営について協力するものとし、市から指定避難所管理担当者が派遣されるまでの間、職員を指揮し避難者の受入れ、保護に努める。
- (3) 施設の被害状況について、速やかに災害対策本部長に報告する。
- (4) 避難者によって、施設が既に避難所となった場合は、その旨を速やかに災害対策本部長に報告する。

#### 5 避難所の管理運営

(1) 避難所の応急復旧

災害や避難の状況により、やむなく被害を受けた施設を避難所として開設した場合の事後措置を次に示す。

ア 避難所の管理担当者は、施設の被害状況を施設管理者とともに調査し、教育対策部社会教育班長に報告する。

イ 避難所の管理担当者は、被災箇所周辺に縄張り等をして、立入り禁止の措置を行い、避難者の安全を図る。

ウ 教育対策部社会教育班長は、関係班長の協力を得て、避難所の応急復旧を実施する。

(2) 管理運営の方法

教育対策部社会教育班長は、施設の管理者及び区長等の避難者の代表の協力を得て、避難所の管理運営に当たる。なお、避難所の運営は、自主防災会の自主運営を原則とする。

指定避難所の運営は、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。

ア 避難者名簿を作成し、受入れ人員を調査し、避難者の傷病の有無、給水・給食の必要数量等を把握する。この際、食事や水等受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握にも努める。

イ 避難所の備品・用品などの利用は、施設管理者の承認を得る。

ウ 災害の状況や避難が長期間に及ぶ場合は、避難者による避難所運営のための組織化に努める。このとき、ボランティア等の協力も得て行う。

エ 要配慮者への対応について、ボランティア等の協力を得て十分配慮する。

オ 避難所における備蓄倉庫、仮設トイレ、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

カ 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

キ 避難所の運営マニュアルの整備に努める。

ク 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。

ケ 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。

コ 避難所の管理運営に当り、災害の規模が大きく人員が不足し困難を来たした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

サ 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

シ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものと

- する。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難に適切な体制整備に努めるものとする。
- ス 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- セ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- ソ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- タ 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- チ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
- b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
- c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
- (a) 介護職員等の派遣
- (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- ツ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

- テ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ト やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- ナ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- ニ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ヌ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

## 6 経費の負担

避難所の設置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本市が負担する。災害救助法の適用時は、第37節第4「避難所の設置」による。

## 7 整備書類

教育対策部社会教育班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- (2) 避難所設置及び受入れ状況（災害救助法様式7）
- (3) 避難場所及び受入れ避難所の開設状況等の報告
- (4) 受入れ避難者名簿
- (5) 支払関係証拠書類

## 第4 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

### 1 広域避難の対応

#### (1) 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについて

は、県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(2) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(3) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

**2 広域一時滞在の対応**

(1) 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(2) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

**第5 住宅の確保**

災害によって住家を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者に対して、公営住宅の活用及び応急仮設住宅の建設により、被災者の住宅の確保を行う。

なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

**1 対象者**

応急仮設住宅等の供与の対象者は、災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力で住宅を得ることができない者とする。

**2 実施責任者**

建設対策部都市計画班長は、空き室となっている公営住宅の活用を図るとともに、建設団体の協力を得て、応急仮設住宅の建設を行う。また、災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法が第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

### 3 実施方法

#### (1) 建設予定地

原則として、被災地周辺の公園等、市有の空き地を確保して建設する。ただし、状況によりやむをえない場合は、私有地を借り上げて建設する。

#### (2) 構造、規模及び設置費用

##### ア 構造

構造は、一戸建て又はアパート式建築とする。

##### イ 規模及び設置費用

1戸当たりの基準面積は29.7㎡（9坪）とし、その設置費用は「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

この基準は、3人世帯を基準にしたもので、世帯人員により増減させることは差し支えないが、設置する応急仮設住宅全体の平均が基準以内でなければならない。

#### (3) 入居者の資格及び選定

建設対策部都市計画班長は、各部の協力により被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、次にあげる入居資格を有する者の中から選定する。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、傷病者及び身体障がい者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的弱者

#### (4) 着工及び竣工期間

原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに竣工させる。

#### (5) 供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、建設工事が完了した日から2年以内とする。

#### (6) 管理運営

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

### 4 経費の負担

応急仮設住宅の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第36節第4「応急仮設住宅の供与」による。

## 5 整備書類

建設対策部都市計画班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- (2) 応急仮設住宅台帳（災害救助法様式8）
- (3) 建築のための工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等）
- (4) 支払関係証拠書類

## 第6 被災者への的確な情報提供

- 1 半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。
- 2 自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- 3 被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- 4 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- 5 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 6 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

## 第12節 孤立地域対策活動

### 実施担当班：総務対策部危機管理班

災害により孤立地域が発生した場合は、被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保の順位をもって災害応急対策に万全を期すものとする。

### 主な活動

- 孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員・警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第1 孤立実態の把握

- 1 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。
- 2 孤立予想地域に対し、NTT回線、衛星電話、防災行政無線及びオフロードバイク（職員の派遣）やドローン（無人航空機）を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

### 第2 救出・救助対策

- 1 ヘリコプターによる救急搬送を必要とする場合は、県に対して要請を行うとともに、救助場所のヘリポートの確保等を実施する。
- 2 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

- 3 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

### 第3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継、衛星電話及びアマチュア無線の活用等あらゆる方法によって、情報伝達手段の確保を図る。

また、東日本電信電話(株)に対して災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンク(株)に対して携帯電話の貸出等の臨時配置を要請する。

市民自らが実施する対策として、農道・林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に努めるものとする。

### 第4 食糧品等の生活必需品の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

### 第5 道路の応急復旧活動

緊急輸送道路の確保に準じ、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 第13節 食糧品等の調達供給活動

### 実施担当班：民生対策部市民班

災害時に住家の被害等で炊飯できない被災者、避難者及び応急対策要員等に対する食糧品等の供給とこれに必要な食糧品等の調達を行う。

### 主な活動

- 備蓄食糧、炊き出し等により、食糧品等の供給を行う。
- 県、応援協定締結市町村、販売業者等の協力を得て、食糧品等の調達を行う。
- 食糧品等の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

### 第1 対象者

食糧品等の供給対象者は、次のとおりとする。

- 1 避難所に受入れされた者
- 2 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊飯ができない者
- 3 旅行者又は一時滞在者等
- 4 災害地における救助作業及び応急復旧作業に従事する者で、供給を必要とする者

### 第2 実施責任者

民生対策部市民班長は、教育対策部子ども班長等の協力を得て、給食を必要とする者の人員を確認し、食糧品等及び燃料等の調達供給を実施する。

### 第3 食糧品等の調達

計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食糧の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。この場合において、炊飯用具、食器類、調味料及び炊き出し用燃料等についても同様とする。

なお、米穀について、災害の状況等により緊急やむを得ない場合は、関東農政局松本地域センターに対して、食糧引渡し要請文書で行うが、連絡がとれない場合は、保管業者に対して行うことができる。

## 第4 食糧品等の供給

災害発生時に被災者等に対する食糧品等の供給が必要な場合は、まず自らの備蓄食糧品等の供給を行う。

また、自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、近隣市町村、県（上伊那地域振興局長）及び災害時相互応援協定に対して食糧の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食糧品等を被災者等に対して供給する。

### 1 供給の方法

食糧品等の供給は、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を求め、災害の状況を考慮して、次の方法によって総合的に実施する。なお、要配慮者への供給について配慮する。

- (1) 教育対策部子ども班長と連携して、学校給食センターを活用し供給する。
- (2) ボランティア団体、自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを実施する。
- (3) 災害の状況により、食糧品の供給の期間が長期に及ぶと見込まれるときは、基準を明示して民間の給食業者等より必要量を調達し、供給する。

### 2 応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
被災者に対し、炊き出しによる供給を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して供給を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

## 第5 経費の負担

炊き出し、その他による食糧品等の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担（第1の4に掲げる者にかかる費用は除く。）し、その他の場合は、本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第37節第4「炊き出しその他による食品の供与」による。

## 第6 整備書類

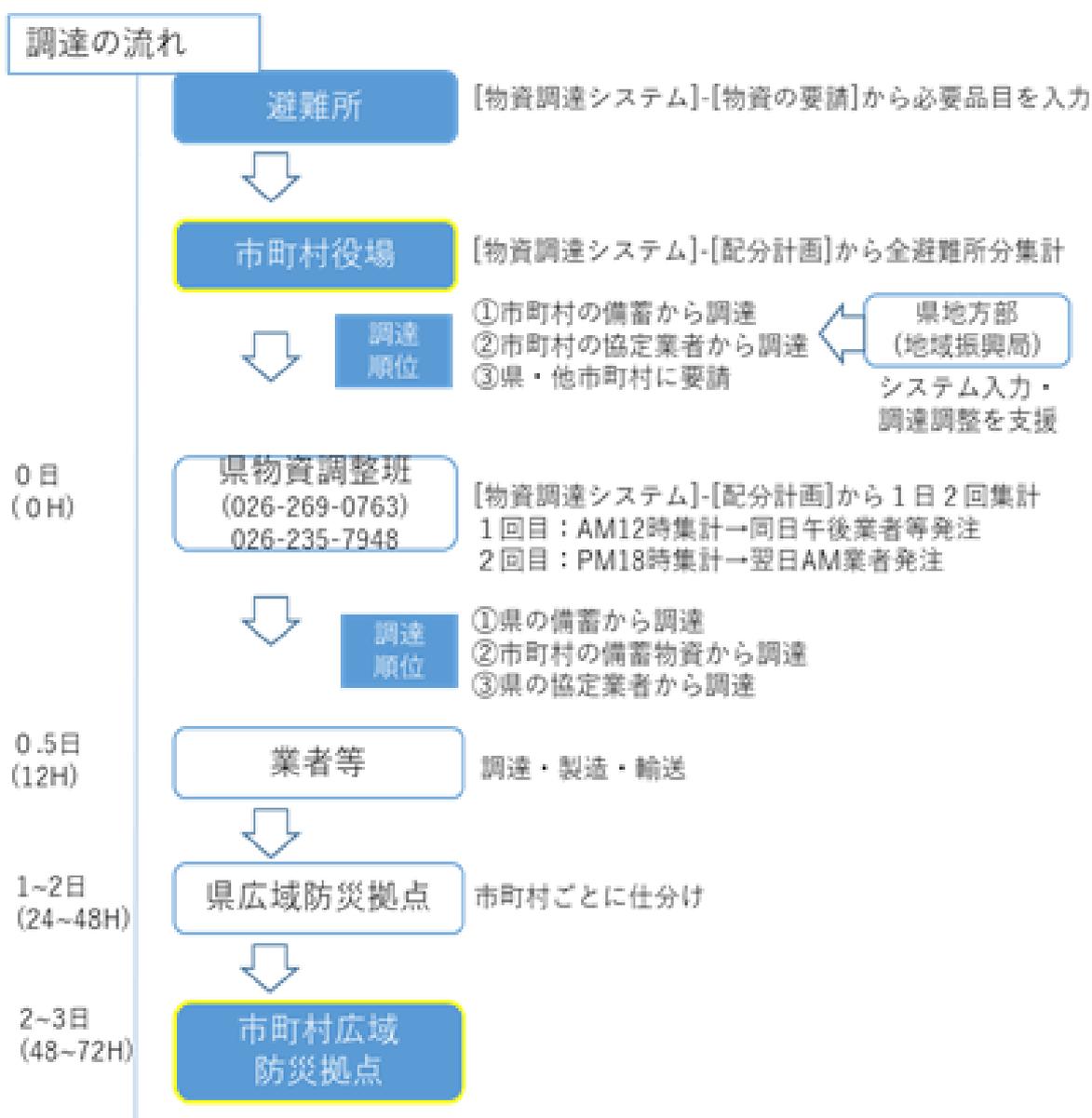
民生対策部市民班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

### 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

### 2 炊き出し給与状況（災害救助法様式9）

### 3 支払証拠書類

〈食料品・生活必需品の県への調達要請フロー〉



## 第14節 飲料水の調達供給活動

### 実施担当班：建設対策部上下水道班

大規模災害時での水道施設の被害は、広範囲に及び全市的に相当間断水することが考えられる。施設の応急復旧までの間、被災地域の市民に必要な最小限の飲料水を確保するため、飲料水の調達及び供給を実施する。

### 主な活動

- 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな水道施設等の応急復旧作業により飲料水等の供給機能の回復に努める。
- 必要に応じて、長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱による援助要請を行う。

### 第1 実施に関する対策

#### 1 水源施設の被害調査及び飲料水の確保

水道施設の被害状況、自己水源池の使用可否及び各配水池の貯水状況等を調査し、地区別の飲料水、緊急医療及び給食活動等への水道水の確保を図る。

#### 2 実施機関及び実施責任者

応急飲料水の供給は、市長及び上伊那広域水道用水企業団企業長が実施する。市の実施責任者は建設対策部上下水道班長があたる。

### 第2 飲料水の調達及び供給

#### 1 飲料水の調達

緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、安全な河川水、貯水池、プール等に浄水機を設置し確保するとともに、飲用可能な井戸水も利用する。この場合において、市で対応が困難な場合は、応援要請を行う。

#### 2 飲用水の供給

- (1) 断水世帯、避難所及び病院などに対し迅速に飲料水等を供給する。なお、災害が広範囲に及ぶ場合は直ちに関係機関等へ応急給水活動への応援を要請する。(近隣市町村、県及び自衛隊)

(2) 供給基準

1人1日3リットルを基準として供給する。

(3) 供給方法

断水地域の把握等情報の収集を行うとともに、出動体制、給水拠点の確保、確認を実施し、異常のない配水池の貯留水及び浄水機等により製造された安全な飲料水を給水車、給水タンクにより供給する。

(4) 給水活動の原則

ア 災害の状況により必要十分な給水活動を実施し得ない場合は、指定避難所（場所）、緊急医療機関、給食施設等に対する重点的な給水を行う。

イ 給水に必要な車両、資機材の確保に努める。

ウ 給水する飲料水の水質保全を図る。

### 3 広報活動

総務対策部総務班長の協力を得て、断水状況、給水方法等について広報活動を行う。

### 4 市民への協力要請

給水活動の実施に当たっては、飲用可能な井戸水の利用、飲料水の配給、広報活動等について、市民の協力を得るものとする。

## 第3 水道施設の応急復旧措置

1 水道施設が被災した場合、応急復旧には上伊那広域水道用水企業団職員、水道指定工事店及び資材供給業者の協力を求め復旧を行う。

2 救急医療機関、避難所等、防災上重要な施設からの復旧を要請する。

3 消火栓を利用した給水設備を状況に応じて設置する。

## 第4 経費の負担

飲料水の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は、本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第37節第4「給水の供与」による。

## 第5 整備書類

建設対策部上下水道班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備、保存する。

- 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- 2 飲料水の供給簿
- 3 支払関係証拠書類

## 第6 長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱による援助要請

地震等の災害及び濁水により被害を受けた場合に、長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱に基づき、県知事を通じて長野県水道協議会の会員に援助要請する。

詳細は、長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱（資料56）のとおり。

## 第15節 生活必需品の調達供給活動

**実施担当班：**（調達）総務対策部会計班  
（給与）民生対策部福祉班

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。

### 主な活動

- 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、県及び商工団体等の協力を得て、生活必需品の調達を行う。
- 自主防災組織、NPO・ボランティア団体等の協力を得て、被害状況等に応じて迅速に供給・分配を行う。

### 第1 対象者

生活必需品の供給の対象者は、災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他の生活に必要な最小限度の家財を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者とする。

### 第2 実施責任者

民生対策部福祉班長は、被害状況に基づき生活必需品の調達配分計画を作成して、供給・分配を行う。

### 第3 生活必需品の調達

#### 1 調達方法

備蓄で対応できないものは、次により調達する。

- (1) 駒ヶ根商工会議所等の商工団体の協力を得て、市内の業者等から購入する。特に要配慮者については、介護用品、育児用品等、態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。
- (2) 災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請するものとする。

#### 2 生活必需品の範囲等

- (1) 寝具（就寝に必要な毛布及び布団等）

- (2) 外衣（作業衣・婦人服・子供服等）
- (3) 肌着（じゅばん・シャツ・ズボン下・パンツ等）
- (4) 身のまわり品（タオル・手ぬぐい・サンダル等）
- (5) 炊事道具（なべ・釜・包丁・コンロ・バケツ等）
- (6) 食器（はし・茶わん・皿・汁わん等）
- (7) 日用品（石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、使い捨てライター、ロウソク、木炭、プロパンガス等）
- (9) 感染症対策（マスク、アルコール消毒液、体温計等）

## 第4 生活必需品の給与又は貸与

### 1 分配

調達された生活必需品は、自主防災組織、NPO・ボランティア団体等の協力を得て、迅速に分配する。

なお、供給・分配にあたっては要配慮者に優先的に行うなど十分配慮する。

また、男女ニーズの違いや下着等の配布方法についても十分配慮する。

### 2 輸送対策

生活必需品の輸送は、原則として調達先の車両を充てるものとし、災害の状況により困難な場合は、第9節「緊急輸送活動」により対応する。

## 第5 経費の負担

生活必需品の供給を行うために支出する費用は、災害救助法が適用されたときは、限度内において県が負担し、その他の場合は本市が負担する。ただし、特別の事情があるときは、別途、県知事の事前承認（厚生労働大臣の承認）を得て、限度額の引上げを行うことができる。

災害救助法の適用時は、第37節第4「被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与」による。

## 第6 整備書類

民生対策部福祉班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

### 1 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）

### 2 物資の給与状況（災害救助法様式11）

### 3 支払関係証拠書類

## 第16節 保健衛生、感染症予防活動

### 実施担当班：民生対策部地域保健班

被災者の健康を確保するため、健康相談等を実施するとともに、被災地の衛生条件悪化による感染症予防のための活動を行う。

#### 主な活動

- 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
- 被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。
- 感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第1 保健活動

民生対策部地域保健班長は、被災者の避難状況を把握し、伊那保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。

また、被災による精神的ショック、避難生活によるストレス等、被災者の心のケアも重要な問題である。救護班との連携を図りながら被災地又は避難所に保健師を派遣し、心身双方の健康相談、栄養指導等を実施し、被災者の健康を確保する。

### 第2 感染症予防活動

災害時の迅速な感染症予防活動に備え、県に準じて感染症予防組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応するものとする。また、必要に応じて検病調査班を組織し感染症の予防に努める。

#### 1 感染症予防

##### (1) 感染症予防班の編成

原則として、市職員5名で編成する。

##### (2) 感染症予防班の任務

感染症予防班は、感染症の発生を未然に防止するため、伊那保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災地の消毒を実施する。

ア 消毒の実施

感染症予防班は、被災地域において感染症が発生し、又は発生するおそれのある地域を重点的に消毒する。

イ ねずみ族及び昆虫等の駆除

消毒の際にあわせて実施する。

(3) 整備書類

感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、伊那保健福祉事務所を経由して県に提出するため次の書類帳簿等を整備し、保存する。

ア 消毒等実施状況報告

イ 支払関係証拠書類

災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

## 2 検病調査

(1) 検病調査班の編成

上伊那医師会、伊那保健福祉事務所等の協力を得て、医師1名、保健師又は看護師1名、事務員1名で編成する。

(2) 感染症予防班の任務

検病調査班は、救護班と協力し、次の任務に当たる。

ア 検病検査及び健康診断

(ア) 検病調査班の実働能力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮し、緊急度の高いものから検病検査を順次実施して、感染症の早期発見に努める。

(イ) 検病調査班は、必要に応じて健康診断を行う。

イ 指定避難所、指定緊急避難場所における感染症予防指導

検病調査班は、指定避難所、指定緊急避難場所において感染症予防指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理を図る。

ウ 臨時予防接種

検病調査班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種対象期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

エ 感染症患者の救護及び隔離

検病調査班は、被災地域において感染症患者又は保菌者が発見されたときは、直ちに応急救護を施すとともに、隔離受入れ措置をとる。

オ 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査班は、感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。

## 3 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。

- 4 災害時は、感染症予防活動に要する資機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- 5 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、危機管理課と地域保健課が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。  
また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。
- 6 関係団体の協力を得て、災害感染症予防実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、伊那保健福祉事務所を經由して県へ報告する。

## 第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

**実施担当班：（搜索活動）総務対策部危機管理班、上伊那広域消防本部  
（処置・埋葬）民生対策部市民班**

災害によって死亡したと推定される者については、駒ヶ根警察署、消防機関等の協力を得て遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

### 主な活動

- 駒ヶ根警察署、上伊那医師会等関係機関の協力を得て、遺体の搜索及び処置等を実施する。
- 災害の状況により、多数の死者が生ずると見込まれるときは、自衛隊の派遣等広域的な応援を要請する。

### 第1 遺体の搜索

#### 1 対象者

搜索の対象者は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

#### 2 搜索の方法

駒ヶ根警察署及び消防団の協力を得て、人員、機械器具を確保し搜索を実施する。災害の状況によっては、自衛隊、地元市民等の協力を得る。

また、遺体を発見した場合は、直ちに駒ヶ根警察署に連絡する。

#### 3 経費の負担

遺体の搜索を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の通常の実費を県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第37節第4「遺体の搜索」による。

#### 4 整備書類

災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（災害救助法様式6）
- (2) 被災者救出状況記録簿（災害救助法様式15）
- (3) 支払関係証拠書類

## 第2 遺体の処置

### 1 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に実施する。

### 2 実施責任者

民生対策部市民班長は、駒ヶ根警察署と連携し遺体の処置を実施する。

### 3 遺体の処置方法

遺体の処置は、駒ヶ根警察署と連携し実施するものとし、必要に応じて葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

#### (1) 処置内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

#### (2) 処置方法

- ア 駒ヶ根警察署から遺体の引渡しのお知らせを受けたときは、直ちに職員を派遣し、遺体の引渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所に運搬し、救護班による洗浄、縫合、消毒等の処置を行い、必要に応じて検案を行う。
- ウ 遺品等のある場合は、整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処置台帳に記録し、遺体安置所に掲示する。
- エ 身元が判明し、引取人があるときは、これを引き渡す。
- オ 引取人がない者については、一定期間経過後、災害対策本部長の判断により、火葬処置する。
- カ 外国籍市民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- キ 火葬許可証発行事務処置体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きをとる。
- ク 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。
- ケ 大規模災害発生時は、長期にわたる遺体安置所や検視場所の確保が必要となるため、あらかじめ複数個所の候補地を選定する。

### 4 経費の負担

遺体の処置を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

災害救助法の適用時は、第37節第4「遺体の処理」による。

## 5 整備書類

民生対策部市民班長は、災害救助法の適用の有無に関わらず、次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 遺体処理台帳（災害救助法様式 20）
- (2) 支払関係証拠書類

## 第3 遺体の埋葬

### 1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に応急的な措置として埋葬を行う。

### 2 実施責任者

民生対策部市民班長が実施する。

### 3 遺体の埋葬方法

埋葬の程度は、応急的な火葬であり土葬又は火葬を問わないが原則として火葬に付す。遺体の埋葬を行った場合には、埋葬台帳（災害救助法様式 18）に記入する。

### 4 経費の負担

#### (1) 負担方法

遺体の埋葬を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、限度内において県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

#### (2) 費用の範囲

- ア 埋葬の際使用する棺、骨つぼ等（応急的な火葬であり、いわゆる通常の葬儀とは異なるため、供花、供物等の費用は含まれない。）
- イ 火葬料・埋葬料及びこれに伴う輸送費及び作業員賃金

#### (3) 費用の限度

##### ア 大人（満 12 歳以上）

1 体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

##### イ 小人（満 12 歳未満）

1 体当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

## 5 整備書類

次の書類帳簿等を整備し保存する。

- (1) 埋葬台帳（災害救助法様式 18）
- (2) 支払関係証拠書類

#### **第4 大規模災害時の留意点**

##### **1 棺、ドライアイス等の収容に必要な資器材の確保**

##### **2 避難所との競合を考慮した遺体安置所の確保**

##### **3 火葬場の確保**

- (1) 伊南行政組合伊南聖苑（火葬場）
- (2) 伊那市営火葬場
- (3) 長野県市町村災害時相互応援協定書に基づく応援要請

## 第18節 廃棄物の処理活動

### 実施担当班：民生対策部生活環境班

災害発生後のごみ、し尿等の廃棄物の円滑な収集・処理を実施し、環境の保全、衛生の確保等を図る。

### 主な活動

- 施設の被害状況を迅速に把握し、廃棄物の適正な収集・処理活動を行う。
- ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。さらに、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- 施設が被災し、又は施設の処理能力を超える廃棄物が排出された場合は、県又は近隣の市町村に応援を要請する。

### 第1 実施責任者

民生対策部生活環境班長は、各施設の管理者、自主防災組織等の協力を得て、適正な廃棄物の収集・処理を行う。

### 第2 廃棄物処理対策

#### 1 ごみ処理対策

自主防災組織等の協力を得て、収集車の通行の便のよい場所を選定し、集積所の設置を行い、ごみを収集・処理する。

##### (1) 収集方法

- ア 民間委託業者の車両により収集する。
- イ 平常時の分別方法又は特に市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に努め、可能な限り早期の収集に努めるものとする。

##### (2) 処分方法

被災地から収集したごみは、原則として既存の施設で処分する。  
粗大ごみ、不燃性ごみ等埋立てごみが多量に排出され、既存の施設で処分できない場合は、第5「災害廃棄物の処理」に準ずる。

廃棄物処理施設

処理場名	所在地	管理者	処理能力
上伊那クリーンセンター	伊那市富県 3790 番地	上伊那広域連合長	118t/日
クリーンセンター八乙女	上伊那郡箕輪町 大字中箕輪 3819	上伊那広域連合長	40t/日

## 2 し尿処理対策

教育対策部社会教育班長等と密接な連携をとり、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置するとともに、民間許可業者の車両により被災地等のし尿を収集・処理する。

### (1) 収集方法

- ア 民間許可業者の協力を得て車両により収集する。
- イ 災害の状況により収集処理能力が及ばない場合は、便槽の5割くみ取り等の部分収集を実施する。

### (2) 処理方法

- 収集したし尿は、原則として伊南衛生センターで処理する。
- 伊南衛生センターで処理できない場合は、駒ヶ根市下水道施設又は各集落排水施設の利用について、関係班長の協力を得て検討する。

### (3) 仮設トイレの設置

- ア 必要に応じて避難所及び被災地に仮設トイレを設置する。
- イ 「災害時におけるトイレレンタルの協力に関する協定」に基づき、市内の業者等から仮設トイレを調達する。
- ウ 洋式仮設トイレの設置等、要配慮者への対応に配慮する。

### (4) 整備書類

- 次の書類帳簿等を整備し保存する。
- ア くみ取り実施状況報告
- イ 支払関係証拠書類

## 3 国庫補助

被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課へ報告する。

## 4 応援の要請

施設が被災し、又は施設の処理能力を超える廃棄物が排出された場合は、県又は近隣の市町村等に応援を要請する。

### 第3 死亡・放浪小動物対策

#### 1 死亡小動物の処理

災害によって死亡し、放置された犬猫等の小動物の発見の連絡を受けたときは、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を行い、死亡小動物を適正に処分する。

#### 2 放浪小動物対策

被災により飼育されていた犬等の小動物が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、伊那保健福祉事務所、県獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア団体等と連携・協力して、対策を実施する。

### 第4 死亡獣畜の処理

獣畜とは、牛、馬、豚、やぎ、羊をいい、これ以外の小動物が死亡した場合は、廃棄物として処理する。

災害により死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。

占有者が不明又は占有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合は、収集・処理する。この場合において農業者の飼育する家畜の場合は、産業部農林班長も協力する。

#### 1 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

#### 2 処分方法

死亡獣畜発見の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜感染症予防法に基づく家畜感染症予防員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、東伊那区火山新井の駒ヶ根市死亡獣畜取扱場へ埋却する。

### 第5 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、「駒ヶ根市災害廃棄物処理計画」に基づいて対応する。この際には、次の事項を参考に、より円滑で適正な処理を行う。

- 1 収集運搬については、業者に協力を求め実施する。
- 2 仮置場、最終処分地の確保に努める。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとし、確保した際は速やかに住民へ周知する。
- 3 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 4 復旧・復興を考慮に入れ、計画的に行う。
- 5 環境汚染の防止及び市民、作業者の健康管理に留意する。

大量の災害廃棄物は、応急対策やその後の復旧事業を進める上で、支障となることは明らかであるが、現有施設での処理は困難である。

このため、状況に応じて県等の協力を得ながら、その処理、処分方法を確立するように努める。

## **第6 廃棄物処理の広域応援**

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、廃棄物の収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村等から応援を求めるものとする。

## 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

**実施担当班：（社会秩序の維持）総務対策部危機管理班  
（物資物価対策）産業対策部商工観光班**

災害発生後の社会的混乱を鎮め、社会秩序の維持や被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を図る。

### 主な活動

- 県との連携をとり、発災後の社会秩序の維持に努める。
- 県及び駒ヶ根商工会議所等の関係団体の協力を得て、物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第1 社会秩序の維持

#### 1 実施責任者

総務対策部危機管理班長は、駒ヶ根市防犯協会、自主防災組織等の協力を得て、災害発生後の社会秩序の維持に努める。

#### 2 実施方法

##### (1) 市民への呼びかけ

被災地域に情報の不足により各種混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、広報活動を通じて市民に呼びかけを実施する。

また、自主防災組織等を通じて正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずる。

##### (2) 情報収集

駒ヶ根市防犯協会、自主防災組織等に協力を求め、情報の収集を行い、必要に応じて駒ヶ根警察署等の関係機関に通報し、取締りを依頼する。

- ア 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報
- イ 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報
- ウ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報
- エ デマ、うわさなど真実でない情報
- オ その他生活の安全に関する情報

## 第2 物資物価対策

### 1 実施責任者

産業部商工観光班長は、買い占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

### 2 実施方法

- (1) 買い占め、売惜しみ、便乗値上げ及び災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (2) 市民の買い占めの自粛や事業者の売り惜しみ、便乗値上げに関する情報提供について広報活動を通じて市民に呼びかけを実施する。
- (3) 提供された情報をもとに県と協議し、適切な対応策を講ずる。
- (4) 自主防災組織等を通じて生活物資の需給動向を伝達し、混乱防止措置に努める。
- (5) 適正な価格、条件による販売、流通を確保するため、駒ヶ根商工会議所等の関係団体を通じて事業者に協力を要請する。
- (6) 市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

## 第20節 危険物施設等応急活動

### 実施担当班：上伊那広域消防本部

災害時において、危険物施設等の被害は施設関係者及び周辺住民に重大な二次災害をもたらすおそれがある。このため施設の管理者等に対し速やかな施設の点検を行わせるとともに、施設に被害が及んでいる場合は、応急措置を実施し、危害の防止を図る。

### 主な活動

- 県及び危険物安全協会等の関係団体と協力して、危険物施設等における二次災害の発生防止と被害の拡大防止を図る。

### 第1 危険物施設応急対策

#### 1 実施方法

県及び危険物安全協会等の関係団体の協力を得て、危険物施設における二次災害の発生防止と被害の拡大防止を図る。

#### 2 活動内容

- (1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等  
市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。
- (2) 災害時等における連絡  
危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。
- (3) 漏洩量等の把握  
関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。
- (4) 危険物施設の管理者等に対する指導  
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。
  - ア 危険物施設の緊急使用停止等  
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。
  - イ 危険物施設の緊急点検  
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(オ) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(カ) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、県、近隣市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

## 第2 その他の危険物施設等の応急対策

### 1 火薬類製造施設等

(1) 実施方法

施設に火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

(2) 活動内容

ア 火薬類製造施設等において火薬類の流出、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため流出・延焼防止活動を迅速かつ的確に行う。

イ 駒ヶ根警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 2 高圧ガス製造施設等

### (1) 実施方法

施設にガスの漏えいや火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

### (2) 活動内容

ア 高圧ガス製造施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。

イ 駒ヶ根警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

## 3 毒物、劇物保管貯蔵施設

### (1) 実施方法

施設に毒物等の流出、火災等の災害が発生した場合は県等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

### (2) 活動内容

ア 毒物等保管貯蔵施設等において毒物等の流出、火災等が発生したときは、上伊那広域消防本部及び施設の管理者及び従業員等とともに、被害の拡大防止のため中和剤の散布、延焼防止の活動を迅速かつ的確に行う。

イ 駒ヶ根警察署、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

ウ 飲料水又は地下水が汚染された場合は、上伊那広域水道用水企業団と協力して市民に広報するとともに、飲料水の供給を行う。

## 4 石綿使用建築物等

### (1) 実施方法

石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を県等関係機関と協力して実施し、周辺住民の避難や応急対策を実施する。

### (2) 活動内容

ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。

イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。

## 第2.1節 上水道施設応急活動

### 実施担当班：建設対策部上下水道班

大規模災害等により、長期間の断水となることは、市民生活に重大な影響を与えるため施設の応急復旧を最優先で実施し、各施設の機能回復を早急に図る。

### 主な活動

- 応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、送・配水施設及び給水施設の機能回復を行う。

### 第1 水道施設の応急復旧対策

施設の復旧工事については、関係団体等の協力を得て迅速に行う。

なお、災害が広範囲におよぶ場合は、関係機関等の応援を要請し、早期復旧を図る。

### 第2 水道施設の応急復旧の実施

被害状況の把握等を行いながら、施設の復旧活動を、次の事項により直ちに開始する。

- 1 被害状況の把握と、復旧計画の策定を行う。
- 2 復旧体制の確立を行う。
- 3 復旧要員の確保及び資材の調達を行う。
- 4 市民への広報活動を行う。
- 5 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- 6 被災の状況により支援要請を行う。

### 第3 応急復旧工事事業者への対応及び現場調整

建設対策部は、水道工事事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事の許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止する。

また、同一箇所での2者以上となる工事については、工事現場が混乱しないよう調整する。

## 第2.2節 下水道施設応急活動

### 実施担当班：建設対策部上下水道班

下水道施設は、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠であり、地震等の災害時においてもライフラインとしての応急的な確保に努める必要がある。

このため、被害が発生した場合、被害規模の情報の収集を早期に行い、その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に万全を期す。

### 主な活動

- 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

### 第2 応急対策の実施体制

BCP（平成27年度作成）に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール等に基づき他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。

- 1 災害対策要領等により、速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 2 被害が甚大な場合には、関係機関に応援を求める等の措置を講ずる。

### 第3 応急対策の実施

備蓄してある応急資機材等の活用を図るほか、必要に応じて駒ヶ根市建設業組合の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

#### 1 管渠

- (1) 管渠、マンホール内部の土砂の除去、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水施設機能の回復に努める。
- (2) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるため、必要な措置を講ずるよう指揮監督する。

#### 2 処理場

- (1) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によって機能回復に努める。
- (2) 処理場での下水処理機能が低下又は停止した場合においては、応急的に簡易処置を行う等の措置を講ずる。
- (3) 処理場の異常により、やむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関に連絡を行う。

## 第23節 通信・放送施設応急活動

### 実施担当班：総務対策部危機管理班

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

防災行政無線通信については、災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

また、通信・放送施設の各事業者において、それぞれの防災業務計画等に基づき行う通信・放送施設への応急活動について、市は要請及び協力を行う。

### 主な活動

- 防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 通信・放送施設の各事業者が行う通信・放送施設への応急活動について、要請及び協力を行う。

### 第1 防災行政無線通信の応急活動

- 1 業者と協力して、通信施設の緊急点検を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- 2 通信施設が被災した場合には、業者と協力し復旧活動を行い、通信の確保に当たる。
- 3 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- 4 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- 5 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

### 第2 電気通信設備の応急活動

災害時には、被災地の通信確保を図るために、災害対策規定に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図ることと、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置することが求められる。

東日本電信電話㈱及び㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱が防災業務計画等に基づき行う以下の応急活動について、市は協力及び施設の早期復旧のための要請を行う。

#### 1 通話、重要通話の確保

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。
- (2) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

#### 2 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、あらかじめ設置された災害時用公衆電話（特設公衆電話）に加え、あらたに指定避難所に罹災者の使用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置に努める。

#### 3 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

#### 4 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況その情報提供に努める。

### 第3 放送施設の応急活動

(株)エコーシティー・駒ヶ岳が災害非常対策規程等（資料 38）に基づき行う放送施設応急活動について、市は協力するとともに施設の早期復旧のための要請を行う。

#### 第4 各施設の緊急連絡先及び方法

施設名	第1順位	第2順位
	緊急連絡先	緊急連絡先
	連絡方法	連絡方法
電気通信施設	東日本電信電話(株)長野支店 長野災害対策室	東日本電信電話(株) 故障受付センター
	長野市新田町 1137-5 Tel 026-225-4389	【加入電話】 局番なしの 113 携帯電話からは 0120-444-113 【インターネット(フレッツ・ひかり電話)】 0120-000-113 または 【web113(加入電話・インターネット)】 <a href="https://web113.ntt-east.co.jp/">https://web113.ntt-east.co.jp/</a>
	ドコモショップ駒ヶ根店 駒ヶ根市赤穂 1310-2 フリーダイヤル 0120-027-511 Tel 82-7511	ドコモショップ伊那店 伊那市山寺 286-4 フリーダイヤル 0120-752-171 Tel 74-2171
	a u ショップ 駒ヶ根 駒ヶ根市赤穂 1568 Tel 82-7701	
ケーブル コミュニティ施設	(株)エコーシティー・駒ヶ岳 Tel 82-4000 Fax 82-4736	
	日本放送協会(長野放送局) Tel 0263-33-4700	
放送施設	信越放送(株) Tel 026-237-0500	
	(株)長野放送 Tel 026-227-3000	
	(株)テレビ信州 Tel 026-227-5511	
	長野朝日放送(株) Tel 026-223-1000	
	長野エフエム放送(株) Tel 0263-33-4400	

## 第24節 その他ライフライン施設応急活動

### 実施担当班：総務対策部危機管理班

生活を維持する上で不可欠な電気、電話等のライフライン施設は、被害を受けた場合の影響が大きいため、市は、各事業者に対し施設の早期復旧のための要請及び協力を積極的に行う。

### 主な活動

- 早期復旧のための被害状況等の情報の提供を行う。
- 防災上重要な施設からの優先復旧について要請する。

### 第1 緊急連絡先及び方法

各施設の緊急連絡先及び方法は、次のとおりとする。

各施設の緊急連絡先及び方法

施設名	第1順位	第2順位	第3順位
	緊急連絡先 連絡方法	緊急連絡先 連絡方法	緊急連絡先 連絡方法
電気施設	中部電力パワーグリッド(株) 伊那営業所 伊那市中央 4589-1 Tel 0120-984-822	中部電力パワーグリッド(株) 飯田営業所 Tel 0120-984-933	
	J R 東海 伊那市駅 伊那市荒井 3465 Tel 76-7890	J R 東海 飯田支店 飯田市上飯田 5356 Tel 0265-22-7084	
バス施設	伊那バス(株) 駒ヶ根営業所 駒ヶ根市赤穂 8663 Tel 83-4115	伊那バス(株) 伊那市西町 5208 Tel 72-5111 (代表)	伊那バス(株) 運行部門 Tel 72-5117
	中日本高速道路(株) 駒ヶ根料金所 駒ヶ根市赤穂 497-589 Tel 83-2189	中日本高速道路(株) 飯田保全・サービスセンター 飯田市北方 856-1 Tel 0265-25-7288	

## 第25節 災害広報活動

### 実施担当班：総務対策部総務班 総務対策部危機管理班

災害時の市民の的確な防災活動と人命の安全を図るため、迅速かつ正確な広報を実施する。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 主な活動

- 市民への的確な情報の伝達を行う。
- 報道機関への円滑な情報提供を行い、応急活動への協力を要請する。
- 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第1 実施責任者

災害広報についての市における活動組織は、総務対策部総務班長が関係する対策部及び班との緊密な連絡のもとに担当する。

関係機関は、それぞれの分担事務又は業務について、必要事項の広報活動を実施又は伝達依頼することにより周知徹底を図る。

### 第2 実施方法

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災無線をはじめ、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局を含む）、ホームページ、ソーシャルメディア、メール配信サービス、緊急速報メール、掲示板、音声告知放送、ケーブルテレビ放送、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

#### 1 広報すべき情報の整理及び検討

総務対策部総務班長は、災害及び防災対策に係る情報等を整理し、広報手段別の広報内容を検討の上、広報する。

## 2 主な広報事項

- (1) 気象予報、警報等を収受した場合の広報事項
  - ア 気象予報、警報等の内容
  - イ 予想される災害の種類と場所の種別又は地域
  - ウ 事前避難の必要な地区、施設についての避難所及び避難方向の指示
  - エ 避難途上での注意事項
  - オ 各種の情報の提供方法
- (2) 災害発生後の広報事項
  - ア 避難所・経路・方法等に関する情報
  - イ 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
  - ウ 二次災害の防止に関する情報
  - エ 降雨、河川水位に関する情報
  - オ 水防対策活動の進捗状況
  - カ 災害対策本部の設置
  - キ 避難所及び救護所の開設状況
  - ク 医療機関等の生活関連情報
  - ケ 食糧の供給、給水に関する情報
  - コ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
  - サ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
  - シ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
  - ス 安否情報
  - セ その他必要と認められる情報

## 3 広報の手段

- (1) 防災行政無線、音声告知端末による広報
 

災害の発生した区域の大小にかかわらず実施するものとし、あらかじめ用意した広報文例に従い、簡潔な広報に努める。
- (2) 広報車による広報
 

災害が広域に及ばない場合の補助的手段として、特に災害の危険に切迫した地域に、確実に情報を伝えるため実施する。車両の確保については、総務対策部財政班長の協力を得て広報車を用いて実施するが、やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を実施する。
- (3) ラジオ、テレビを通じた広報
 

ラジオを通じた広報は、同報性・耐災害性に優れ、複雑な内容の情報伝達が期待できる。一方、テレビを通じた広報は、耐災害性ではラジオに劣るものの、ラジオ以上に複雑な情報の伝達が期待される。したがって、これらの積極的な利用のため、県を通じて放送機関に要請する。なお、CATV及び臨時災害放送局については、直接、(株)エコーシティー・駒ヶ岳に要請する。

#### 4 報道機関への発表

報道機関に対しては、原則として副本部長が災害に関する情報等を随時の記者会見により発表するとともに、必要な箇所に災害対策本部情報掲示板を設け、広報に努める。

随時の対応のほか、定例記者会見の実施についても検討する。

なお、市内等の主な報道機関を資料 39 に示す。

#### 5 要配慮者への対応

広報の実施にあたり要配慮者への配慮に留意する。

### 第3 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害の場合は、災害記録の収集、保存に努める。この場合、必要に応じて、民間業者に委託することも考慮する。

### 第4 市民からの問い合わせ等に対する窓口の設置

必要に応じ、専用電話、FAX及び各部からの相談職員の配置により相談窓口を設置する。

## 第26節 土砂災害等応急活動

**実施担当班：建設対策部建設班  
産業対策部農林班**

地すべり、山地災害、土石流及びびがけ崩れが発生した場合、県及び防災関係機関等と協力し危険地域の住民避難等の応急活動を実施するとともに、応急工事の実施を関係機関に要請する。

### 主な活動

- 国、県及び防災関係機関と連携し、市民の避難誘導等を行う。
- 被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、関係機関に対し応急工事の実施を要請する。

### 第1 地すべり等応急活動

- 1 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- 2 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- 3 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- 4 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めものとする。

### 第2 土石流応急活動

- 1 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
- 2 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- 3 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めものとする。

### 第3 かけ崩れ応急活動

- 1 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- 2 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めものとする。

### 第4 大規模土砂災害応急活動

#### 1 関係機関との情報共有

- (1) 速やかな応急復旧を実施するため、被害の状況や二次災害の可能性等について、国土交通省及び県との情報共有を図る。
- (2) 適切に避難情報を伝達して住民の安全を確保するため、国土交通省、県及び関係機関の把握している災害の状況や被害の状況等に関する情報を積極的に収集する。
- (3) 大規模な災害が発生又は発生のおそれがあり、被害の状況又は予測される災害の規模等から、市単独では十分な応急復旧活動が困難な場合、「大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定」により、災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等について、国土交通省及び県に対して支援を要請する。
- (4) 大規模な土砂災害等が発生した場合、市のみでは対応が困難であり、国、県、市等が特に緊密な連絡調整を行いつつ対策を行う必要がある。そのため、大規模土砂災害等の発生時は、国、県、市等の関係機関の担当者等で構成される大規模土砂災害等調整会議を設置する。

#### 2 警戒避難対応

- (1) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、県が緊急調査を実施する。市は、緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報の通知）を受ける。
- (2) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、国が緊急調査を実施する。市は、緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報の通知）を国から受ける。
- (3) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

## 第27節 建築物災害応急活動

**実施担当班：（公共施設）施設管理者  
（一般建築物）建設対策部都市計画班  
（文化財）教育対策部社会教育班**

建築物の所有者等は災害により建築物に被害が生じた場合は、建築物内の利用者等の安全を確保するために避難誘導等の応急活動を行うとともに、速やかに被害状況を把握し被害の拡大防止のための措置を講ずる。

### 主な活動

- 災害発生後、建築物内の利用者等の避難誘導を行う。
- 建築物の被害状況を速やかに把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。
- 文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

### 第1 公共建築物応急対策

- 1 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行い、速やかに被害状況を把握し、長野県建築士会上伊那支部との災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定に基づき被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。
- 2 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

### 第2 一般建築物応急対策

- 1 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。  
また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- 2 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

### 第3 文化財の保護計画

文化財については、文化財保護法又は長野県文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。

教育対策部社会教育班長は、災害が発生した場合の所有者等がとるべき対策について万全を期すよう指導する。

また、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況、応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

## 第28節 道路及び橋梁応急活動

**実施担当班：**（道路）建設対策部建設班  
（農道・林道）産業対策部農林班

道路は、避難路及び緊急物資の輸送路として災害時の応急・復旧対策に重要な役割を果たすものであるから、災害が発生した場合は速やかに被害状況を把握し、必要に応じて交通規制等の措置を行うとともに、応急復旧工事を行う。

### 主な活動

- 道路、橋梁の被害状況を把握し、速やかな応急復旧工事を実施する。
- 必要に応じて迂回道路の選定、交通規制等の措置をとり、道路利用者に情報提供を行う。

### 第1 道路及び橋梁応急対策

建設対策部建設班長は、市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに把握し県等それぞれの道路管理者と連携し、建設業組合等の協力を得て迅速かつ効率的な応急対策を実施する。

- 1 市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかな県への報告を行う。
- 2 道路利用者に対して、災害の状況、交通規制等の情報提供に努める。
- 3 応急復旧の方法は、次のとおりとする。
  - (1) 崩落土砂、瓦礫、倒壊物件等路上の障害物の除去を行う。
  - (2) 迂回道路、代替橋を確保する。
  - (3) 道路の段差、亀裂は土砂、碎石等で路面の復旧を行う。
  - (4) 路肩が決壊した場合は、鉄板等で応急復旧を行う。

### 第2 高速道路の応急対策

建設対策部建設班長は、中日本高速道路㈱と連携し、次の応急対策に努める。

- 1 高速道路の被害状況等の情報収集
- 2 道路利用者に対して、災害の状況、交通規制等の情報提供

### 第3 農道・林道及び橋梁の応急対策

産業対策部農林班長は、第1「道路及び橋梁応急対策」に準じた対策を講ずる。

災害の状況により、農道・林道を迂回道路として利用するなどの特殊な場合を除き、市道等の復旧を優先する。

### 第4 関係団体との協力

- 1 国、県及び中日本高速道路㈱の道路管理者及び土地改良区等の関係団体と連携し、情報の収集、交通情報等の提供に努める。
- 2 建設団体等の協力を得て、迅速な復旧工事に努める。

## 第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

**実施担当班：建設対策部建設班、都市計画班**  
**（危険物施設等）上伊那広域消防本部**

災害発生直後は、被害の拡大・二次災害の発生防止が人命救助とともに優先されなければならない。このための応急対策を迅速かつ的確に実施する。

### 主な活動

- 建築物及び宅地に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 危険物施設等の緊急点検活動等を実施する。
- 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を実施する。
- 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

### 第1 建築物及び宅地に係る二次災害防止対策

建設対策部都市計画班長は、危険家屋・宅地の把握に努めつつ、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、災害対策本部長に対して、判定実施要否を具申するものとする。それを受け、災害対策本部長は、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

長野県建築士会上伊那支部は、「災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定」に基づき、被災家屋の倒壊等による二次災害防止のための活動を実施する。

災害対策本部長は、判定により倒壊等の危険のある建築物及び宅地について立入禁止等の措置をとる。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

### 第2 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策

建設対策部建設班長は、道路・橋梁等の被害について迅速な情報収集に努め、伊那建設事務所、駒ヶ根警察署等の関係機関と連携を図り、交通規制、応急復旧を行う。

### 第3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながるものであるため、二次

災害の発生及び拡大を防止するため、第20節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。

- 1 上伊那広域消防本部は、危険物施設等への立入検査を実施し、その調査指導を行い、安全管理体制の適正を図るため、施設の所有者等に対し、施設点検を実施させる。
- 2 危険物施設等の所有者等は施設点検を実施し、破損、変形、漏えい箇所等を発見した場合は、施設に適合した応急処置を行い、二次災害の防止対策等を講ずる。
- 3 災害対策本部長は二次災害の発生が予想される場合は、施設周辺の住民に周知するとともに消防団員等の警戒の下、状況に応じて避難の勧告・指示等を行う。

#### **第4 河川施設に係る二次災害防止対策**

建設対策部建設班長は、伊那建設事務所等の関係機関と協力し、水防活動を実施するとともに、次による二次災害防止のため、危険箇所の把握に努める。

- 1 河川、ダムの堤体への被害による二次災害の防止
- 2 倒木の流出による二次災害の防止
- 3 大規模土砂災害発生時の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応

#### **第5 山間地等における二次災害防止対策**

建設対策部建設班長は、伊那建設事務所等の関係機関と協力し、次による二次災害の発生防止のため、危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて他の関係班長の協力を得て、避難誘導等の活動を実施する。

- 1 急傾斜地等の亀裂、地盤の緩みによる土砂災害の防止
- 2 溪流における土石流による泥流の防止
- 3 倒木の流出による二次災害の防止
- 4 大規模土砂災害発生時の土砂災害緊急情報に基づく警戒避難対応

## 第30節 ため池災害応急活動

### 実施担当班：産業対策部農林班

地区の受益水利団体等と協力して監視を強化し、ため池が決壊又は決壊のおそれがある場合は、速やかに応急対策を実施する。

### 主な活動

- 土地改良区及び地区の受益水利団体等の協力を得て、応急対策を実施する。
- 必要がある場合は、下流域の住民に避難の勧告・指示を行う。
- 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

### 第1 情報の収集

土地改良区及び地区の受益水利団体等と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。  
また、被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

### 第2 避難誘導

災害の状況等を市民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民への避難指示等の応急活動を実施する。

### 第3 被害拡大の防止措置

- 1 土地改良区及び地区の水門管理者等に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。
- 2 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

## 第31節 農林水産物災害応急活動

### 実施担当班：産業対策部農林班

被害の状況を把握し、県等の関係機関と連携を図りながら農作物等の被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図る。

また、農作物等の病害虫や家畜等の感染症の発生等防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

### 主な活動

- 上伊那農業協同組合等関係団体の協力を得て、迅速な被害状況を調査する。
- 県及び上伊那農業協同組合との連携を図り、技術指導等必要な応急措置を行う。

### 第1 農産物災害応急対策

#### 1 農作物

上伊那農業農村支援センター、上伊那農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上伊那農業農村支援センターに報告するとともに被害の状況に応じた技術指導、病害虫の発生防止対策を速やかに農業者に周知徹底する。

#### 2 畜産

- (1) 伊那家畜保健衛生所、上伊那農業協同組合等の関係機関・団体の協力を得て、被害の状況に応じた技術指導、疾病等の発生防止対策を実施する。
- (2) 死亡獣畜の処理は、原則として所有者が行うものとするが、所有者が対応できない場合は、第18節「廃棄物の処理活動」による。この場合、産業対策部農林班長は民生対策部生活環境班長に協力するものとする。

### 第2 林産物災害応急対策

産業対策部農林班長は、倒木による二次災害の発生防止のための除去や、森林病害虫の発生防除等の応急対策を実施する。

- 1 上伊那森林組合等の協力を得て被害状況を調査し、その結果を県に報告する。
- 2 県、上伊那森林組合等の関係機関・団体と連携し、技術指導等の必要な措置をとる。

### 第3 関係団体との協力

円滑な応急対策の実施のため、県の関係機関及び上伊那農業協同組合、上伊那森林組合等の関係団体と協力・連携する。

## 第3.2節 文教活動

### 実施担当班：教育対策部子ども班

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、学校、保育園及び幼稚園において、児童生徒、園児の安全確保を図るとともに、災害発生後の応急教育（保育）を速やかに行う。

### 主な活動

- 児童生徒の安全を確保するための避難誘導等の応急対策を実施する。
- 迅速な被害状況の把握に努め、円滑な応急教育（保育）を実施する。

## 第1 児童生徒に対する避難誘導等

### 1 臨時休校等

#### (1) 実施責任者

教育対策部子ども班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒の早退等の措置を学校長に指示する。

#### (2) 学校長の措置

##### ア 臨時休校の指示を受けた場合

臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

##### イ 早退等の指示を受けた場合

(ア) 早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により児童生徒、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校するなどの措置をとる。

(イ) 災害の状況等により、児童生徒を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

##### ウ 学校長の判断による場合

上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合、速やかに教育対策部子ども班長に報告する。

### 2 避難誘導

#### (1) 実施責任者

教育対策部子ども班長は、児童生徒が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童生徒に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に児童生徒

の避難の指示を行う。

また、災害の状況によっては学校長に避難先の指示も行う。

(2) 学校長の措置

ア 避難の指示を受けた場合

教職員の誘導によって、児童生徒を校庭等安全な場所に避難させる。

イ 避難先の指示を受けた場合

地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導にあたり、児童生徒を安全に避難させる。

ウ 学校長の判断による場合

上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育対策部子ども班長に報告する。

エ 避難終了後の措置

避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童生徒を保護者に引き渡す。

## 第2 応急教育計画

### 1 被害状況の調査

教育対策部子ども班長は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

### 2 施設の応急対策

(1) 校舎

軽微な被害の校舎は即時応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用するなどの処置を講じて授業を行う。

なお、被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

(2) 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

(3) 備品等

災害により流失、破損等使用不能の机、椅子の補充については、授業に支障のないように確保する。

### 3 応急教育の実施

教育対策部子ども班長は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握した上で関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施にあたり、児童生徒の安全を確保するために必要な教育施設の応急復旧工事を実施する。

(1) 校舎の被害が軽微な場合

応急復旧措置を行い、授業を行う。

(2) 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒の安全を確保するために必要な応急復旧措置を行い、残存の安全な教室の使用又は屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又は二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能な場合

近隣の公民館、公会場、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況により学級合併授業又は二部授業を行う。

#### 4 応急仮設教室の建設

学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室の建設を実施する。

#### 5 教職員の確保

教職員が不足すると判断するときは、教職員組織の編成替え及び民間の教育免許状所有者を臨時雇用により補充する。

#### 6 教職員住宅の処置

教職員住宅の被害状況を調査し必要な応急処置を行う。

### 第3 学用品の給与

#### 1 対象者

学用品の給与対象者は災害のため、住家の全壊、全焼、半壊、半焼、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある児童生徒とする。

#### 2 実施責任者

教育対策部子ども班長は、学校長の協力を得て、小・中学校別及び学年別に配分計画を作成し、学用品の給与を実施する。

#### 3 経費の負担

(1) 費用の範囲

費用の範囲は次のとおりとする。なお、文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについて変更して差し支えない。

ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。）

イ 教材

県又は市教育委員会に届出又は承認を受けて使用している準教科書及びワークブック  
(辞書・図鑑等は除外するのが適当である。)

ウ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)

エ 通学用品(運動ぐつ、カバン、こうもり傘、長靴等)

(2) 費用の限度

ア 教科書及び教材については実費とする。

イ 文房具及び通学用品

(ア) 小学生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(イ) 中学生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

(ウ) 高校生1人当たり「災害救助法施行細則」に定める額以内とする。

**4 整備書類**

教育対策部子ども班長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

(1) 学用品の給与状況(災害救助法様式17)

(2) 支払関係証拠書類

**第4 学校給食**

教育対策部子ども班長は、災害発生後の学校給食の確保について、次により対応する。

- 1 災害発生直後においては、学校給食を一時中止するとともに、給食施設及び給食物資納入業者等の被害状況を把握するように努める。
- 2 軽微な被害のときは、給食施設、備品、食器等の洗浄消毒を行い、衛生管理を図るとともに、可能な限り業務を再開する。
- 3 学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- 4 給食業務ができないときは非常食で対応するが、災害の状況によっては各家庭において弁当及び水筒等を用意する。
- 5 災害に備えて、あらかじめ非常食等を備蓄する。
- 6 災害の状況に応じて、給食センターが炊き出し場所ともなるので、民生対策部市民班長と連携を図りながら可能な限り協力する。

## 第5 保育園及び幼稚園における措置

保育園及び幼稚園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

### 1 臨時休園等

- (1) 教育対策部子ども班長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を園長に指示する。
- (2) 園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。
- (3) 園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

### 2 避難誘導

- (1) 教育対策部子ども班長は、園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。
- (2) 園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難場所へ避難させる。
- (3) 園長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合速やかに教育対策部子ども班長に報告する。
- (4) 園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

### 3 被害状況調査及び復旧

- (1) 教育対策部子ども班長は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育が実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。
- (2) 園長は、施設の被害状況を速やかに教育対策部子ども班長に報告する。

### 4 応急保育

教育対策部子ども班長は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

## 第33節 飼養動物の保護対策

### 実施担当班：民生対策部生活環境班

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

### 主な活動

- 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養のための活動を実施する。

### 第1 飼養動物の保護

民生対策部生活環境班長は、大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

- 1 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- 2 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- 3 ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

## 第34節 ボランティア等の受入れ体制

### 実施担当班：民生対策部福祉班

駒ヶ根市社会福祉協議会等の関係団体と協議し、ボランティアによる体制づくりを行い、その活動が円滑に行われるように努める。

### 主な活動

- 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し連携のとれた支援活動を展開する。
- 駒ヶ根市社会福祉協議会等の協力を得て、災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受け入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効率的なボランティア活動の実施を支援する。

### 第1 ボランティア活動の支援

民生対策部福祉班長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援するため、次の対策を講ずる。

#### 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入体制等

- (1) 被災地における被災者のボランティアニーズを把握し、必要がある場合は駒ヶ根市社会福祉協議会等の協力を得て受入体制を整備し、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティアの受付、需給調整、相談指導等の受入体制は、駒ヶ根市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等のボランティアでつくる。
- (3) 駒ヶ根市社会福祉協議会や地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (4) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

- (5) 県等から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 2 活動拠点等

- (1) ボランティアの活動拠点として駒ヶ根市ふれあいセンター又は災害の規模により駒ヶ根総合文化センター（小ホールを除く）を、駒ヶ根市社会福祉協議会の協力を得て確保する。

### ア 駒ヶ根市ふれあいセンターの概要

所在地：駒ヶ根市梨の木2番25号

TEL：81-6000

建物：鉄骨造平家建

施設内容：事務室、会議室、集会室、食堂、研修室（トレーニング室）

### イ 駒ヶ根総合文化センターの概要

所在地：駒ヶ根市上穂栄町23番1号

TEL：83-1130

建物：鉄骨鉄筋造

施設内容：ホワイエ、リハーサル室、事務室、駐車場等

- (2) 災害の状況等により、駒ヶ根市ふれあいセンター及び駒ヶ根総合文化センターを確保できない場合は、他の市有施設等可能な限り活動拠点の確保に努める。
- (3) ボランティア活動を支援するため、必要に応じて物資、資機材等の提供を行う。

## 第2 大規模地震におけるボランティアの受け入れ

大規模地震が発生し、市域に甚大な被害が発生した場合は、「駒ヶ根市大規模地震初動期対応計画」に基づき、ボランティアの受け入れについて次のとおり災害応急対策を実施する。

### 1 発災直後の総合窓口

発災直後は、災害対策本部が総合窓口となり、市内外からのボランティアを受け入れるため、できる限り早期にボランティアセンターを立上げて運営を開始する。社会福祉協議会の体制が整い次第、運営全体を社会福祉協議会に移管する。ボランティアセンターは、避難者支援拠点からの情報に基づき、要望の把握とボランティアの派遣を行う。

## 2 ボランティアの受け入れ

発災直後は、原則として自己完結型のボランティアとして協力を求め、ボランティア自身がボランティアの活動を運営できる組織的な機能の確立を依頼する。

## 3 ボランティア活動の協力依頼

長野県看護大学の学生及び青年海外協力隊駒ヶ根訓練所の訓練生に対して、負傷者の応急対応や避難者支援拠点の支援などのボランティア活動の協力を求める。

また、赤十字奉仕団員は、災害対策本部からの要請に基づく委員長の指示により避難者支援拠点等における「炊き出し」及び「救護活動」に従事する。また、委員長の指示のもとに救援物資の仕分け及び配布活動に従事する。

## 第35節 労務供給計画

### 実施担当班：総務対策部危機管理班

災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域相互応援協定に基づく職員等の派遣やボランティア等の協力を得ても、必要な人員が確保できない場合は、この計画により労働者の確保を図る。

### 主な活動

- 災害応急対策活動のために必要な人員を雇用により確保する。
- 災害の状況が急迫している場合は、市民等を応急活動に従事させる。

### 第1 労働者の雇用

災害対策本部長は、災害の状況により応急対策にあたる要員が不足するときは、総務対策部危機管理班長に指示し、労働者を雇用する。

#### 1 実施方法

##### (1) あっせんの要請

総務対策部危機管理班長は、労働者の雇用に際し、駒ヶ根市職業相談室（駅前ビルアルパ内）又は伊那公共職業安定所にあっせんの要請を行う。

##### (2) 労働者雇用の範囲

- ア 被災者の避難誘導に関する労務
- イ 医療及び助産における患者の移送に関する労務
- ウ 被災者の救出に関する労務
- エ 飲料水の供給に関する労務
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分等に関する労務
- カ 行方不明者の捜索に関する労務
- キ 遺体の処理（洗浄、消毒及び移送）に関する労務

##### (3) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、本市域における通常の実費額とする。

#### 2 整備書類

- (1) 労働者雇用台帳
- (2) 支払関係証拠書類

## 第2 従事命令

災害対策本部長は、応急対策活動の実施にあたり緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置に従事させることができる。

従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事（委任を受けた場合は市長）
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

従事命令の区分別対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、管理者その他の関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

## 第36節 義援物資、義援金の受入体制

**実施担当班：（総括）民生対策部福祉班**

**（義援金の受入れ・管理）総務対策部会計班**

大規模な災害が発生した場合には、県、報道関係機関、駒ヶ根市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、義援物資や義援金（以下「義援金品」という。）の募集、受入、配分等を迅速かつ公正に行う。

### 主な活動

- 県及び日本赤十字社県支部等の関係機関と連携して、義援金品の募集、受入れ等を行う。
- 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。
- 義援金品は、迅速かつ公正に被災者に配分する。

### 第1 義援金品の募集

- 1 民生対策部福祉班長は、被災者に対する義援金品の募集を必要とするときは、駒ヶ根市社会福祉協議会、報道関係機関等と連携して募集を行う。
  - (1) 募集の方法、送り先、募集期間等の必要事項を定め、報道機関等を通じて募集する。
  - (2) 義援物資については、受入れを希望する物資のリストを公表する。
  - (3) 被災地で必要とする物資の把握に努め、需給状況を考慮し、募集する義援物資のリストを逐次改定する。
- 2 受付簿を作成して受け入れる。

### 第2 義援金品の受入れ、保管

民生対策部福祉班長及び総務対策部会計班長は、受け入れた義援金品を被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう、次により適正に管理する。

#### 1 義援金

- (1) 義援金の受入れは、総務対策部会計班長が行う。
- (2) 義援金専用の会計管理者名義の口座を設け、義援金が被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

#### 2 義援物資

被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を公表し、

支援を呼びかける。

- (1) 義援物資の受入れは、民生対策部福祉班長が行う。
- (2) 物資輸送拠点に義援物資の集積所を設け、被災者に配分されるまで適正に管理する。
- (3) 災害の状況により、物資輸送拠点が使用できない場合は、輸送に便利な公共施設を選定し、集積所を設ける。

### 第3 義援金品の配分

民生対策部福祉班長は、義援金品を被災者のニーズに応じて迅速かつ公平に配分されるよう、県等の関係機関と協議の上、実施する。

義援物資の配分については、区組織、ボランティア等の協力を得て、円滑に実施する。なお、配分にあたっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

### 第4 大規模地震における救援物資の受け入れ

大規模地震が発生し、市域に甚大な被害が発生した場合は、「駒ヶ根市大規模地震初動期対応計画」に基づき、救援物資の受け入れについて次のとおり災害応急対策を実施する。

#### 1 表示看板の設置

被災状況を把握し、最短距離のルートを決め、「災害応援ルート」及び「災害物資輸送ルート」の表示看板を設置する。

#### 2 救援物資の統括

救援物資は、本市災害対策本部、社会福祉協議会、日本赤十字社、長野県災害対策本部、JA等の民間団体など様々なルートが予想されるが、避難者支援拠点からの情報をもつ本市災害対策本部が統括する。

#### 3 搬送方法

県からの救援物資搬送は、災害の種類及び物資の種類によって物資の輸送・集積拠点が異なるため、ここからの搬送方法は、県の搬送方法を踏まえて上伊那地区輸送協議会と締結した「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき行う。

なお、東海地震応急活動要領に基づく拠点は、南箕輪村大芝公園又は飯田運動公園となっている。

#### 4 救援物資の分類

受付場所と保管場所を事前に指定し、受付では、伝票方式（パソコン共通ファイル）とし、次のとおりシールの色分けで分類し、内容を書き込めるようにする。

- (1) 赤シール：食糧
- (2) 青シール：水
- (3) 黄シール：その他

## 第37節 災害救助法の適用

**実施担当班：（適用まで）総務対策部危機管理班  
（適用以降）総務対策部財政班**

本市に一定基準以上の災害が発生し、かつ、応急的な復旧を必要とする場合（被害の恐れがある場合を含む。）に、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用を受け、被災者の応急救助を実施する。

### 主な活動

- 救助法の適用判断のため、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 救助法の適用が必要と判断された場合は、速やかに必要な手続きを行う。
- 県との連携を図りながら、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第1 被害状況の把握

総務対策部危機管理班長は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」により、迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。

### 第2 救助法の適用

災害対策本部長は、市域内における災害が、救助法施行令に定める適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ、被災者が現に救助法第23条に定める応急的な救助を必要としている場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、救助法による救助の適用を申請する。

#### 1 救助法の適用基準（救助法施行令第1条）

救助法の適用基準は、本市の場合、次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、滅失した世帯数（以下「住家滅失世帯数」という。）が60世帯以上のとき。（1号該当）  
 なお、住家滅失世帯数の算定は、次の方法により行う。  

$$\text{住家滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失世帯数}) + (\text{半壊、半焼世帯数} \times 1/2) + (\text{床上浸水世帯数} \times 1/3)$$
- (2) 県内の滅失世帯数が2,000世帯以上で、かつ、本市の滅失世帯数が30世帯以上のとき。（2号該当）
- (3) 県内の滅失世帯数が9,000世帯以上で、かつ、本市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。（3号該当）
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困

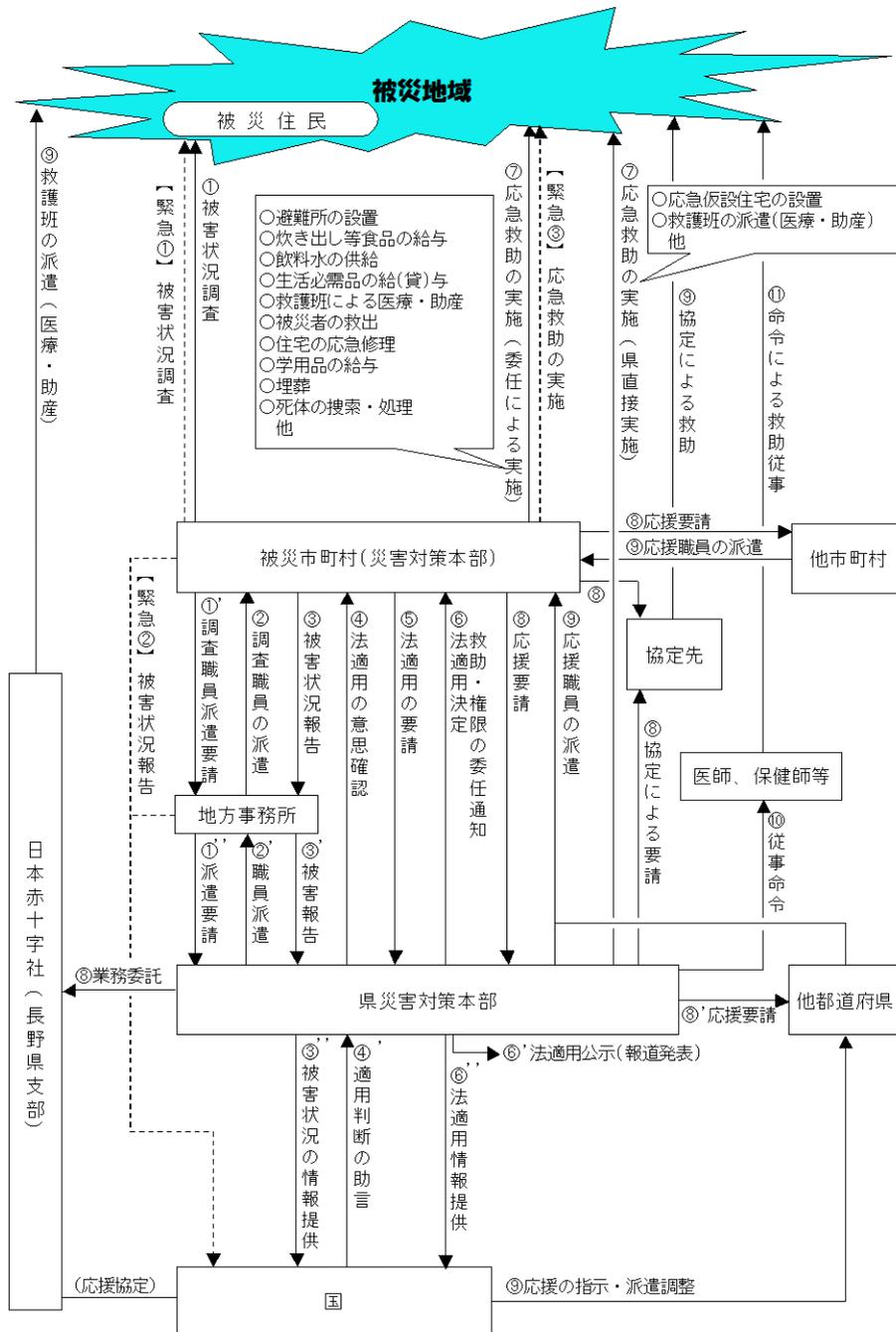
- 難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。(3号該当)  
 (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(4号該当)

## 2 適用の手続き

### (1) 適用事務手順

災害対策本部長は、災害が前項の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に報告し、救助法による救助の適用を要請する。

図3 - 災害発生後の災害救助法による応急救助の実施フロー



(2) 緊急条項（救助法施行細則準則第2条）

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときには、災害対策本部長は、適用の事前申請にこだわることなく、速やかに救助法の規定による救助に着手し、その後状況を直ちに県知事に報告し、以後の処置に関して県知事の指揮を受けることとする。

### 第3 救助の実施

救助法適用以降の救助は県が実施することになるが、県知事から救助の一部を委任された事項については本市が実施し、その他の事項についても県知事を補助するように努める。この場合、総務対策部長は、財政班長を指揮して事務統括にあたる。

総務対策部財政班長は、県知事から委任された事項を実施したときは、速やかにその内容を県知事に報告する。

#### 1 県知事から委任される可能性が高い事項

本市が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、以下の表のとおり、市長に事務の一部を委任される。なお、本市に委任される事務について、以下の表によりがたい場合は県と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	本市に委任される事務
避難所の設置	本市からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	本市からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	本市管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT 等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	本市からの要請による資材調達	その他全て

## 2 救助法の事務手順

救助法に係る事務の手順は、次に示すとおりである。

災害救助法に係る事務手順一覧

段階	実施事項	実施機関及び内容	留意事項
事前対策	避難所の確保	≪市町村≫ 1 学校、公民館、民間の建造物の利用または野外仮設物の設置準備 2 避難所運営マニュアルの作成・確認 ≪県・市町村≫ 1 避難所の耐震化	参考：避難所運営マニュアル策定指針(H24.3 長野県発行)
	救助物資調達先の準備	≪県・市町村≫ 1 備蓄物資の確保（購入、流通） 2 物資取扱い団体等との調達協定	
	応急救助体制の整備	≪市町村≫ 1 要配慮者の把握 ≪県・地振局・市町村≫ 1 災害時を想定した実働及び図上訓練の実施	
	被害状況報告体制の確立	≪市町村≫ 1 事前に担当区域を指定した調査班を設定し、調査責任者を選定 2 情報連絡責任者を設定 ≪県・地振局・市町村≫ 1 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の認定基準、報告要領等の確認 ≪県・地振局・近隣市町村≫ 1 被害状況調査応援派遣体制（人員・班）の確立	
	応援体制の確立	≪県・地振局・市町村≫ 1 地方公共団体との応援協定の締結 2 関係団体との協定の締結 ≪県・地振局・近隣市町村≫ 1 被災市町村への応援派遣体制の確立	

段階	実施事項	実施機関及び内容	留意事項
災害発生直後	被害状況の把握	≪被災市町村≫ 【1次調査】 1 災害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班による調査の実施 当面、人的・住家被害を優先 ≪県・地振局・近隣市町村≫ 1 被災市町村からの要請により被害状況調査応援派遣	2 県等からの応援がある場合においても調査主体は市町村 2 速やかな被害把握に努める
災害発生直後	被害状況の報告 (発生報告)	≪被災市町村≫ 1 地域振興局総務管理課へ報告 緊急を要する場合は県危機管理部へ直接報告 ①30分以内に即報 ②随時報告 ※当面人的住家被害を報告すること ≪地振局≫ 1 危機管理部へ報告	①口頭、メモ、FAX等 ②人的住家被害状況報告 (様式1)により報告 ※基準によらない法適用を検討している場合は、今後見込まれる被害等を連絡
災害救助法の適用	法適用の判断	≪県≫ 1 被害状況に基づき救助法適用を判断 2 適用可能な場合、被災市町村へ適用の意思確認 ≪被災市町村≫ 1 救助法適用の検討 2 県知事(危機管理部)へ法適用の要請	2 要請は電話等で可。後日文書(様式2)を提出。今後予想される救助種類を報告
	法の適用	≪県≫ 1 該各市町村あて法適用決定(必要に応じ救助の委任通知) 2 法適用の公告 3 応援要請による職員の派遣 4 要請により自衛隊等へ派遣要請 ≪被災市町村≫ 1 法による救助の開始 2 必要に応じ県・地事・近隣市町村に対し、応援派遣要請 3 県知事(危機管理部)へ自衛隊等の派遣要請	1 委任通知は文書(災害救助法施行細則様式第13号)による

段階	実施事項	実施機関及び内容	留意事項
法の適用後・第一段階	被害状況の把握	≪被災市町村≫ 1 災害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班による調査の実施 法による救助対象者の把握 ①被害程度（人的、物的） ②家族の状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助 【随時2次調査へ移行】 ≪県・地振局・近隣市町村≫ 1 要請による被害状況調査	1 地区別被害状況調（様式1-3）世帯別被害調査表（様式1-4）の作成
	救助記録日計票の作成	≪被災市町村≫ 1 救助の種類ごとに救助記録を作成	○救助実施記録日計票（様式4）
	避難指示 避難所の開設	≪被災市町村≫ 1 避難所への誘導 2 整理職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	○避難所設置及び受入れ状況（様式7）の作成
	被災者の救出	≪被災市町村≫ 1 救出要員（消防団員、自衛隊等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県へ要請） ≪県≫ 1 要請により機械等の手配	○被災者救出状況記録簿（様式15）の作成
	炊き出しその他による食品の給与	≪被災市町村≫ 1 食糧の応急調達（必要に応じ県へ要請） 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請 4 給与状況の把握 ≪県≫ 1 要請により食糧等の手配	○避難所受入れ者以外の者にも必要に応じ給与可 ○消防団・市町村職員・応援要員分は給与不可 ○炊き出し給与状況（様式9）の作成
	飲料水の供給	≪被災市町村≫ 1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	○飲料水の供給簿（様式10P65）の作成

段階	実施事項	実施機関及び内容	留意事項
	医療・助産	≪被災市町村≫ 1 日本赤十字社・医師会等への派遣要請→救助班の編制 2 医療機関への協力要請 3 医療機関に対する調整 ≪県≫ 1 日本赤十字社との業務委託 2 必要に応じ医師・保健師等への従事命令	○避難所受入れ者以外の者にも必要に応じ給与可 ○消防団・市町村職員・応援要員分は給与不可 ○救護班活動状況(様式12)、病院診療所医療実施状況(様式13)、助産台帳(様式14)の作成
	遺体の処理	≪被災市町村≫ 1 救助班への実施要請 2 機械・器具の借上げ(必要に応じ県へ要請) ≪県≫ 1 要請により機械等の手配	○遺体処理台帳(様式20)の作成
	遺体の搜索	≪被災市町村≫ 1 搜索要員(消防団員、自衛隊等)の動員	○遺体搜索状況記録簿(様式19)の作成
	埋葬	≪被災市町村≫ 1 埋葬火葬の実施 2 棺、骨つぼ代支給 3 遺族の連絡先の確認	○埋葬台帳(様式18)の作成
法の適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	≪被災市町村≫ 1 救助日報報告(県災害対策本部へ毎日)	○救助日報(様式5)
	被服寝具その他生活必需品の給与	≪被災市町村≫ 1 物資購入(配分)計画作成→購入→給与	○世帯構成別被害状況(様式6-2)、物資購入(配分)計画表(様式6-3)を作成→救助の種目別物資受払状況(様式6)、物資の給与状況(様式11)を作成
	学用品の給与	≪被災市町村≫ 1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入(配分)計画作成→購入→給与	○学用品の受払状況(様式17)を作成

段階	実施事項	実施機関及び内容	留意事項
	障害物の除去 (除雪も含む)	≪被災市町村≫ 1 対象世帯の選定 2 実施計画(作業員雇上、機械借上、業者委託も可) → 実施	○障害物の存在、場所及び経済的能力により対象を定める(被災者の申請には基づかない) ○障害物除去の状況(様式21)を作成
	義援金受付開始	≪被災市町村≫ 1 義援金受付の検討 ≪県≫ 1 義援金配分委員会の設置 2 委員会による募集・受入等の検討	
法の適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	≪被災市町村≫ 1 救助日報報告(県災害対策本部へ毎日)	○救助日報(様式5)
	中間報告	≪被災市町村≫ 1 内容に変更が生じた場合、その都度地域振興局へ報告 ①被害状況報告 ②救助実施状況報告 ≪地域振興局≫ 1 市町村からの報告を危機管理部へ	○人的住家被害状況報告 中間(様式1)、救助別実施状況(様式6～23) 災害救助費概算額調(様式3) ○電話報告 →後で文書報告
	応急仮設住宅の設置	≪被災市町村≫ 1 入居者調査 2 敷地の確保 3 入居者選定 ≪県≫ 1 必要戸数の決定 2 設計、発注、施行(市町村実施の場合有)	○入居予定者名簿、応急仮設住宅台帳(様式8)、敷地貸借契約書、着工報告、工事代金等支払証拠書類の提出
	住宅の応急修理	≪被災市町村≫ 1 対象世帯の選定 2 実施計画 3 大工左官等の雇上(業者委託も可)	○住宅応急修理記録簿(様式16)の作成

段階	実施事項	実施機関及び内容	留意事項
	救助の特別基準 申請	≪被災市町村≫ 1 県知事へ各救助で特別基準適用の必要性があるものは救助期間内に要請 2 承認により救助の継続 ≪県≫ 1 要請により国と協議	○電話報告→後で文書報告
	災害弔慰金等の 支給	≪被災市町村≫ 1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給調査 2 支給手続き	
	災害援護資金の 貸付	≪被災市町村≫ 1 災害援護資金の貸付申請の受付開始 2 利子補給の検討 3 貸付	
	確定報告	≪被災市町村≫ 1 文書により報告	○人的住家被害状況確定報告(様式1)、救助別実施状況(様式6～23)災害救助費概算額調(様式3)
	繰替支弁金の精算	≪被災市町村≫ 1 繰替支弁金の請求	○領収書写(支出票)を添付 ○領収書等証拠書類は必ず保管すること。

## 第4 救助の内容

救助法による救助に係る災害応急対策活動を実施する各班においては、本計画書中の各計画を参照するとともに、詳細については厚生労働省社会局施設課監修の「災害救助の実務」、県の「災害救助法施行細則（昭和34年1月22日規則第3号）」等を参照する。

### 1 避難所の設置

実施者	市長（委任事項）				
救助の対象	<p>災害によって現に被害を受けた者または被害を受けるおそれのある者</p> <p>〈例示〉</p> <p>①住家が被害を受け、居住の場所を失った者</p> <p>②現に被害を受けた旅館の宿泊人、下宿人、通行人等（居住の有無を要件としない。）</p> <p>③避難指示により居住から避難した者</p> <p>④避難指示は出ていないが緊急に避難することが必要である者</p> <p>（単に当人だけの主観的判断によるものは認められない。）</p>				
救助の方法	<p>1 避難所の設置（バリアフリー化、耐震・耐火構造が望ましい）</p> <table border="1" data-bbox="304 958 1449 1153"> <tr> <td data-bbox="304 958 448 1104">優先順位</td> <td data-bbox="448 958 1449 1104"> <p>①公共施設既存建物－学校、公民館、福祉センター、体育館など</p> <p>②その他の既存建物－神社、寺院、旅館、工場、倉庫など</p> <p>③野外仮設－プレハブ仮設、天幕借上設置など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1104 448 1153">例 外</td> <td data-bbox="448 1104 1449 1153">旅館、ホテル等借上（指定避難所で受入れできない場合）【県と協議】</td> </tr> </table> <p>2 避難所の設置予定場所は事前に定め、住民に周知する。</p> <p>3 避難所を設置したときは、被災者に場所を周知し、受入れ保護する。</p> <p>4 市長は、避難所ごとに責任者（市職員）を派遣し、被災者の保護及び避難所の管理に当たらせる。</p> <p>5 高齢者・障がい者等を対象とした福祉避難所の設置について配慮する。</p>	優先順位	<p>①公共施設既存建物－学校、公民館、福祉センター、体育館など</p> <p>②その他の既存建物－神社、寺院、旅館、工場、倉庫など</p> <p>③野外仮設－プレハブ仮設、天幕借上設置など</p>	例 外	旅館、ホテル等借上（指定避難所で受入れできない場合）【県と協議】
優先順位	<p>①公共施設既存建物－学校、公民館、福祉センター、体育館など</p> <p>②その他の既存建物－神社、寺院、旅館、工場、倉庫など</p> <p>③野外仮設－プレハブ仮設、天幕借上設置など</p>				
例 外	旅館、ホテル等借上（指定避難所で受入れできない場合）【県と協議】				
費用の範囲	<p>1 賃金職員雇上費（設置、維持、管理等臨時職員の人件費）</p> <p>2 消耗器材費（ムシロ、床または間仕切り用の板、釘、ブロック、掃除用具等）</p> <p>3 建物の使用謝金【原則公共施設の無償借上】</p> <p>4 備品等使用謝金、借上費、購入費【原則リース。長期化等により購入可】</p> <p>〈例示〉</p> <p>仮設風呂、シャワー、トイレ、炊事場、臨時電灯設備、畳、カーペット、冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ、懐中電灯、電話、FAX、調理用品など</p> <p>5 燃料、光熱水費（使用量に見合う使用料。基本使用料は対象外）</p> <p>6 衛生管理費（手洗い用クレゾール石けん代等）</p> <p>〈対象外〉避難所の管理事務に必要な帳簿、用紙、文具類、職員時間外手当は救助事務費</p>				

実施者	市長（委任事項）
費用の限度	<p>1 基本額 1人 1日当たり 320円以内</p> <p>2 加算額 冬季（10月～3月）加算【県と協議】 高齢者等を受入れる福祉避難所を設置した場合は通常の実費</p> <p>※1 「1日」とは時間の多少を問わない。夕刻の受入れ、朝退所の場合も1日とする。</p> <p>※2 夏季、冬季の判定は災害の発生した日をもって決定する。</p>
救助期間	災害発生の日から7日以内
特別基準	<p>1 避難所開設期間の延長 延長期間は7日以内（実情により再延長可）</p>
実施状況報告	<p>1 避難所開設状況報告（開設後直ちに） （1）開設の日時及び場所 （2）箇所数及び受入れ人員 （3）開設期間の見込み</p> <p>2 避難所受入れ状況報告（日報・様式5） 受入れ人員（避難所別）</p> <p>3 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）</p>
整備書類	<p>1 救助実施記録日計票（様式4）</p> <p>2 救助の種目別物資受払状況（様式6）</p> <p>3 避難所設置及び受入れ状況（様式7）</p> <p>4 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類</p>

## 2 応急仮設住宅の供与

実施者	県知事（敷地、入居者の決定及び建設について委任を受けたときは市長）
救助の対象	<p>1 住家が全焼、全壊又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することのできない者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①生活保護法の被保護者並びに要保護者</p> <p>②特定の資産のない失業者</p> <p>③特定の資産のない母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等</p> <p>④上記に準ずる経済的弱者</p> </div> <p>2 住家に直接被害はないが、二次災害等による被害を受けるおそれがあるなど、1と同等の者とみなす必要のある者【県と協議】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>地滑りや火山噴火等により避難指示等を受け、長期間住居に居住できない者</p> </div> <p>3 特別な事情があり、仮設住宅を提供する必要があると認める者【県と協議】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>半壊と認定を受けたが取り壊さざるを得ない住居の居住者</p> </div>
救助の方法	<p>1 原則として県が建設又はリース方式により設置する。災害の規模等により、市長による設置が適当なときは市長が実施する。</p> <p>2 工事は救助実施者の直営または業者への請負により実施する。</p> <p>3 設置基準面積は1戸当たり 29.7 m<sup>2</sup>（県内全仮設住宅の平均面積以内であれば調整可。）</p> <p>4 構造</p> <p>（1）1戸建て又はアパート形式のどちらも可。十分な建設用地が得られない場合は、食堂、厨房、風呂場等を共用するタイプも可。</p> <p>（2）広さ、間取り及び仕様は、世帯構成により調整できる。</p> <p>（3）バリアフリー仕様となるよう配慮する。</p> <p>4 高齢者等向けの福祉仮設住宅を設置できる。</p> <p>5 50戸以上同一箇所に建設する場合、集会施設の建設も可。（規模、費用は別定め）</p> <p>6 市長は、建設戸数に対応する土地を選定の上、私有地については2年程度の土地使用契約を締結する。</p> <p>7 入居については、入居契約書を徴して入居させ、後日立ち退き等について問題が生じないように配慮する。</p> <p>8 入居者の選考は、選考委員会等（市職員、民生児童委員、自治会長、福祉団体長）により適正に行うこと。</p>

実施者	県知事（敷地、入居者の決定及び建設について委任を受けたときは市長）
費用の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 整地費、建築費、附帯工事費（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費等含む）、賃金職員雇上費及び建築事務費等の一切の経費</li> <li>2 直営工事の場合の事務費</li> <li>3 リース方式の場合の設置及び解体撤去費</li> <li>4 法第24条の規定による従事命令の場合の実費弁償</li> <li>5 集会所の建築費用</li> </ol> <p>※ 建物付帯設備（ガス台・電灯等）を含む</p>
費用の限度	<p>限度額 1戸当たりの基準単価 2,660,000円以内（平均）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《留意点》</p> <p>① 県内全仮設住宅の設置に要する平均単価以内であれば調整可</p> <p>② 冷暖房機器等の建物付帯設備及び外構整備は限度額内での設置は可。特に設置が不可欠で限度額を超える場合は協議による【県と協議】</p> </div>
救助期間	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 着工期間 災害発生の日から20日以内</li> <li>2 供与期間 工事の完了の日から2年以内</li> </ol>
特別基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 限度額の引上げ（住宅事情を考慮）</li> <li>2 着工期間の延長（必要最小限度の期間）</li> </ol>
実施状況報告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入居該当者の報告</li> <li>2 設置戸数の協議</li> <li>3 着工報告（日報・様式5）</li> <li>4 竣工報告（日報・様式5）</li> </ol>
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計票（様式4）</li> <li>2 応急仮設住宅台帳（様式8）</li> <li>3 応急仮設住宅敷地賃借契約書</li> <li>4 応急仮設住宅使用賃借契約書</li> <li>5 応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類</li> <li>6 その他必要な書類、帳簿等（工事材料受払簿、大工人夫等出納簿等）</li> </ol>

### 3 炊き出しその他による食品の給与

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	<p>原則、被災者に支給した分のみが対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所に受入れられた者</li> <li>2 災害により住家に全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水の被害を受けたため炊事のできない者</li> <li>3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者</li> <li>4 被害を受け、一時縁故先等に避難する者</li> <li>5 床下浸水ではあるが、自宅において自炊不可能な者</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《対象外》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①自炊可能者、経済的困窮による食糧購入困難者</li> <li>②学校給食法に基づく、小中学校への学校給食</li> <li>③警察、自衛隊、消防団等の救助作業従事者や県、市町村職員などへ行った食品の給与</li> </ol> </div>
救助の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現物（包装食、おにぎり、パン、弁当等）により給与する。</li> <li>2 乳幼児にはミルク・離乳食等を提供できる。</li> <li>3 長期化に対応するため、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・病弱者等への配慮など質の確保に努める。</li> <li>4 一定期間経過後は被災者による自炊、炊き出しが可能な環境作りに配慮する。 配分漏れ、重複支給のないよう注意する。</li> <li>5 市長は炊き出し所に責任者（市職員）を派遣し、円滑な救助の実施を図る。</li> </ol>
費用の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主食費（米穀、おにぎり、パン、弁当、うどん、インスタント食品等）</li> <li>2 副食費（品目、数量については制限なし）</li> <li>3 燃料費（品目、数量については制限なし）</li> <li>4 雑費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用謝金または借上料（器物・釜・なべ・やかん・杓子・バケツ等）</li> <li>(2) 購入費（おにぎりを包むラップ・経木・茶・はし・荷札等）</li> </ol> </li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《対象》</p> <p>①被災者の未消費分、輸送途中での忘失分は実情による【県と協議】</p> </div> <p>※1 備品購入はやむを得ない場合とし、救助完了後は換価処分する。</p> <p>※2 特に必要となる食料運搬に係る輸送費及び賃金職員雇上費は、「輸送費」及び「賃金職員雇上費」として一括計上する。</p>
費用の限度	<p>1人1日当たり1,110円以内（主食、副食、燃料、雑費等の一切を含む）</p> <p>※ 基準以外の分は市町村負担（費用の限度額を超えた場合や市町村職員、消防団員及び応援要員等の食料分）</p>

実施者	市長（委任事項）
救助期間	1 災害発生の日から7日以内で必要な期間 2 被災者が一時縁故先へ避難する場合、1の期間内に3日以内を現物支給することができる。
特別基準	1 給与期間の延長 延長期間は7日以内（実情により再延長可）
実施状況報告	1 炊き出し開始報告 2 炊き出し終了報告 3 炊き出し場所数、炊出し場所別給与人員（日報・様式5 P58）
整備書類	1 救助実施記録日計票（様式4 P57） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6 P59） 3 炊き出し給与状況（様式9 P64） 4 食料・物品その他の購入代金等支払証拠書類 5 購入・借用物品受払証拠書類

#### 4 飲料水の供給

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	1 災害のために現に飲料水を得ることができない者 2 住宅等に重大な被害を受けていないが、水源地の汚染、水道の破壊等により現に飲料水を得ることができない者
救助の方法	1 被災地近くの水源地から飲料水を運搬して供給する。 2 ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の配付を行う。 3 県知事命令（水道法第40条）に基づく、水道事業者（市町村長等）または水道用水供給事業者（一部事務組合等）による水道水の補給。 4 市長は責任者（市職員）を定め、円滑な救助の実施を図る。

実施者	市長（委任事項）
費用の範囲	<p>1 ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費</p> <p>(1) 機械（運搬車、ポンプ等）</p> <p>(2) 器具（バケツ、樽、びん、ポリタンク等）</p> <p>(3) 燃料（ろ水器や自動車等のガソリン代。採暖料は対象外）</p> <p>2 浄水用薬品及び資材費</p> <p>(1) 浄水用薬品（被災者が直接飲用する水を浄水するものに限られる。）</p> <p>(2) 資材費 浄水用のネル・布・ガーゼ等の経費</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>＜対象＞</p> <p>①飲料水以外に利用された炊事用水等</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>＜対象外＞</p> <p>①ペットボトルによる供給（食品で対応する場合あり【県と協議】）</p> <p>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等他の制度により供給される生活用水</p> <p>③飲料水供給のための恒久的対策</p> <p style="margin-left: 20px;">a ボーリング等による新水源発見の費用</p> <p style="margin-left: 20px;">b 送水するための配水管を布設する費用</p> <p style="margin-left: 20px;">c 水道の復旧・修繕費、井戸さらいの場合の賃金職員雇上費、資機材費</p> </div> <p>※1 備品購入はやむを得ない場合とし、救助完了後は換価処分する。</p> <p>※2 特に必要となる食料運搬に係る輸送費及び賃金職員雇上費は、「輸送費」及び「賃金職員雇上費」として一括計上する。</p>
費用の限度	<p>1 供給必要量をろ水または運搬する直接、間接経費</p> <p>2 機械器具の借上料、修繕費及び燃料費は当該地域の通常（平常時）の実費</p> <p>3 浄水用の薬品及び資材の費用は当該地域の通常（平常時）の実費</p>
救助期間	災害発生の日から7日以内
特別基準	<p>1 供給期間の延長</p> <p style="margin-left: 20px;">延長期間は7日以内（実情により再延長可）</p>
実施状況報告	飲料水の供給地区、対象人員、供給水量及び供給方法（日報・様式5）

実施者	市長（委任事項）
整備書類	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 飲料水の供給簿（様式10） 4 飲料水供給の支払関係証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等

### 5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

実施者	県知事（調査配分については市長）
救助の対象	次の全てに該当する者 1 災害等により住家に全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水の被害を受けた者 2 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 ※ 共通の留意点 ※ ① 「災害等」とは、自然災害、船舶遭難等をいう。 ② 被災者の世帯構成人員は、実際に給与する時点の人数（死亡・不明者は除く。）
救助の方法	1 世帯別被害調査表（様式1-4 P54）に基づき、配分計画を作成し、被災者の被害区分に応じ受領書を徴して現物支給する。 2 災害発生日により支給限度額を区分する。（季別〔夏・冬〕決定日＝災害発生日） 3 事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価を持って精算することとし、評価調書を作成する。
費用の範囲	1 寝具（就寝に必要な最少限度の毛布及び布団等） 2 外衣（作業衣・婦人服・子供服等） 3 肌着（じゅばん・シャツ・ズボン下・パンツ等） 4 身のまわり品（タオル・手ぬぐい・地下たび・サンダル等） 5 炊事道具（なべ・釜・包丁・コンロ・バケツ等） 6 食器（はし・茶わん・皿・汁わん等） 7 日用品（石鹸、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等） 8 光熱材料（マッチ、使い捨てライター、ロウソク、木炭、プロパンガス等）

実施者	県知事（調査配分については市長）													
費用の限度	(1) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 (単位:円)													
	<table border="1"> <tr> <th>世帯区分 季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </table>	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算							
	夏季 (4～9月)	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900							
	冬季 (10～3月)	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400							
	(2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯 (単位:円)													
<table border="1"> <tr> <th>世帯区分 季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算</th> </tr> </table>	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算								
夏季 (4～9月)	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600								
冬季 (10～3月)	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600								
救助期間	災害発生の日から10日以内													
特別基準	<p>1 給(貸)与の期間延長 延長期間は10日以内（実情により再延長可）</p> <p>2 季別の変更</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①災害発生日は9月末だが、10月に入らなければ給(貸)与ができない場合</p> <p>②災害発生日は9月末だが、寒冷地帯で夏季基準では寒さがしのげない場合など</p> </div> <p>3 限度額の引上げ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>床上浸水被害であったが多量の土砂流入等があり、被服などの損傷が甚大である場合は全壊とみなす など</p> </div> <p>4 旅館、ホテル等の宿泊者が被災した場合の給与</p>													
実施状況報告	<p>1 世帯別被害調査表（様式1-4）</p> <p>2 世帯構成員別被害状況（様式6-2）</p> <p>3 物資購入(配分)計画表（様式6-3）</p> <p>4 給与状況報告（日報・様式5）</p> <p>5 給与完了報告</p>													

実施者	県知事（調査配分については市長）
整備書類	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 物資の給与状況（様式11） 4 物資購入及び支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等

## 6 医療

実施者	県知事、救護班の派遣
救助の対象	1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害により医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者 2 被災者以外で災害により医療の途を失った者 ※ 共通の留意点 ※ ① 医療を必要とするに至った原因は問われない ② 障害を受けまたは疾病にかかった日時は問わない ③ 患者の経済的要件は問われない ※ 対象外 ※ ① 治療の緊急性が低い疾病（美容整形手術・肩こり等の治療） ② 健康診断 ③ 予防措置 ④ 防疫措置
救助の方法	1 原則として、救護班を現地へ派遣し医療を行う。 ※ 救護班 ※ ① 法第32条により契約した日本赤十字社長野県支部 ② 県立病院等でチーム編成し、県知事が派遣したもの ③ 法第24条により従事命令を受けた医師・看護婦等で構成されたもの など 2 救護班では医療が困難かつ複雑な処置を要する重傷患者は、必要な医療が実施可能な医療機関へ輸送する。この場合、救護班による応急医療及び移送費のみが法の対象となる。 3 救護班の到着を待つことができない命に関わるような急迫した事情がある患者は、一般診療機関への入院または通院も認められる。

実施者	県知事、救護班の派遣
費用の範囲	<p>原則として救護班が使用した薬剤、治療材料分が対象となる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診察料</li> <li>2 薬剤または治療材料の支給</li> <li>3 処置、手術、その他の治療及び施術料</li> <li>4 病院または診療所への受入れ経費</li> <li>5 看護料</li> </ol> <p>《対象》</p> <p>①輸送途中での忘失分は実情による【県と協議】</p>
費用の限度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費</li> <li>2 一般の病院または診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</li> <li>3 施術者による場合 当該地域における協定料金の額以内</li> </ol> <p>《留意点》</p> <p>法による医療費の給付は、国民健康保険・共済組合保険等すべての社会保険に優先して支出すること</p>
救助期間	災害発生の日から14日以内
特別基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療期間の延長 医療活動が円滑に実施される状態になった時点で終了</li> </ol>
実施状況報告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班の派遣の必要性</li> <li>2 救護班の開始報告</li> <li>3 診療人員及び実施状況（日報・様式5）</li> <li>4 救護班の終了報告</li> </ol>
整備書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救助実施記録日計票（様式4）</li> <li>2 救助の種目別物資受払状況（様式6）</li> <li>3 救護班活動状況（様式12）</li> <li>4 病院診療所医療実施状況（様式13）</li> <li>5 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類</li> <li>6 その他必要な書類、帳簿等</li> </ol>

## 7 助産

実施者	県知事、救護班の派遣
救助の対象	<p>1 災害のため、助産の途を失った者</p> <p>2 被災者以外で災害により助産の途を失った者</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《共通の要件》</p> <p>①災害発生日以前または以後7日以内に分娩した者</p> <p>②現に助産を要する状態にある者（死産及び流産を含む）</p> <p>③本人の経済的要件は問われない</p> </div>
救助の方法	<p>1 原則として、救護班を現地へ派遣し助産を行う。ただし、一刻を争うことが多いことから、助産師によることもできる。</p> <p>2 産院または一般医療機関で行うこともできる。</p> <p>3 被災のショックによる異常出産等も考えられるため、生命の安全については特に配慮する。</p>
費用の範囲	<p>1 分娩の介助に要する費用 陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助</p> <p>2 分娩前、分娩後の処置に要する費用 出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対する沐浴等を含む事後の処置</p> <p>3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料費 ネル・さらし・油紙・アマニ油・リゾール・シッカロール等</p>
費用の限度	<p>1 救護班による場合 使用した衛生材料及び処置費（救護班による場合を除く）、薬剤の実費</p> <p>2 助産師による場合 地域の慣行料金の8割以内の額</p>
救助期間	<p>分娩した日から7日以内（ただし、災害発生日以前の日数は含まない。）</p> <p>《例》災害発生日が9月5日(◎)の場合における救助期間</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>例1 Aさんの分娩日(☆)が 9月1日の場合</p> <p>Aさんの救助期間=3日間</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>例2 Bさんの分娩日(☆)が 9月11日の場合</p> <p>Bさんの救助期間=7日間</p> </div> </div>
特別基準	<p>1 助産期間の延長 延長期間は必要最小限（実情により再延長可）</p>

実施者	県知事、救護班の派遣
実施状況報告	助産の実施状況（日報・様式5）
書類整備	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 助産台帳（様式14） 4 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等

### 8 災害にかかった者の救出

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	1 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者 ※例示※ ①火災の際に火中に取り残された場合 ②地震の際に倒壊家屋の下敷きになった場合 ③水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合 ④山津波や土石流により生き埋めになった場合 2 災害のため生死不明の状態にある者 ※例示※ ①行方不明の者で、諸般の情勢から生存していると推定される者 ②行方は分かっているが、生命があるかどうか明らかでない者 ※共通の留意点※ ①災害にかかった原因は問われない ②人の救出だけに限定される
救助の方法	生命の保全を第一とし、災害の状況に応じて最も確かつ迅速に実施できる方法

実施者	市長（委任事項）
費用の範囲	<p>1 借上費 船艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費（直接に救出活動に使用したものに限る。）</p> <p>2 修繕費 救出のため使用した機械、器具の修繕費</p> <p>3 燃料費 (1) 機械、器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代 (2) 救出作業を行う場合の照明の灯油代 (3) 救出した人を蘇生させるための彩暖用の燃料費 ※救出のための輸送費及び賃金職員雇上費は、経理上救出費から分離し、「輸送費」及び「賃金職員雇上費」として一括計上すること。</p>
費用の限度	必要かつ適切な経費で地域の通常の実費
救助期間	<p>災害発生の日から3日以内</p> <p>※ 原則として4日以後は遺体の捜索として扱う。（明らかに生存している者を除く。）</p>
特別基準	<p>1 救出期間の延長</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>＜例示＞</p> <p>①現に救出を要する者が確認できるとき</p> <p>②家屋等の下敷や土砂に埋没した者が助けを求めるなど生存が明瞭であるとき</p> <p>③災害の発生が継続しているとき</p> </div>
実施状況報告	救出の実施状況報告（日報・様式5）
書類整備	<p>1 救助実施記録日計票（様式4）</p> <p>2 救助の種目別物資受払状況（様式6）</p> <p>3 被災者救出状況記録簿（様式15）</p> <p>4 被災者救出用関係支払証拠書類</p> <p>5 その他必要な書類、帳簿等</p>

### 9 災害にかかった住宅の応急修理

実施者	県知事（調査報告及び実施について委任を受けた場合は市長）
救助の対象	<p>災害により住家に半壊、半焼の被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力によって応急修理ができない者</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《要件》</p> <p>①半壊、半焼したものに限定する（全壊及び床上浸水は含まない）</p> <p>②災害に起因するものであること</p> <p>③資力のない者とは、応急仮設住宅入居認定に準ずる次の者</p> <p style="margin-left: 20px;">a 生活保護法の被保護者並びに要保護者</p> <p style="margin-left: 20px;">b 特定の資産のない失業者</p> <p style="margin-left: 20px;">c 特定の資産のない母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等</p> </div>
救助の方法	<p>1 対象世帯個々の修理計画を作成し、現物給付をもって実施すること。</p> <p>2 救助実施者が調査・作成した実施計画（仕様書）に基づき、直営または業者への請負により実施する。</p> <p>3 日常生活に必要欠くことのできない部分の最小限度の応急的修理とすること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《留意点》</p> <p>①面積制限なし</p> <p>②「日常生活に必要欠くことのできない部分」とは次のとおり</p> <p style="margin-left: 20px;">居室、炊事場、便所、風呂、土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根 など</p> </div>
費用の範囲	<p>1 応急修理の原材料費 木材・トタン・釘・ガラス・必要最小限度の畳等</p> <p>2 大工・左官等賃金職員雇上費</p> <p>3 材料の輸送費・工事事務費等</p> <p>4 法第24条の規定による従事命令の場合の実費弁償</p>
費用の限度	<p>1 世帯当たり 595,000 円以内</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《留意点》</p> <p>①市内の1世帯平均金額が限度額以内であれば調整可（応急仮設住宅と異なり、市町村相互間の調整は認められない）</p> <p>②同一住家に2世帯以上が同居している場合は1世帯とみなす</p> <p>③アパート等で1室1世帯のものは、各室を1戸とみなす</p> </div>
救助期間	<p>1 着工期間 災害発生後できるだけ早い時期</p> <p>2 完了期間 災害発生の日から1ヶ月以内</p>

実施者	県知事（調査報告及び実施について委任を受けた場合は市長）
特別基準	1 完了期間の延長 延長期間は1ヶ月以内で必要最小限（実情により再延長可）
実施状況報告	1 住宅応急修理の該当者の報告 2 修理戸数の協議 3 着工後及び竣工報告（日報・様式5）
書類整備	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 住宅応急修理記録簿（様式16） 4 住宅の応急修理のための契約書・設計書・仕様書等 5 住宅の応急修理関係支払証拠書類 6 その他必要な書類、帳簿等

### 10 学用品の給与

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	<p>1 災害により住家に全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水の被害を受けた小学校児童・中学校生徒（養護、盲及びろう学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）</p> <p>2 学用品等がなく就学に支障を生じている者</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《共通の留意点》</p> <p>①通学途中または学校等で被災した場合も給与可【県と協議】</p> <p>②喪失または毀損を免れた学用品は対象外</p> <p>③本人の経済的要件は問われない</p> <p>④小学校児童及び中学校生徒の判断は、災害発生日をもって決定する</p> </div>
救助の方法	<p>1 学校長、教育委員会等の協力を得て、児童・生徒の確実な人員数、学年別数を把握する。</p> <p>2 小・中学校の学年別に配分計画表を作成し、必要数量を調達する。</p> <p>(1) 学年別によって、同一規格・同一価格のものを購入し、事務的煩雑を防ぐ。</p> <p>(2) 多量の場合は各品目別に購入価格の平均額を決める。</p> <p>(3) 当面必要な学用品とする。必要以上の給与は対象外。</p> <p>(4) 支給にあたっては、親権者の受領書を徴しておく。</p> <p>3 災害発生日が学期末・学年末の場合は、実情に即した学用品を給与できる。</p>

実施者	市長（委任事項）
費用の範囲	<p>1 教科書（文部科学省検定済教科書または文部科学省著作教科書に限る。）</p> <p>2 教材 県または市町村教育委員会に届出または承認を受けて使用している準教科書・ワークブック・問題集等の教材【辞書・図鑑等は原則対象外】</p> <p>3 文房具 ノート・鉛筆・消しゴム・クレヨン・絵具・画筆・画用紙・下敷き・定規等</p> <p>4 通学用品 運動靴・体育着・カバン・かさ・長靴等</p> <p>※ 文房具及び通学用品の品目は例示であり、これ以外の品目で特に必要のあるものについては実情に応じて給与することができる。</p>
費用の限度	<p>1 教科書及び教材 実費</p> <p>2 文房具及び通学用品</p> <p>(1) 小学校児童 1人当たり 4,500円以内</p> <p>(2) 中学校生徒 1人当たり 4,800円以内</p> <p>(3) 高校校生徒 1人当たり 5,200円以内</p>
救助期間	<p>1 教科書及び教材 災害発生の日から1ヶ月以内</p> <p>2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内</p>
特別基準	<p>1 給与期間の延長</p> <p>(1) 教科書及び教材 延長期間は1ヶ月以内</p> <p>(2) 文房具及び通学用品 延長期間は15日以内</p>
実施状況報告	<p>1 学年別被災児童、生徒数報告</p> <p>2 支給状況報告（日報・様式5）</p>
書類整備	<p>1 救助実施記録日計票（様式4）</p> <p>2 救助の種目別物資受払状況（様式6）</p> <p>3 学用品の給与状況（様式17）</p> <p>4 学用品購入関係支払証拠書類</p> <p>5 備蓄物資払出証拠書類</p> <p>6 その他必要な書類、帳簿等</p>

11 埋葬

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	<p>次の全てに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の混乱の際死亡した者</li> <li>2 災害のために埋葬を行うことが困難な場合であること</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《埋葬を行うことが困難な場合であることの例示》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難であるとき （遺族が埋葬可能な場合は対象外）</li> <li>②火葬場が浸水または流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき</li> <li>③埋葬を行うべき遺族がいないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき</li> <li>④経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺・骨つぼ等の入手ができないとき</li> </ol> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《共通の留意点》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①死因及び場所は問われない</li> <li>②災害発生の日以前に死亡し、まだ埋葬が終わっていない者を含む</li> <li>③直接災害のため傷病等を受けた者に限らず、病死等の者も含む</li> </ol> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《対象外》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①警察官が発見した遺体または警察官に届け出のあった遺体、死亡原因に犯罪性の疑いがあり警察署に届けなければならない変死体 ⇒刑事訴訟法及び検視規則等により取り扱う。</li> <li>②法が適用されていない市町村に漂着した遺体が、当該災害によるものと推定できない場合 ⇒当該市町村長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により措置する。</li> </ol> </div>

実施者	市長（委任事項）
救助の方法	<p>1 原則として救助の実施機関（市長）が現物給付により実施する。</p> <p>2 埋葬の程度は応急的な火葬であり、土葬または火葬を問わない。</p> <p>3 民間の第三者が埋葬を行った場合には、例外的措置として、費用の限度額で実費を補償することができる。</p> <p>4 外国人を埋葬する場合、風俗・習慣・宗教等の違いに配慮し実施する。</p> <p>5 法の適用地域の遺体が法の適用のない地域へ漂着した場合は、県へ報告するとともに次のように取り扱う。</p> <p>(1) 漂着した市町村が遺族または適用市町村へ連絡し、引き取りを依頼する。</p> <p>(2) 法適用市町村が混乱している場合及び適用市町村が県外である場合は、対応を県へ相談する。</p> <p>原則として漂着した市町村が埋葬を実施し、費用は県が負担する。</p>
費用の範囲	<p>1 埋葬時に使用する棺・骨つぼ等</p> <p>2 火葬等の埋葬料（輸送費及び賃金職員雇上料含む。）</p> <p>※1 一般の葬祭とは異なるので、その地域において必要最小限のものとする。</p> <p>《対象外》</p> <p>供花、供物、酒代等</p> <p>※2 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置は「遺体の処理」費用として処理</p>
費用の限度	<p>1 大人（満12才以上） 一体当たり 215,200円以内の実費</p> <p>2 小人（満12才未満） 一体当たり 172,000円以内の実費</p>
救助期間	災害発生の日から10日以内
特別基準	<p>1 埋葬期間の延長</p> <p>延長期間は10日以内で必要最小限（実情により再延長可）</p> <p>2 他の市町村で火葬せざるを得ない場合の輸送費及び賃金職員雇上料</p>
実施状況報告	埋葬救助の実施状況報告
整備書類	<p>1 救助実施記録日計票（様式4）</p> <p>2 救助の種目別物資受払状況（様式6）</p> <p>3 埋葬台帳（様式18）</p> <p>4 埋葬費支払関係証拠書類</p> <p>5 その他必要な書類、帳簿等</p>

## 12 遺体の搜索

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	<p>災害により行方不明の状態にあるもので、周囲の事情により、既に死亡していると推定される者</p> <p>《既に死亡していると推定される場合の例示》</p> <p>①行方不明になってから既に相当な時間を経過している場合</p> <p>②災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合</p> <p>《留意点》</p> <p>①死因及び場所は問われない</p> <p>②死亡した者の居住地の法適用の有無は問われない</p> <p>③死亡した者の住家の被害状況は問われない</p>
救助の方法	<p>1 市町村民の労力奉仕等により搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。</p> <p>2 被災者の救出と遺体の搜索とを区分することが極めて困難である場合は、原則として災害発生後3日間は救出とし、それ以降は搜索として扱う。</p>
費用の範囲	<p>1 借上費 船艇、その他の搜索に必要な機械、器具の借上費（直接搜索に使用したものに限る。）</p> <p>2 修繕費 搜索のために使用した機械、器具の修理費</p> <p>3 燃料費 (1) 機械・器具を使用する場合に必要なガソリン代・石油代 (2) 搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 ※搜索作業従事者用の採暖用燃料費は原則対象外</p> <p>4 遺体搜索のための輸送費及び賃金職員雇上料は、「輸送費」「賃金職員雇上料」に一括計上すること。</p>
費用の限度	搜索を実施するに、真にやむを得ない費用で当該地域の通常の実費
救助期間	<p>災害発生の日から10日以内</p> <p>※ 原則として4日以降を遺体の搜索として扱う。（明らかに生存している者を除く。）</p>
特別基準	<p>1 搜索期間の延長 延長期間は10日以内で必要最小限（実情により再延長可）</p>

実施者	市長（委任事項）
実施状況報告	捜索状況報告
整備書類	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 遺体捜索状況記録簿（様式19） 4 遺体捜索用支払関係等証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等

### 13 遺体の処理

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体識別等のための洗浄、縫合消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検案等を行うことができない場合 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         &lt;&lt;留意点&gt;&gt;                          通常、遺体の発見から埋葬に至る過程において実施される処理であり、法による埋葬の実施が前提                     </div>
救助の方法	1 原則として救助の実施機関（市長）が現物給付により実施する。 (1) 遺体の一時保存のための施設等の設置 (2) 遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供 (3) 処理に必要な物資の調達 2 検案については原則として救護班が実施するものとする。 3 遺族の心情を察し、遺体の取扱いに当たっては、できるだけ丁寧に扱う。
費用の範囲	1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 2 遺体の一時保存のための費用（原則的に輸送費及び賃金職員雇上料を含む。） 3 救護班によらない場合の検案料 4 他の市町村で処理せざるを得ない特別な事情がある場合の輸送費及び賃金職員雇上料【県と協議】
費用の限度	1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり 3,500円以内 2 遺体の一時保存 (1) 既存建物を利用する場合は、借上に要する当該地域における通常の実費 (2) 野外仮設の場合    1体当たり 5,400円以内 (3) 保存用ドライアイスについては当該地域における通常の実費を加算できる 3 検案（救護班によらない場合） 当該地域における慣行料金の額以内（検案書代を除く。）

実施者	市長（委任事項）
救助期間	災害発生の日から10日以内
特別基準	1 埋葬期間の延長 延長期間は10日以内で必要最小限（実情により再延長可）
実施状況報告	遺体の処理の実施状況（日報・様式5）
整備書類	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 遺体処理台帳（様式20） 4 遺体の処理費 5 その他必要な書類、帳簿等

#### 1.4 障害物の除去

実施者	市長（委任事項）
救助の対象	次のすべてに該当する場合 1 災害により半壊、半焼または床上浸水の被害を受けた住家であること 2 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     &lt;&lt;例示&gt;&gt;                      ①生活保護法の被保護者並びに要保護者                      ②特定の資産のない失業者                      ③特定の資産のない母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等                      ④上記に準ずる経済的弱者                 </div> 3 当面の日常生活を営むことができない状態であること <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     &lt;&lt;例示&gt;&gt;                      ①日常生活に欠くことのできない居室、炊事場等に障害物が運び込まれている                      ②障害物（雪を含む）の除去に限り、原状回復は対象外                 </div>
救助の方法	1 救助の実施機関（市長）が現物給付により実施する。 除去に必要な機械、器具等の借上により作業員及び技術者等を動員して障害物を除去すること。 2 市において対象数を調査の上、除去計画（仕様書）を作成し、直接または一括業者に請負わせて実施すること。 3 住家の所有権を問わず実施する。

実施者	市長（委任事項）
費用の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>除去に必要な機械・器具等（ロープ、スコープ等）の借上費及び購入費、輸送費及び賃金職員雇上料</li> <li>工事請負費</li> </ol>
費用の限度	<p>1 世帯当たり 137,900 円以内</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《留意事項》</p> <p>①市内の1世帯平均金額が限度額以内であれば調整可（応急仮設住宅と異なり、市町村相互間の融通は認められない）</p> <p>②同一住家に2世帯以上が同居している場合は1世帯とみなす</p> </div>
救助期間	災害発生の日から10日以内
特別基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>除去期間の延長 延長期間は10日以内で必要最小限（実情により再延長可）</li> <li>半壊、半焼または床上浸水の被害を受けない住家にあつて、特別な事情により救助を実施する場合</li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《特別な事情の例示》</p> <p>①土砂等の堆積により家屋への出入りが不可能となっている場合</p> <p>②異常豪雪により除雪が間に合わず、放置すると住宅が倒壊するおそれのある場合</p> <p>③異常豪雪による交通の途絶により集落が孤立し、多数の者の生命・身体に危害を受けるおそれのある場合</p> </div>
実施状況報告	<ol style="list-style-type: none"> <li>障害物除去対象数</li> <li>障害物除去実施状況（日報・様式5）</li> </ol>
書類整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助実施記録日計票（様式4）</li> <li>救助の種目別物資受払状況（様式6）</li> <li>障害物除去の状況（様式21）</li> <li>障害物除去の契約書・仕様書等支払関係証拠書類</li> <li>その他必要な書類、帳簿等</li> </ol>

15 応急救助のための輸送

実施者	県知事又は市長（事務委任をした救助）
救助の対象	<p>1 被災者を避難させるための輸送</p> <p>《例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①避難指示に基づき避難する住民の輸送</li> <li>②被災者を誘導するための人員、資材等の輸送</li> </ul> <p>《対象外》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①警察・消防・自衛隊等が実施した分</li> <li>②災害の予防または拡大防止のための人員、物資、資材の輸送</li> <li>③避難所から帰宅する際の輸送費（被災地の状況等により対象）</li> <li>④ペット、家財道具等の運搬（被災者の避難に支障をきたさない範囲で実施可）</li> </ul>
	<p>2 救援用の物資の輸送</p> <p>《例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被服、寝具その他生活必需品の給与のための輸送</li> <li>②炊き出し用食糧等の輸送</li> <li>③学用品支給のための輸送</li> <li>④救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送</li> <li>⑤被災者救援の目的のために直接使用される物資の輸送（ただし、下記を除く）</li> </ul>
	<p>《対象外》</p> <p>次の場合は各救助の基準額の中に包含されているため、原則輸送費に計上しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する資材の輸送</li> <li>②応急仮設住宅建設の際の資材の輸送</li> <li>③住宅の応急修理用資材の輸送</li> <li>④埋葬の棺、骨つぼの輸送</li> <li>⑤遺体の一時保存のための仮設安置所設置資材の輸送</li> <li>⑥障害物除去のための資材の輸送</li> </ul>
	<p>3 飲料水供給のための輸送</p> <p>《例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲料水そのものの輸送</li> <li>②飲料水の確保に必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送</li> </ul>

	<p>4 医療及び助産のための輸送</p> <p>＜例示＞</p> <p>①重症患者または産婦を救護班の仮設する診療所、病院、産院等に入院、通院のための輸送</p> <p>②救護班では対応できない重症患者等を他の病院、診療所等へ輸送する場合</p> <p>③救護班人員を被災地や避難所等へ輸送する場合避難指示に基づき避難する住民の輸送</p> <p>＜対象外＞</p> <p>①退院または分娩後の帰宅の際の輸送（傷病の状況等により対象）</p> <p>5 被災者救出のための輸送</p> <p>＜例示＞</p> <p>①救出された被災者の輸送</p> <p>②救出のために必要な人員、資材等の輸送</p> <p>6 遺体の捜索のための輸送</p> <p>＜例示＞</p> <p>①捜索に必要な人員、資材等の輸送</p> <p>    a 死亡推定者が生存していた場合→救出のための輸送</p> <p>    b     "     が死亡していた場合→遺体の処理のための輸送</p> <p>7 遺体の処理（埋葬を除く。）のための輸送</p> <p>＜例示＞</p> <p>①遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検案のための救護班員等の人員の輸送</p> <p>②遺体の処置のための衛生材料等の輸送</p> <p>③遺体発見場所から一時安置所までの移送</p> <p>④遺体の移動に伴う遺体そのものの輸送</p> <p>⑤遺体を移送するための人員の輸送</p>
<p>救助の方法</p>	<p>1 県・市町村所有の自動車、船舶等を使用して実施する。</p> <p>2 輸送業者等から借上げて実施する。</p> <p>3 輸送業者以外から借上げて実施する。</p>
<p>費用の範囲</p>	<p>1 運送費（運賃）</p> <p>2 借上料</p> <p>3 燃料費</p> <p>4 消耗器材費</p> <p>5 修繕費</p>

費用の限度	当該地域の通常の実費（原則的には国土交通省で許認可を受けている料金の額以内とする）
救助期間	<p>各種救助種目別に定められている救助期間の範囲内（種目ごとの救助期間が特別基準の承認を得た場合はその期間）</p> <p>《被災者の避難》 救助種目の中では特に規定されていないが、災害発生または発生しようとする一両日中に限定されると考えられることから、避難所の開設期間と同一とならない</p>
特別基準	<p>1 期間の延長</p> <p>(1) 種目ごとの救助期間が特別基準の承認を得た場合は自動延長</p> <p>(2) 輸送期間のみの延長（各救助種目の実施期間の延長がない場合）</p> <p>《例示》 災害発生日から14日目に重症患者が発生し、救護班では処置できないため、病院に搬送中15日目になった場合</p> <p>2 輸送の特例</p> <p>(1) 埋葬のための輸送 伊南聖苑（火葬場）が使用できず、遠距離のものを使用する場合</p> <p>(2) その他の輸送 避難所開設及び仮設住宅設置のための人員、資材等を遠方から輸送する場合</p> <p>《申請時期》 輸送を始める前に申請する</p>
実施状況報告	輸送状況報告（日報・様式5）
整備書類	<p>1 救助実施記録日計票（様式4）</p> <p>2 救助の種目別物資受払状況（様式6）</p> <p>3 輸送記録簿（様式22）</p> <p>4 輸送に関する支払関係証拠書類</p> <p>5 その他必要な書類、帳簿等</p>

16 応急救助のための賃金職員等雇上費

実施者	県知事又は市長（事務委任をした救助）
救助の対象	<p>1 被災者を避難させるために雇上げた賃金職員</p> <p>2 医療及び助産における移送</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①重傷患者または産婦を救護班、病院、診療所、産院に運ぶ際の賃金職員</p> <p>②救護班の移動に伴い、医師、看護婦等を移動させるための賃金職員</p> <p>救護班員を背負って急流を渡る賃金職員 など</p> </div> <p>3 被災者の救出</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①被災者を救出する賃金職員</p> <p>②救出する機械、器具その他の資材を操作する賃金職員</p> </div> <p>4 飲料水の供給</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①飲料水を供給するために要する賃金職員</p> <p>②飲料水を供給するために必要な機械、器具の運搬、操作等に要する賃金職員</p> <p>③飲料水を浄水するための医薬品等の配分に要する賃金職員</p> </div> <p>5 遺体の搜索</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①遺体を搜索するために必要な賃金職員</p> <p>②搜索に要する機械、器具その他の資材を操作するために必要な賃金職員</p> </div> <p>6 遺体の処理</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員</p> <p>②遺体を一時安置所まで輸送するために必要な賃金職員</p> </div> <p>7 救済用物資の整理、輸送及び配分</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《例示》</p> <p>①救済物資を区分し、保管するための賃金職員</p> <p>②救済物資の荷物の積みおろし、上乗り及び運搬するための賃金職員</p> <p>③輸送された物資を被災者に配分するための賃金職員</p> </div>

	<p>《対象外》</p> <p>次の場合は各救助の基準額の中に包含されているので、原則として賃金職員雇上費に計上しない</p> <p>①避難所設置の際の仮設便所、炊事場等の建築に要する賃金職員</p> <p>②応急仮設住宅建築の賃金職員雇上費、住宅の応急修理の賃金職員</p> <p>③埋葬の棺、骨つぼの輸送のための賃金職員</p> <p>④障害物除去のための資材の輸送のための賃金職員</p> <p>⑤遺体保存のための仮設置の賃金職員</p>
<p>救助の方法</p>	<p>1 知事または市町村長が正当な方法で雇上げて実施する。</p> <p>2 仕事の量及び質の両面から検討し、必要最小限度の人数とする。</p>
<p>費用の範囲</p>	<p>この業務を行うために雇上げた賃金職員</p>
<p>費用の限度</p>	<p>当地域の通常の実費（職業安定所の業種別賃金を基礎とするのが適当）</p>
<p>救助期間</p>	<p>各種救助種目別に定められている救助期間の範囲内</p>
<p>特別基準</p>	<p>1 期間の延長</p> <p>種目ごとの救助期間が特別基準の承認を得た場合は自動延長</p> <p>2 雇上げの特例</p> <p>《例示》</p> <p>①埋葬のための賃金職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体が多数で埋葬の処理ができない場合</li> <li>・本市（伊南行政組合）では埋葬できない特殊な場合</li> </ul> <p>②炊出しのための賃金職員</p> <p>深夜または被害が拡大しつつある特殊な状況で、奉仕団等の協力が得られない場合等</p> <p>③遠距離から資材等を輸送するための賃金職員</p> <p>避難所開設等のための資材が当該地区で確保できず、遠方から輸送する場合等</p>
<p>実施状況報告</p>	<p>賃金職員雇上げの実施状況報告（日報・様式5）</p>

整備書類	1 救助実施記録日計票（様式4） 2 救助の種目別物資受払状況（様式6） 3 貸金職員雇上台帳（様式23） 4 貸金職員支払関係証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等
------	---

### 17 実費弁償

範囲	施行令第10条第1号から第4号までに規定する者
費用の限度	1 各職種別1人1日当たりの日当 ・ 医師及び歯科医師 17,400円以内 ・ 薬剤師 11,900円以内 ・ 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 ・ 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 ・ 大工、左官及びとび職 20,700円以内 2 時間外勤務手当及び旅費は別途定める額
救助期間	救助の実施が認められる期間

### 18 生業資金の貸与

（事実上は廃止）	
その他	生業資金の貸与は、零細な資本によって生業を営んでいる者が、災害のため住家を全焼、全壊または流失し、そのため生業を根底からくつがえされたような場合に、それらの者に対して生業に必要な資金を貸し付け、速やかに再起更生させることを目的とする。しかし、生活福祉資金、災害援護資金等の各種貸付資金制度等が充実された現在、この生業資金の貸与制度は運用されていない。

## 第5 救助事務の必要経費

救助法による救助のために要した事務的経費は、「災害救助費の国庫負担について（昭和40年5月11日厚生省社第163号厚生事務次官通達）交付要綱」で国庫負担が認められている。

詳細については以下のとおり。

事務費の範囲	1 法第23条に規定する応急救助の事務を行うに必要な経費 2 応急救助を実施する機関の経費
--------	--

<p>事務費の対象となる経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町村相互の連絡、打合せ等旅費</li> <li>・ 救助物資の調達、輸送の旅費</li> </ul> </li> <li>2 時間外勤務手当 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び市町村職員（臨時及び非常勤職員を含む。（賃金職員を除く））</li> </ul> </li> <li>3 賃金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時に雇上げた職員の賃金</li> </ul> </li> <li>4 消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文具、用紙及び消耗器材</li> </ul> </li> <li>5 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁用燃料（通常時使用分の差分）</li> <li>・ 自動車燃料（議会議員の視察、土木・建築等に要した費用は対象外）</li> </ul> </li> <li>6 食料費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に対する炊出し費用</li> <li>・ 応急救助対策打合せ会の食料</li> </ul> </li> <li>7 印刷製本費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種帳簿、台帳、諸用紙類</li> <li>・ 罹災証明書</li> </ul> </li> <li>8 光熱水費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気料、水道料、ガス代（通常時使用分の差分）</li> </ul> </li> <li>9 通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信費（電話料、郵便料）</li> <li>・ 運搬費（備品等の運搬料）</li> <li>・ 近距離のバス、電車、船舶等の回数券</li> </ul> </li> <li>10 賃借料及び損料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地、家屋の借上料（庁舎等が利用できない場合に借り上げた土地、建物等）</li> <li>・ 自動車、船舶及び機械器具（対策本部用パソコン、FAX、複写機等）の借上料</li> </ul> </li> <li>11 修繕費 <p>自動車、船舶及び自転車等交通連絡手段として使用した輸送機械器具に限る。（原状回復であって、改良・改善は含まない。）</p> </li> </ol>
<p>期間</p>	<p>災害発生の日から救助の期間内に支出したものに限られる。 この場合の支出とは、債務の確定をいい、事実上の支払の意味ではない。</p>
<p>精算事務費</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 精査事務に係る必要経費は、精査事務終了の日までの間の必要な経費が認められる。</li> <li>2 事務費の対象となる範囲は、応急救助に要する事務費と同じである。</li> </ol>

整備書類	支払関係証拠書類																																												
その他	<p>年間救助事務費の額（精査事務の必要経費を含む。）に応じて次の割合を乗じて得た額の範囲内で国庫負担の対象となる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">(年間救助費額)</th> <th style="text-align: right;">(割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">3千万円以下の部分の金額</td> <td style="text-align: right;">100分の10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3千万円を超え</td> <td style="text-align: center;">6千万円以下</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6千万円を超え</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円を超え</td> <td style="text-align: center;">2億円以下</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2億円を超え</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3億円を超え</td> <td style="text-align: center;">5億円以下</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円を超え</td> <td></td> <td style="text-align: right;">100分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>《例示》                      救助業務に要した費用 1億5,000万円の場合                      算出内訳</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: right;">30,000千円</td> <td>×10/100</td> <td>=</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">30,000千円</td> <td>×9/100</td> <td>=</td> <td>2,700千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">40,000千円</td> <td>×8/100</td> <td>=</td> <td>3,200千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">50,000千円</td> <td>×7/100</td> <td>=</td> <td>3,500千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td></td> <td></td> <td>=12,400千円</td> </tr> </table>	(年間救助費額)		(割合)	3千万円以下の部分の金額		100分の10	3千万円を超え	6千万円以下	〃	6千万円を超え	1億円以下	〃	1億円を超え	2億円以下	〃	2億円を超え	3億円以下	〃	3億円を超え	5億円以下	〃	5億円を超え		100分の4	30,000千円	×10/100	=	3,000千円	30,000千円	×9/100	=	2,700千円	40,000千円	×8/100	=	3,200千円	50,000千円	×7/100	=	3,500千円	計			=12,400千円
(年間救助費額)		(割合)																																											
3千万円以下の部分の金額		100分の10																																											
3千万円を超え	6千万円以下	〃																																											
6千万円を超え	1億円以下	〃																																											
1億円を超え	2億円以下	〃																																											
2億円を超え	3億円以下	〃																																											
3億円を超え	5億円以下	〃																																											
5億円を超え		100分の4																																											
30,000千円	×10/100	=	3,000千円																																										
30,000千円	×9/100	=	2,700千円																																										
40,000千円	×8/100	=	3,200千円																																										
50,000千円	×7/100	=	3,500千円																																										
計			=12,400千円																																										